

第20回損保ジャパン日本興亜福祉財団賞 受賞記念講演録

受賞記念講演

『社会的養護のもとで育つ若者の「ライフチャンス」－選択肢（オプション）と
つながり（リガチュア）の保障、「生の不安定さ」からの解放を求めて』

昭和女子大学人間社会学部福祉社会学科 助教 永野 咲

シンポジウム

『不利の連鎖の中にある「若者」のライフチャンスを保障するために』

コーディネーター：岩田 正美（日本女子大学名誉教授）
パネリスト：上間 陽子（琉球大学大学院教育学研究科教授）
佐々木 宏（広島大学大学院総合科学研究科准教授）
宮本 みち子（千葉大学・放送大学名誉教授）
コメンテーター：永野 咲（昭和女子大学人間社会学部福祉社会学科助教）
（敬称略）

日時 2019年7月13日（土） 午後1時から

場所 グランドアーク半蔵門3階「華の間」

2019年12月

公益財団法人 損保ジャパン日本興亜福祉財団

目 次

1. 主催者挨拶
公益財団法人損保ジャパン日本興亜福祉財団 専務理事 松林 宏…… 1
2. 審査委員長挨拶
損保ジャパン日本興亜福祉財団賞 審査委員長 岩田 正美…… 3
3. 記念講演

『社会的養護のもとで育つ若者の「ライフチャンス」－選択肢（オプション）と
つながり（リガチュア）の保障、「生の不安定さ」からの解放を求めて』

昭和女子大学人間社会学部福祉社会学科 助教 永野 咲…… 5

資 料（講演会資料） …… 17
4. シンポジウム
『不利の連鎖の中にある「若者」のライフチャンスを保障するために』 …… 41

コーディネーター：岩田 正美（日本女子大学名誉教授）
パネリスト：上間 陽子（琉球大学大学院教育学研究科教授）
佐々木 宏（広島大学大学院総合科学研究科准教授）
宮本 みち子（千葉大学・放送大学名誉教授）
コメンテーター：永野 咲（昭和女子大学人間社会学部福祉社会学科助教）

資 料（シンポジウム資料集） …… 83
5. 第20回損保ジャパン日本興亜福祉財団賞
審査講評 審査委員長 岩田 正美 ……109
(敬称略)

資 料 …… 損保ジャパン日本興亜福祉財団賞受賞者

第20回損保ジャパン日本興亜福祉財団賞贈呈式（2019年3月19日実施）



二宮 雅也 理事長



岩田 正美 審査委員長



受賞者 永野 咲 氏



前列（理事長、出版社、受賞者、審査委員長）
後列（理事、審査委員）

受賞記念講演会・シンポジウム（2019年7月13日実施）



シンポジウム

パネリスト（左から岩田正美氏、上間陽子氏、
佐々木宏氏、宮本みち子氏、永野咲氏）



記念講演会

1. 主催者挨拶

公益財団法人 損保ジャパン日本興亜福祉財団

専務理事 松林 宏

皆様、こんにちは。専務理事の松林でございます。先月の6月21日より新たに専務理事を務めることになりました。皆様方にはなにかとお世話になるかと存じますが、引き続きご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

開会に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、多くの皆様にご出席いただき、まことにありがたく、厚く御礼を申し上げます。本日の受賞記念講演会・シンポジウムの開催に当たりましては、厚生労働省を初め、日本社会福祉学会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟、日本地域福祉学会、日本社会福祉系学会連合の皆様にご後援をいただいております。ご後援・ご協力をいただきました多くの皆様にご場をお借りして御礼を申し上げます。

当財団は、1977年に創設以来、社会福祉分野を中心に着実にその活動を拡げ、昨年10月に41周年を迎えることができました。前身である損保ジャパン記念財団と日本興亜福祉財団、両財団の事業を継承していることから、障害者福祉から高齢者福祉まで幅広い助成プログラムを実施しています。当財団の活動の概要につきましては、本日、資料の中にも簡単に記載してございますので、後ほどご覧いただければありがたく存じます。

さて、当財団の事業の中で大きな柱となりますのが、この損保ジャパン日本興亜福祉財団賞でございます。この賞は、我が国の社会福祉分野の優れた学術文献を表彰し、合わせて研究費の助成を行うことで、優秀な研究者の育成および学術的なレベルの向上に資することを目的としております。

財団賞の選考に当たりましては、まず社会福祉分野の数多くの文献の中から、推薦者の皆様に候補文献をご推薦いただきます。それらの候補文献につき、日本女子大学名誉教授の岩田正美先生を委員長とした、我が国の社会福祉分野を代表する7名の先生に審査をお願いしております。審査委員の先生には、約4カ月に及ぶ期間、休日、夜間を問わず、真剣、かつ熱のこもった審査会で、ご専門の立場から幅広く、また奥深いご論議をいただきました。本賞の審査委員の皆様にもこの場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

このような大変厳しい選考を経て、昨年度、見事、受賞の栄に浴されました永野咲様に改めてお祝いを申し上げたいと思います。まことにおめでとうございます。

さて、本日の受賞記念講演会は、1999年の財団賞の発足時より受賞研究内容のご発表の場として開催させていただいております。そして今年で20回目を迎えるに至りました。また、講演会に合わせて開催しておりますシンポジウムも、日本の社会福祉を論ずる場としてご好評をいただいております。

第1部の講演会では、第20回損保ジャパン日本興亜福祉財団賞を受賞されました永野様に記念のご講演をいただきます。第2部のシンポジウムでは、パネリストとして、琉球大学大学院教育学研究科教授の上間陽子様、広島大学大学院総合科学研究科准教授の佐々木宏様、千葉大学・放送大学名誉教授の宮本みち子様にご登壇いただきます。また、講演をされます永野様にもお入りいただきます。財団賞の審査委員長である岩田様にコーディネーターをお願いしております。「不利の連鎖の中にある『若者』のライフチャンスを保障するために」をテーマにご議論をいただきます。シンポジウムへのご参加を快くお引き受けいただきましたパネリストの皆様には、ご多忙の中、貴重なお時間をいただきましてまことにありがとうございました。本日はよろしく願いいたします。

本日の講演会とシンポジウムの内容が、皆様の日ごろの研究や実務の面、また、実生活の中でもお役に立てば幸いに存じます。

なお、先ほどご案内がございましたが、シンポジウム終了後に、本当に簡単ではございますが懇親会をご用意してございますので、ぜひお立ち寄りいただき、ご登壇の皆様との交流の場として使っていただければと思っております。

結びになりますが、日ごろ当財団活動にご指導、ご支援をいただいております皆様に心から感謝を申し上げまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願い申し上げます。

2. 審査委員長挨拶

損保ジャパン日本興亜福祉財団賞

審査委員長 岩田 正美

皆様こんにちは。岩田正美と申します。

今、ご案内がありましたように、このピンクの冊子の5ページから8ページまでに今回の永野さんの著作が受賞した経緯、審査報告が載っております。

きょうは、永野さん自身の講演がありますので、内容についてはもちろんそちらのほうで皆さん、ぜひお聞きいただいて、ここでは、なぜ受賞に至ったかという審査報告をかいついで申し上げておきたいと思います。

それはこの7ページから8ページに書いてあるとおりなのですが、児童養護施設に措置された子どもたちの状態というのは、実はこの文献賞の第14回に谷口由希子さんの著作が財団賞を受賞しております。そうした先行研究がありまして、すごくたくさんあるというわけではないんですけれども、それぞれ大変意義のある研究が地道に続いてきたわけですが、たとえば谷口さんの研究が、どちらかという養護施設という場における生活、子どもたちの生活というところに大きな力点があったんですが、永野さんはそこから、いわば措置解除して社会に巣立っていくその後を振り返りつつ、社会的養護というのはいったい何だったのかという本質を問いかける著作になっております。

私どもの審査では、社会的養護というのは何を子どもたちに保障しようとしたのか、しているのか、してきたのかという極めて根源的な問いをたて、その問いに真っ正面から取り組んだということが一番高く評価されました。

それから、さまざまな先行研究によるデータ、それから、ご本人がされた量的・質的調査というものを駆使して分析されたわけですが、その前提としてダーレンドルフという人の「ライフチャンス」概念を枠組みとして使われました。これは、詳しくは、この後、永野さん自身の講演の中に出てくると思いますし、きょうのシンポでももしかするとそのへんが1つの議論になっていくかもしれません。

それを使いつつ、しかし、ご自分のなされた質的な調査を分析する過程で、そのダーレンドルフの「ライフチャンス」の基礎的な概念のほかに、「生の不安定」という概念を生成されて、それを非常に効果的に使って分析されたことが非常に評価されました。

もちろん、まだ大変若い著者でありまして、いろいろ注文をつけようと思えば、これも

してほしい、あれもしてほしいということはあるわけですが、いずれにしてもその社会的養護の本質というものについての意欲的な議論を提起したというところに審査委員会一同、大変高く評価しまして、20回目の節目の財団賞を永野さんに差し上げたいと、こういう結論に達したわけです。

この後の講演およびシンポジウムを通じてその本質的な理論ではどういうふうに進んでいくのかということ、皆様と一緒にディスカッションしていきたいと思います。

どうもありがとうございました。

3. 記念講演録

『社会的養護のもとで育つ若者の「ライフチャンス」

ー選択肢（オプション）とつながり（リガチュア）の保障、

「生の不安定さ」からの解放を求めて』

昭和女子大学人間社会学部福祉社会学科 助教 永野 咲

永野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。ご想像に難くないとは思いますが大変緊張していますので、多少のたどたどしさはご容赦いただければと思います。

3月に表彰式を行っていただきまして、大変光栄に感じています。審査いただいた先生方、それから、本賞は博士論文がベースになっていますので、これまでご指導くださった先生方、そして調査に協力くださった皆様に改めてお礼を申し上げたいと思います。

それでは、大変恐縮ではありますが貴重な機会をいただいていますので本書の概要について少しお話しできたらと思っています。

先ほどの審査の講評の中でもご説明いただきましたけれども、これまで社会的養護のもとで過ごしてきた子どもたちというよりは、そこを経験してきて若者になって出会った人たちと活動を共にしてきました。

2006年からは、当事者活動の場にも携わることになりまして、その中で、子ども期を社会的養護、これはつまり公的な養育ですけれども、そのもとで過ごした若者たちに不利や不条理みたいなものが集積しているのではないかというふうなことを痛感してきました。本書の「はじめに」のところに書いてあるんですけども、いくつかの出会いの中で、忘れられない光景がたくさん積み重なってきていたということがあります。研究の初めの段階にいる状況でしたので、それが研究を通して何ができるかということを考え続けてきたということになります。

その1つは、社会的養護のもとで育つ若者の困難を捉えるということをしなければいけないというふうにはまずは考えました。NPO等の活動で出会う人たちの困難さというのはじかに伝わってはくるわけですし、これまでの支援を行ってきた方々のその実践記録などを拝見しても困難ということはあるだろうというふうには思われたわけですけれども、実際にはなかなかそのことがデータや研究を通して伝わりにくいところもあるのかなというふうに思っていました。

社会的養護というのは、虐待や貧困やさまざまな理由によって、生まれた家庭で暮らすことができない子どもたちを公的責任のもとで養育するという仕組みです。もちろん衣食住の保障に限らない専門的なケアを提供してさまざまな機会の回復を保障するという極めて重要な役割を持っている制度であるというふうに思っています。

ところが、機会が回復したかということにかかわらずに、年齢の要件、主には18歳ですけれども、年齢の要件や家庭の意向によって措置が解除され、社会的養護のもとを離れるということが強いられるという状況があります。

社会的養護を巣立つ若者の多くがその移行過程でさまざまな困難に直面するということが報告されてきました。北大の松本伊智朗先生はこういった生活を「袋小路」的生活というふうに分析されていますし、青少年福祉センターでは「強いられた自立」というふうに訴えています。先ほど話がありました谷口さんは「脱出」という概念を用いられていて、報告が続いてきています。

それから、Roger Goodmanさんが日本の社会的養護のもとでフィールドワークを行った後に出された本では、児童養護施設の働きが成功したかどうか判定する最も重要な目安は、退所後に子どもらがどうなったか、どういう生活をしているかということであろうというふうに言われています。

ところが、家族から「社会が公的に」保護し、「社会が公的に」養育した子どもたちが今どうしているかということがほとんど知られていないということがわかってくるわけです。Goodman先生が言っているような社会的養護の働きが成功したかどうかということを考える基礎的なデータすらないということを感じていました。生活状況が正しく把握されていなければその社会的な制度の検証ということは行われなわけですので、ここをまずは解決しなければいけないというふうに考えました。

そして、本書の目的がこの2つになるわけですが、繰り返して言いますが、社会的養護のもとで育つ子どもや育った若者たちの生活状況を、アカデミックにというか、博士論文でしたので科学的な方法でということを中心に強く意識して、そして正確に把握するということが目的としました。

2つ目には、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、社会的養護が保障すべきものは何なのか、何だったのかということを考えていた中で、「ライフチャンス」という概念にその答えを求めて分析の枠組みとしました。そうすることで社会的養護のもとで育つ子どもや育った若者たちのライフチャンスをどのように保障すべきか検討したいというふ

うなことを目的としています。

先ほど来、出てきています「ライフチャンス」という概念ですけれども、これについて説明したいと思います。

まず、私がこの概念というかこの言葉に一番初めに会ったときというのは、ちょっと記憶は定かではないんですけれども、おそらくはこのイギリスの社会的養護の大改革について調べていたときではなかったかと思います。

イギリスでは1990年代に、政権交代の節目でありましたけれども、調査が行われまして、措置解除後の子どもたちの過酷な生活状況が、数量的に明らかになりまして、社会的養護のもとで育った子どもたちのライフチャンスが、社会的に容認できないほど低いというのを訴えまして、これが社会に大きな衝撃を与えたと言われています。

この状況把握をもとに新しい目標がつくられるわけですけれども、それが「ライフチャンスを最高度に保障する」ということを掲げたわけで、これによって社会的養護の大改革が社会の優先課題として位置づけられ、また、確実に実施されてきたということがあります。

こうした概念を見つけていたわけですけれども、じゃあ実際に「ライフチャンス」とはなにか。ライフのチャンスといえばそれまでなんですけれども、実はそういうことではなくて、そこについて調べていく中で、ドイツの政治社会学者であったラルフ・ダーレンドルフ（Ralf Dahrendorf）が「ライフチャンス」について詳しくまとめているということに出会っていきました。

ラルフ・ダーレンドルフという方ですけれども、この方が定義している「ライフチャンス」とは、社会構造によって付与される個人の発展のための可能性ということになります。もう少し具体的に言うと、社会がその個人に付与している機会、ないしは、社会でその個人がある特定の位置を占めることによって得ている機会の総数ということになります。これは、オプション（options）、社会構造が付与している選択可能性と、リガチュア（ligatures）という、帰属・社会的なつながりという2つの要素の関数というふうにいわれています。

オプションとは、いわゆる選択可能性であったり、行為の選択肢のことなんですけど、これが構造的な選択の機会であるということが重要とされています。

あともう1つの概念がリガチュアというものなんですけれども、もともとは手術のときの傷口を縫い合わせる糸のことを指す言葉なんですけど、それをここで用いまして、社会の中の個人の位置を定めるものというふうに定義されています。

リガチュアが人々の行動の基盤をつくり、選択に意味を付与する。それから、安定的なつながりや結びつきがライフチャンスを高めるわけですけれども、一方でリガチュアが足かせになって制約的に働くこともある、また、束縛になって、束縛すれば制約的に働くわけで、あればよいというわけではなくて、その質が問われるというところもダーレンドルフの提起しているところです。

このオプションとリガチュアの関係性によってライフチャンスが規定されるというのがダーレンドルフの定義です。非常に簡単にご説明してはいますが、そういうふうになっています。

本書ではこのダーレンドルフの定義を援用しまして、ライフチャンスを、社会的に構築された選択肢（オプション）と、社会的なつながり（リガチュア）の相互作用によって決定される行動の機会というふうに定義しました。以下のようにオプションとリガチュアを定義しているわけです。

それから、これを用いてこれまで得ていたデータを分析したいというふうに考えていましたのでやや操作的な定義も加えています。オプションを、1つ目は経済状況や衣食住の状況、それから、安心・安全な環境など、非常に基本的な生活の条件を規定するものというふうに考えられますし、2つ目には将来にわたって、要するに1つ目のオプションの、その上に乗るような形の将来にわたる教育機会や就労機会、文化や遊びの機会など、より選択的な機会ということをおプションとして操作的に規定しました。

また、リガチュアとして、家族や社会的ケア、ここでは社会的養護ですけれども、自身と社会の間にある関係性。それから、友人関係や教育機関、それから職場、地域での社会的なつながりなど、自身と社会との関係性を規定するものというふうに操作的に定義して、データの分析枠組みとして用いることにしました。

なかなか全部は報告できないのでかいつまんでと思いますが、この枠組みを用いてまずは量的なことについて見てみようというふうに考えて2つの調査を行っています。それが一次データなわけですけれども。それから、4つの調査報告がありまして、この二次分析から量的な把握を試みたということになります。

まず、オプションの量的な状況を、教育機会、就職機会、生活移行と経済というふうなことで見ていきたいと思います。

「教育機会の格差」とタイトルをつけましたけれども、社会的養護のもとで育った人たちの高校中退率は社会全体の中退率の約10倍であるということがわかりました。それから

大学進学率は、低いと言われていたんですけれども、低いだけではなくて、社会との格差があるだけではなくて、地域または施設間の格差が大きいということがわかりました。各地域の結果を比較すると地域の3分の1~12分の1というふうな幅がある進学の状況になるということです。

それから、よく施設を出た若者たちが仕事に就きにくいというふうに言われるんですけども、実は同年代の生活状況と比べると、働かなければいけない割合が高いので働いている割合は高いんですね。ところがやはり半数以上が非正規ですので、一人で生活をすべて維持しなければいけない、だから働かなければいけないけれども、なかなか、非正規で苦しい状況が想定されるということがいえるかなと思っています。

それから、職業がどんなふうに推移するかということも見てみました。これは神奈川の施設の方たちと一緒に調査した結果なんですけれども、退所直後の職業と、退所後しばらくして、要するに現在の職業というふうに2つの時点で職業を聞いたデータの、合わせたものになるんですが、退所後に増加する、退所してから移行していった現在の職業というふうに聞いたときに増加する職業というのは、職業不明、無職、生活保護、水商売、専業主婦ということが増えてきます。これが黄色いところで、赤が現在の職業ですので、赤いところが目立つのは以下の項目ということになります。

それから住居の推移というところも同じように見ていくと、退所してから現在までの推移でふえていくのは、不明、友人宅、親宅、配偶者宅なんですけれども、ここで親宅が出てくるというのは、実はこの調査対象は家庭復帰できなかった人たちですので、家庭復帰が適切ではなかった人たちが退所後に親宅にまた戻っているということが推定されるということになります。要するに退所した後にもその困難が増幅しているかもしれないということがわかっていくと考えました。

また、経済の状況では、各地域を比較してみたわけなんですけれども、一般的に若者世代の生活保護受給率というのは低いですので、若者としての生活ということを考えて若者の受給率と比較すると、だいたい、どの地域でも同年代の約18倍ぐらいの高さで生活保護を受給せざるをえない、そうしないと生活していくことが難しいということも量的にわかってきました。

リガチュアの面ですけれども、私が研究所にいたときに行った調査では、退所後3年間で既に約3割の退所者が元いた施設と連絡がとれなくなっているということがわかりました。つながりが途切れていくということがわかっています。

次に、質的な把握をしたいと思ひまして21人の方へインタビュー調査を行っています。インタビューの本数としては30本、同じ方に重複してインタビューしていることもありますので21名の方、30本のインタビューをお願いしています。質的な分析はこのように行っています。

その後、実は博士課程に私は7年間いたのですけれども、この間、この分析にすごく時間がかかりまして、いろいろなことにトライしてはやはり、というふうなことを繰り返していきました。最終的には、細かいことまではちょっと言及できないんですけれども、入・退所のタイプ、具体的には入所前の環境、それから退所先が家庭か、それとも社会に直接退所するのかというふうな枠組みでタイプをつくっています。それぞれの動き方ということを検討しています。その中で、共時的分析や通時的分析、時間軸を横に切ったり縦に切ったり、いろいろなことをやりながら概念を生成していったということになります。

得られた概念的カテゴリーというふうなものが、前にあるとおりになるんですが、簡単にご説明しますと、オプションと先ほど申し上げたものは、インタビューの結果からは2つありそうだということが抽出されてきました。1つは衣食住等の安心安全な生活に関する基礎的なオプション、これは私が勝手に名づけていますけれども、基礎的なオプションがあるだろう。それから、教育機会、就職機会、社会的活動の機会等に関する選択的オプションがあるだろうというふうなことを抽出しました。

そして、3つのリガチュアということで、リガチュアの面では家族の中で形成されるリガチュアがあるだろう。2つ目には施設の中でのリガチュアがあるだろうということがわかってきています。3つ目に、次のスライドになってしまいますけれども、社会のリガチュアがあるというふうに考えまして、それぞれに少し中身を検討しています。

例えば家族の中で形成されるリガチュアというのは、例えば原家族、社会的養護に入る前の家族のつながりがどんなものであるかということ进行分析していくと、足かせ的であったり、脆弱であるということがわかっていくわけです。そうであるんですけれども措置によってそういった関係を一時的には分断されることがあります。家族から離れて社会的養護のもとで暮らすことでつながりが一時的にでも途絶える。で、措置によって関係性が改善に向かうことももちろんあるわけで、それが目指されているわけなんですけれども、ときにはその家族とのつながりが措置によって永遠に途切れてしまうということもあります。

施設のもとでのリガチュアと書きましたけれども、保護によって社会的養護のもとで暮らすようになると、新しい養育者との間に肯定的なりガチュアを再構築することができる

というふうに考えられますけれども、社会的養護の中でも十分な態勢がない場合には養育者が頻繁に交代することになりますし、十分なリガチュアを築くことは難しいということがインタビューからわかってきます。また、量的なところもつながりが途切れやすいということがわかってきます。

3つ目の社会のリガチュアということでは、社会的養護を必要とした若者たちやその家族というのは措置以前から既に社会で孤立していることが多いということがわかっていきます。社会的養護を必要としたことを理由に、措置解除後にも社会から差別・偏見にさらされることもあります。インタビューの中では、就職した後に施設から来たということがわかったら、「おれらの税金で暮らしてたんだろ」ということで休みがもらえなくなってホームレス生活になったという方もいらっしゃいます。こういったことが社会的養護のもとで暮らす若者たちのリガチュアと言えるかなと思います。

社会的養護への措置によってライフチャンスが変化するわけですが、どんな変化が起こるかという、もちろん基礎的なオプションは回復する、衣食住が保障されるはずですので基礎的オプションは回復する、さらに選択的なオプションの一部、義務教育の回復や高校進学の手続きというのは回復するということが図られるといえるかなと思います。一方で、選択的オプションの中でも特に大学等進学や集団生活による制限というものは起こるので、選択的オプションの制限というものも見られるということはあると思います。

リガチュアの回復、先ほど申し上げたとおり、施設が補完・代替する部分もある一方で、退所後に新たなつながりが途切れるということが考えられます。

ダーレンドルフは、オプションとリガチュアということ提起しましたが、さらに分析していく中で何とも言いがたい不安定な状況というのがありまして、これは、実際に会う人たち、出会ってきた人たちの中でも私が感じてきたことでもあるわけなんですけれども、捉えきれないものが何かあるのではないかなというふうに感じていました。それを、アイデンティティの根幹にある「生まれ」と「生きる」ことの揺らぎではないかなというふうに考えて、「生の不安定さ」というふうに命名しました。

具体的に何のことかという、「生」が不明であることというふうにしましたが、自分の生まれや生い立ちの状況が不明であるということが一部の人たちにはあります。例えば乳児院から入っていてわからないとか、施設で暮らしている理由を自分ではなんとなく理解しているけれども、説明を受けたことがないというふうな場合があります。そのことによってアイデンティティの不確かさがもたらす不安定さということがあるかなというふう

に考えられます。

2つ目に、「生」が、自分の命が否定されること。虐待を受ける。それから言葉でも「生むんじゃなかった」とか「おまえがいるからこうなんだ」というふうなことを経験していると、自分の命が否定されるということを経験しているわけですので、このことによる不安定さというのがある。

最後に、「生」が混乱すること。自分の「人生」が途切れ途切れになっていたり、それから予期しないタイミングでルーツが開示されたり、「育ち」が混乱するということによって生じる不安定さがあるというふうに考えられます。これを本書ではタイプごとにいろいろ分析しているんですが、ちょっと時間の関係で割愛させていただきます。

本書の到達点というところでは、どのようにライフチャンスの保障を考えればいいのかということです。やはり総じて、同年代の若者と社会的養護のもとで育った若者のライフチャンスは大きな格差があるだろうということがいえると思います。特にオプションの面でいくと若者のライフチャンスが社会的に剥奪されている状況というふうにいえるのではないかとこのように考えます。

この解消、ライフチャンスの格差を解消するためには、改革というか、制度を高めるということはやはり必要不可欠。そのためには、今まで申し上げたような退所後にどのような生活をされているかということをきちっと把握する必要があるだろうというふうに考えます。

オプションは、やはり制度的な底上げが必要です。選択的なオプションの格差があるということがわかっていますので、このへんを拡充する必要がある。その中でも、ステイグマを伴わない、やはり「権利」としての方向性を定めるということが必要ではないかと思えますので、そのために当事者の主体的な参画が鍵なのではないか。後から述べます。

リガチュアにおいては、申し上げているように家庭における脆弱、または足かせ的なりガチュアがあったり、保護によるリガチュアの分断があったり、また、社会的養護で不十分なリガチュアの生成という状況があるわけで、社会の中でどのように新たなリガチュアを築いていくかという仕組みが求められるのではないかとこのように考えています。

「生の不安定さ」をどのように解放していくかというのは本書に残っている大きな課題として、一般的には家族という強固なりガチュアのもとにある子ども時代、その質がいいか悪いかということにかかわらず、保護によってやはり家族とのつながりが分断されるというのは共通していることで、なぜ家族と自分は一緒に暮らしていないのか、なぜ自分は

家族がないのかということが大きな葛藤として生じるというふうを考えられます。

出自が不明、自分の「生」が否定されてきた若者たちの「生の不安定さ」や、それによる生きづらさというのは、保護されて保障された生存チャンスが再び危機に陥る、要するに生きていくのがすごくしんどいというふうなことに陥ってしまうほど重大なものであるというふうを考えられます。これをどのように解放していくかということについて検討が必要というのが本書の到達点になっています。

本書は2015年度に博士論文をもとにしたものですので、その後、いくつか取り組みを進めていまして、せっかくの機会ですので本書のその後というところを5分程度でお話したいと思います。

2006年当時から社会的養護の当事者参画を志向する団体と、職員や支援者としてかかわってきているわけですが、その中で今考えていることと取り組んでいること。やはり社会的養護のもとで巣立つ若者、これは社会的養護に限らないかもしれませんが、子どもたち、若者たちが、自分の人生や社会へ参画するということがすごく必要なのではないかというふうに考えています。

障害のある方たちの活動の中でも言われていると思いますが、「私たちのことを私たち抜きに決めないで」というフレーズを今、キーワードにして活動しています。具体的にどんなことがライフチャンスの保障、または「生の不安定さ」の解放に効果的かと考えると、自分の「生」について知ることが大事だというふうを考えます。

例えば自分の「生」について知ることや、そのための取り組みを行うことというのは、家族とつながるだけではなくて、生きることそのものをつないでいくという大事な取り組みであるということがありますので、生い立ちの整理やライフストーリーワークといった自身の「生」を知るための取り組みというのは非常に重要です。自分の人生に参画していくということ、知ること、そして、参画すること。

いろいろな方法があるんですけども、例えばこういった絵本で自分が生まれた日のことをもう一回、聞かせてほしいというふうな。これは、養子縁組した子どもに向けての絵本なんですけど、こういった絵本がたくさん海外からやってきていまして、自分のルーツや、家族がどういうふうな状況かというのを説明することもできるようになっています。こういうことをすごく大事にするべきだというふうには考えています。

それから、人生のコントロール権を取り戻すということを考えています。社会的養護のもとで過ごす子どもたちというのは、多くの場合ですけども家族に問題が起こったとい

うこと、そういった家族に生まれたということを含めて、そこから保護されるということも、家族ともう一緒に暮らせないということも、施設で暮らすんだよとか、里親さんで暮らすんだよということ、職員さん変わっちゃうとかやめちゃうとか、そういったことも、自分たちで決めてきたわけではないことが多いんですね。

それから、いつになったら施設を出るのかな、里親さんちにいつまで入れるのかなということも自分たちで決めてきたわけではないことが非常に多いです。要するに社会の決定に子どもが振り回されてきていること、それが子どものためであることがほとんどなんですけれども、とはいえ、自分の知らないところでいろんなことが動いていく。

一方で、自立という面では非常に早期に自立しなさいということが求められるのではないかと考えています。例えば18歳で措置が解除された後、自立支援ということが行われていますけれども、「一生懸命生きなさいよ」、「良く生きなさい」と言われますけれども、今まで自分の人生をコントロールする経験をなかなか持てなかった子どもたちが、いきなりハンドルを渡されるような感覚。運転してきていないのに、「はい、運転しなさい」と言われるような感覚で、どっちに行けばいいのか、どっちに行けば誰が応援してくれるのかということとはなかなか見通し立ちにくいと思うんですね。だけれども「自立してしっかりやりなさいよ」、「一人でやりなさいよ」ということが求められるというこのアンバランスな状況があるのではないかとこのように思っています。

どうすればそれがよくなるかという、やはり子どもの声を聞くことではないかというふうに考えています。ちょっと説明が足りないところもあるんですけど、ケアのもとにいるとき、子どもの声を聞けば、それは子どもたちの今の暮らし、ケアや計画、プランにすぐに反映されることでもあります。

一方、措置解除になって、若者になった後であっても、声を聞けば、次の世代の仕組みを変えることができる、循環することができるということで意義があるわけです。

具体的に今アメリカを少しフィールドにして調査していますけれども、アメリカでは、FTDMといって、Family Team Decision Making Meeting。大事な措置を決定したり、家庭に帰ったり、それから保護されたりするようなとき、大事な決定をするときには先立って開催しなければいけないということになっているミーティングです。これは制度によって規定されています。もちろん子ども自身も中に入るわけですね。それから、14歳以上になれば、自分が好きな人、自分の応援団と思える人を呼んでくることもできるわけです。それから実際に制度を変えるために声を上げている若者たちも増えてきました。

そのために私たち、今かかわっている団体は、自分の声を安全に伝えるにはどうすればいいかというトレーニングをしています。こういったトレーニングは、当事者活動がかなり広く普及しているアメリカでは当然の考え方で、当事者の声が聞かれて効果的に受け止められるべきだし、ストーリーというのは人の心を動かすことができるんだけど、自分の人生をどう語るかというのは大変な問いであるよということ。どこまで話すか、何を話すかというのは自分で決めていい。自分のストーリーは自分のものであって、「かわいそうさ」を話さなくていいんだよというふうなことを伝えるトレーニングを行っています。

こういったことをベースにした上で声を上げるということができるようになっていくと、これは実際にワシントン州で制度ができてきたときのフローなんですけれども、ちょっと時間がないので簡単に説明すると、4つの箇所ですべて当事者が実際に声を上げられるような仕組みができていますね。例えば州の議会、委員の中にも当事者が16人中2名入っているとか、児童福祉局が新しい制度をつくったら、社会的養護で暮らしていた若者の諮問委員会に一回通さなければいけないとか、そういうふうな仕組みができていて当事者の声が入るようになっていきます。これでオプション拡大、リガチュアの保障の方向性を見誤らないということができるかというふうに考えています。

最後にちょっと明るい話題で、こんなふうにトレーニングを、アメリカの当事者と日本の当事者の若者たちと一緒に安全性のトレーニングをしていて、赤信号、黄色信号、青信号で、どこまでが自分の青信号かな、ということとかを一緒に考えています。

こういったことを進めていくと例えば安全にスピーチすることができるようになっていくという。これ、真ん中にいるのが施設で暮らしていた女性で、聞いている人のほとんどが同じような経験をしている日米の若者なんですけれども、最後はスタンディングオベーション、大事な経験をシェアしてくれてありがとうというふうなことを伝えてくれる。こういったことが政策にきちんと反映されるようになっていけば、ライフチャンスの保障というのは叶うのではないかというふうに考えています。

ありがとうございました。

受賞記念講演会資料

永野 咲 氏

受賞著書『社会的養護のもとで育つ若者の「ライフチャンス」
－ 選択肢とつながりの保障、「生の不安定さ」からの解放を求めて』
(株式会社明石書店 2017年12月)

社会的養護のもとで育つ若者の 「ライフチャンス」

昭和女子大学・永野 咲

“

子ども期を社会的養護—公的な
養育—のもとで過ごした若者た
ちに、不利が集積している

社会的養護のもとで育つ若者の 困難を捉える

3

社会的養護は、公的責任のもと代替的養育を担う

- 衣食住の保障に限らない専門的ケアを提供し、機会の回復を保障する：極めて重要な役割
- 機会の回復に関わらず、年齢や家庭の意向で措置が解除され、社会への自立が強いられる
- 社会的養護を巣立つ若者の多くが、移行過程でさまざまな困難に直面することが報告されてきた
 - 松本（1987）「袋小路」的性格
 - 青少年福祉センター（1989）「強いられた自立」

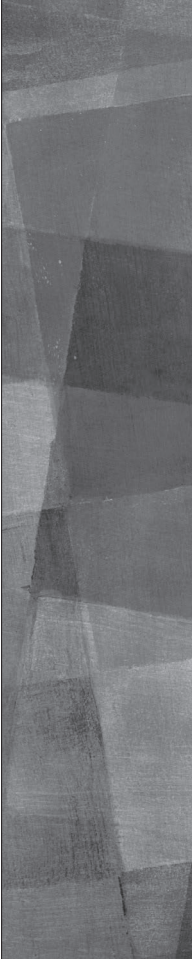
4



“

児童養護施設の働きが成功したかどうか判定する最も重要な目安は、退所後に子らがどうなるかということであろう

-Roger Goodman



- しかし・・・家族から「社会が公的に」保護し、「社会が公的に」養育した子どもたちが、今どうしているかほとんど知られていない

- 生活状況が把握されていなければ、その社会的な制度の検証も評価もなされない

本書の目的

1. 社会的養護のもとで育つ子ども／育った若者たちの生活状況を、科学的な方法で、正確に把握する
2. 「社会的養護が保障すべきものは何か？」
「ライフチャンス」に求め、分析の枠組みとし社会的養護のもとで育つ子ども／育った若者たちのライフチャンスをどのように保障すべきか検討する

7

新たな概念 「ライフチャンス」の導入

8

英国の社会的養護大改革

- 英国では、措置解除後の過酷な生活実態が明らかとなり、子どもたちのライフチャンスが容認できないほど低いことが社会に大きな衝撃を与えた
- これを契機に「ライフチャンスを最高度に保障する」ことを掲げた社会的養護の大改革が社会の優先課題として位置づけられ実施された
- 社会的養護制度改革のキーワードであった「ライフチャンス」に注目

9

ダーレンドルフ (Ralf Dahrendorf) の「ライフチャンス」

- 社会構造によって付与される個人の発展のための可能性
- <社会がその個人に付与している機会>ないしは、<社会でその個人がある特定の位置を占めることによって得ている機会の総数>
- 「オプション (options) : 社会構造が付与している〈選択可能性〉」と
「リガチュア (ligatures) : 帰属・社会的なつながり」という二つの要素の関数

10

オプション

- それぞれの社会構造が付与している〈選択可能性〉〈行為の選択肢〉のこと
- 「構造的な『選択』の機会」を表す

リガチュア

- 社会の中での個人の「位置」を定めるもの
- リガチュアが人びとの行動の基盤をつくり、選択に意味を付与する
- 安定的なつながりや結びつきがライフチャンス（を高めること）の一側面であると同時に、リガチュアが制約的に働き、束縛となることもある

11

本書における「ライフチャンス」の定義

本研究では、ダーレンドルフの定義を援用

- 「ライフチャンス」を「社会的に構築された選択肢（オプション）と社会的なつながり（リガチュア）の相互作用により決定される行動の機会」と定義
- オプション：「社会的に構築され、未来に開かれる選択肢」
- リガチュア：「社会的に構築されたつながりの状況」

12

オプションの操作的定義

1. 経済状況、衣食住の状況、安心・安全な環境など、基本的な生活の条件を規定するもの、
2. 将来にわたる教育機会や就労機会、文化や遊びの機会など、より社会的な選択肢とその機会を規定するもの

リガチュアの操作的定義

1. 家族や社会的ケアなど、自身と社会の間にある関係性を規定するもの
2. 友人関係、教育機関や職場、地域での社会的なつながりなど、自身と社会との関係性を規定するもの

13

措置解除後の生活実態と

デプリベーション

ーライフチャンスの量的把握ー

2つの調査による一次データと4つの公開データに対する二次分析からライフチャンスの量的把握を試みた

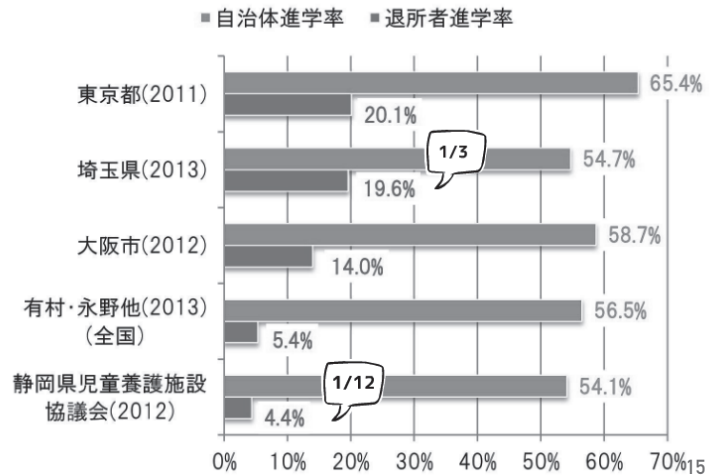
14

オプション

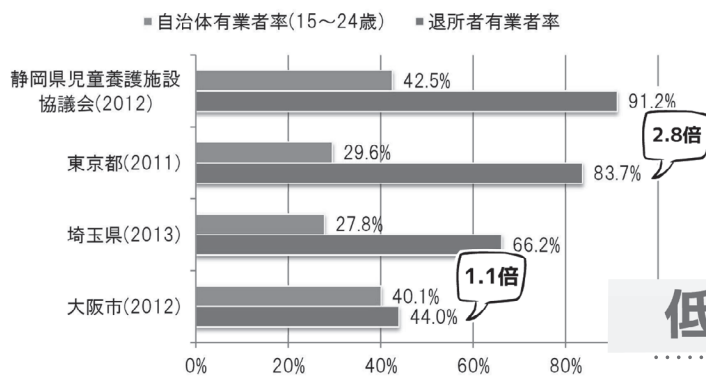
- 教育機会
- 就職機会
- 生活移行
- 経済

教育機会の格差

- ▶ 高校中退率は… 約17.2% (全国退所者平均)
社会全体の高校中退率1.7%の約10倍
- ▶ 大学等進学率は… 地域の1/3~1/12
社会との格差 + 施設(地域)間の格差

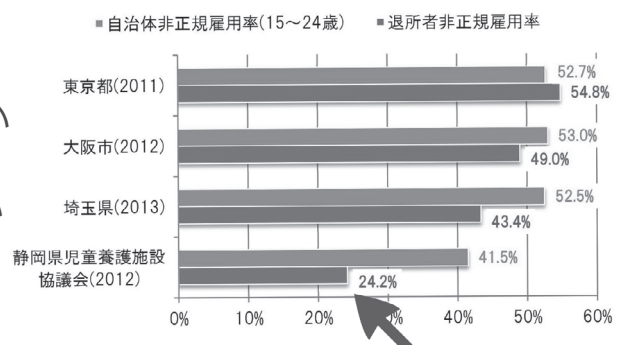


高い有業率



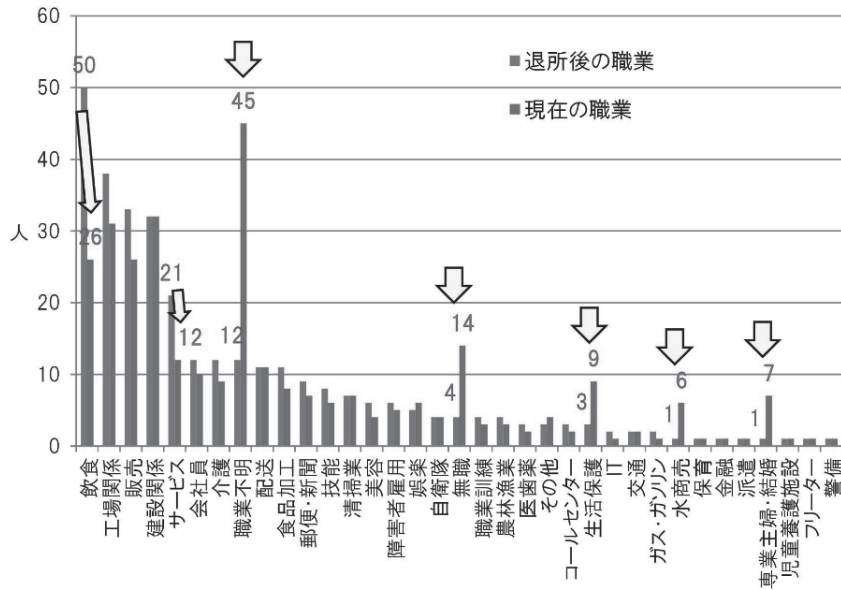
- 同年代の若者と比べると退所者の方が正規雇用}に就く割合が高い

低い非正規雇用率



- 平均21歳：大学進学率が低い
- 働かなければ生きていけない
- しかし、半数近くが非正規

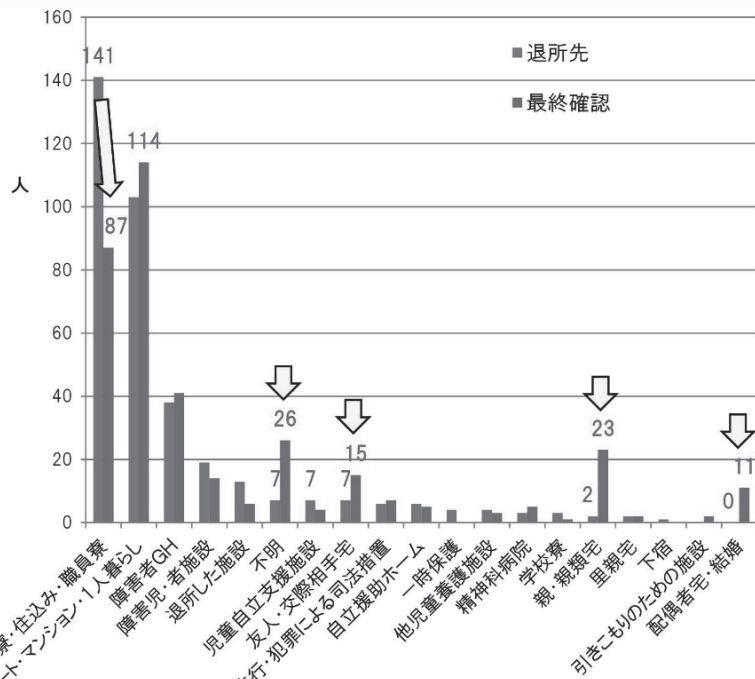
職業の推移



神児研 (2013)

退所後に増加する職業は・・・
 職業不明、無職、生活保護、水商売、専業主婦・結婚

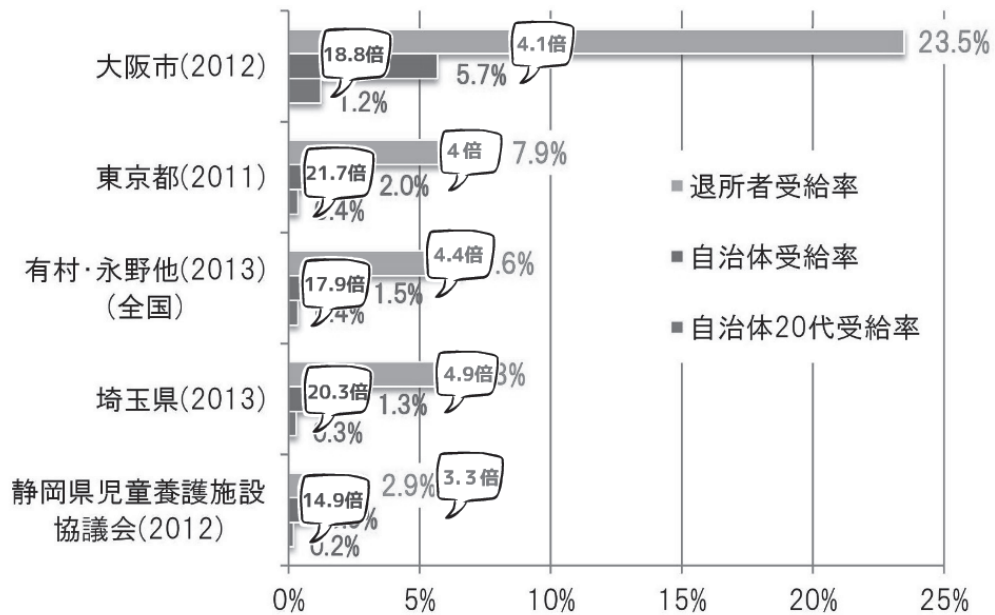
住居の推移



神児研 (2013)

増加する居住先は・・・
不明、友人宅、親宅、配偶者宅

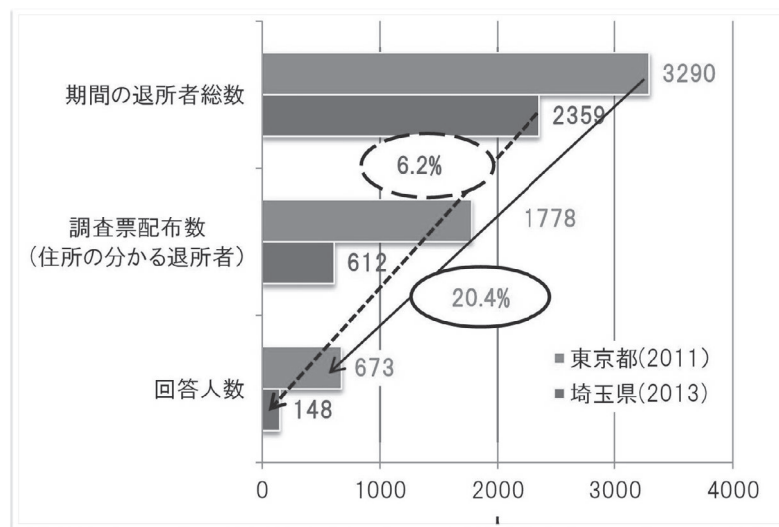
高い生活保護受給率



生活保護受給率は同年代の約**18**倍以上

途絶えるリガチュア

退所後**3**年間にすでに約**3**割の退所者が施設と連絡を取れない：つながりが途切れていく状況が明らかとなった



社会的養護のもとで育った 若者のライフチャンス

ーライフチャンスの質的把握ー

21名へのインタビュー調査から、ライフ
チャンスの質的把握を試みた

21

質的調査と分析方法

- 21名へのインタビュー調査
- 質的データ分析法（佐藤2008）をもとに分析
 1. データの逐語記録
 2. データの抽出とセグメント化
 3. コーディング：オープン・コーディング→焦点的コーディング
 4. 概念的カテゴリーの検討
 5. 概念モデルとストーリーの構築

22

タイプ・共時分析・通時分析・・・など

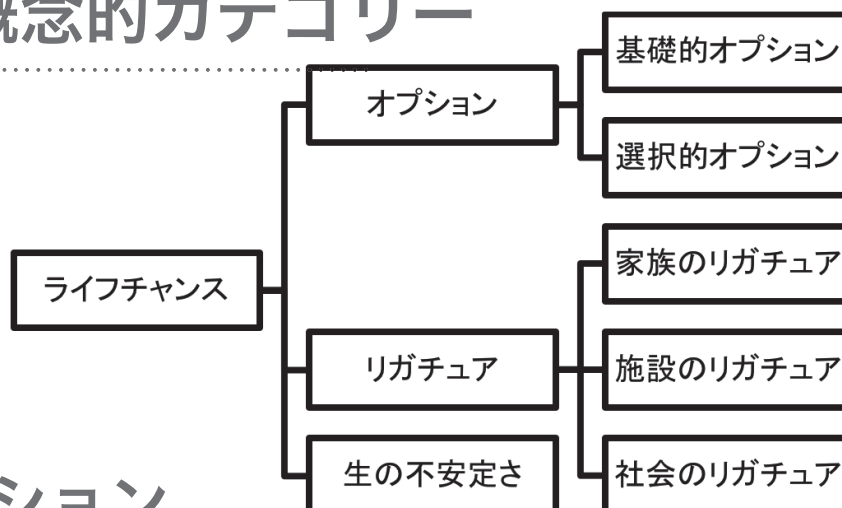
		退所先の環境			
		家庭・親類宅		社会	
		再入所なし	再入所あり	再入所なし	再入所あり
入所前	家庭	①A,B,C,D	②O,T	③E,F,G,R	④P,Q,S,U
	乳児院	⑤H,L		⑥J,K,M,N	

タイプ	パターン	ID	退所先の環境				社会生活
(1)家庭復帰タイプ	①	A B C D	家庭	施設			
	⑤	H L	乳児院	施設			
(2)家庭からの入所・退所タイプ	③	E F G R	家庭	施設			
(3)再保護タイプ	②	O T	家庭	施設	家庭	施設	家庭
	④	P Q S U					
(4)乳児院からの入所・退所タイプ	⑥	I J K M N	乳児院	施設			

入所前
自立

23

得られた概念的カテゴリー



2つのオプション

- 衣食住等の安心安全な生活に関する状況である「基礎的オプション」
- 教育機会、就職機会、社会的活動の機会等に関する「選択的オプション」

24

3つのリガチュア

1. 家族の中で形成されるリガチュア

- 原家族のつながり：足枷的、脆弱であることが想定される
- 措置によって（一時的に）分断される
- 措置によって関係が改善に向かうこともあるが、時にはそのまま途切れてしまう

2. 施設（ケアのもと）でのリガチュア

- 新たな養育者との間に肯定的に再構築
- しかし、養育者の頻繁な交代などがあれば、十分なリガチュアを築くことが難しい
- 措置解除後、このリガチュアも途絶えやすい：退所後の3年間で、約3割が施設と連絡の取れない

25

3. 社会のリガチュア

- 社会的養護を必要とした若者たち（とその家族）は、措置以前からすでに社会から孤立
- 社会的養護を必要としたことを理由に、社会からの差別・偏見にさらされることもある

→社会的養護のもとで暮らした若者たちのリガチュアは、措置以前の家庭における脆弱な（あるいは足枷的な）リガチュアと、措置によるリガチュアの方断、さらに社会的養護の措置下における不十分なりガチュア生成の状況がある

26

社会的養護への措置によって変化するライフチャンス

- 基礎的オプションと選択的オプションの回復（義務教育の回復、高校進学之机会）
- 選択的オプションの制限（集団生活による制限、大学等進学之机限）

- リガチュアの回復：足枷的であったり、欠如していた家族のリガチュアを施設のリガチュアが補完・代替する
- 施設リガチュア：措置後の新たなつながりとなるが、集団生活の中で十分でなく、退所後には途絶えてしまう可能性もある

27

社会的養護のもとで育った 若者の「生の不安定さ」

ダーレンドルフが規定したオプションとリガチュアだけでは捉えきれないもの・・・

28

アイデンティティの根幹にある「生まれ」と「生きる」ことの揺らぎ

- ① 「生」が不明であること：自身の「生まれ」や「生いたち」の状況が不明であることによるアイデンティティの不確かさがもたらす不安定さ
- ② 「生」が否定されること：家族などから自身の「生命」が否定される経験によって生じる不安定さ
- ③ 「生」が混乱すること：境遇やルーツの突然の開示によって、自身の「人生」のアイデンティティやルーツが揺るがされ、「育ち」が混乱することによって生じる不安定さ

29

社会的養護のもとで育った 若者のライフチャンスの保障 にむけて

本書の到達点

30

社会的養護のもとで育った若者のライフチャンス

- 同年代の若者との大きな格差
- 社会的養護を措置解除された若者のライフチャンスは、社会的に剥奪されたデプリベーション状態であるといえる
- ライフチャンスの格差を解消するためには、社会的養護にまつわる関連制度の大規模な改革が必要不可欠
- 変革のためには、社会的養護措置解除後の実態をより正確に、かつ長期的に把握する必要

31

オプションの制度的底上げとリガチュアの検討

- オプション：制度的底上げが必要
 - ステイグマを伴わない「権利」としての方向性を定めるには、当事者の主体的な参画が鍵
- リガチュア：家庭における脆弱な・足枷的なリガチュア、保護によるリガチュアの分断、社会的養護での不十分なりガチュアの生成
 - 特に措置解除直後には、基盤だった施設のリガチュアが一気に減少傾向
 - 社会の中で施設のリガチュアに限らない新たなリガチュアを築く広範なネットワークや仕組みが求められる

32

「生の不安定さ」をどのように解放していくか

- 一般的には家族という強固なりガチュアのものにある子ども期に、（その質如何にかかわらず）保護により家族とのつながりが分断される
- 「なぜ家族と（が）いないのか」「なぜケアのもとにいるのか」という大きな葛藤が生じる
- 出自が不明であったり、自身の「生」が否定されてきた若者たちの「生の不安定さ」や生きづらさは、時として保護によって保障された生存のチャンスを再び危機に陥れてしまうほど
- 生涯にわたってライフチャンスの根底を揺るがす「生の不安定さ」をどのように解放していくか、検討が必要

33

本書のその後・・・

自分の人生と 社会への参画

*"Nothing about us,
without us"*

“わたしたちのことを、
わたしたち抜きに決めないで”

34

自身の「生」について知る

- 自身の「生」について知ることやそのための取り組みが、家族とのつながりだけでなく、「生きること」そのものをつないでいく
- 「生い立ちの整理」や「ライフストーリーワーク」といった自身の「生」を知るための取り組み

35

人生のコントロール権を取り戻す

- 社会的養護のもとで過ごす子どもたちは、多くの場合・・・
 - 家族に問題が起きたことも、保護されることも、家族と別れて暮らすことも、この施設（里親）で暮らすということも、担当職員（養育者）が変わるとということも、いつ施設（里親）を離れるかということも
- 自分たちで決めてきたわけではない

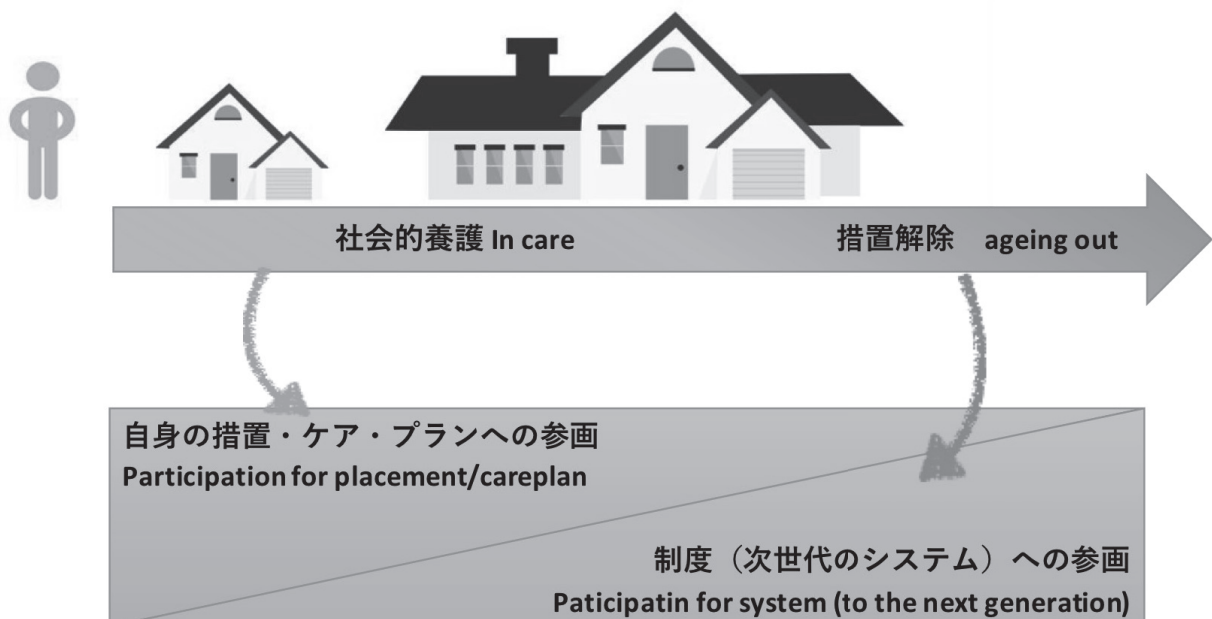
36

早期に求められる「自立」

- 自分の人生を左右する非常に大きな事を、周囲の大人（社会）たちに次々と決定されてきた
- 一方で、措置解除後には、同年代よりも早期に「自立」が求められ、自分の人生を自分で決定し、独力で生活を決定しなければならないようになる

37

子どもの「声」を聴くこと

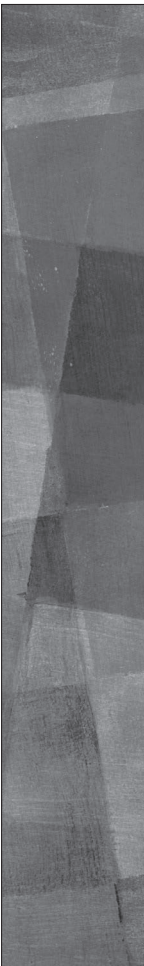


38

具体的な取り組み: SHARED PLANNING MEETING

- 家族の意思決定ミーティング (Family Team Decision Making Meeting(FTDM))
 - 家庭からの分離や措置変更、家庭再統合などの重大な決定をする場合、先立って開催する。(緊急の場合などで先に開催できなかった場合には、措置の72時間以内に開催する)
 - 必ず招待する: ケースワーカー、両親、12歳以上のユース、14歳以上のユースが選んだ2人の参加者 (ケースワーカー、ケアギバー以外)、ケアギバー、(両親とユースそれぞれの弁護士、CASA、該当する場合には部族の代表、サービス提供者、拡大家族やメンターを含む家族の支援者、親族、友人、他機関の支援者や代弁者)

39



Strategic Sharing: 安全かつ目的を持って自分のストーリーを共有する方法

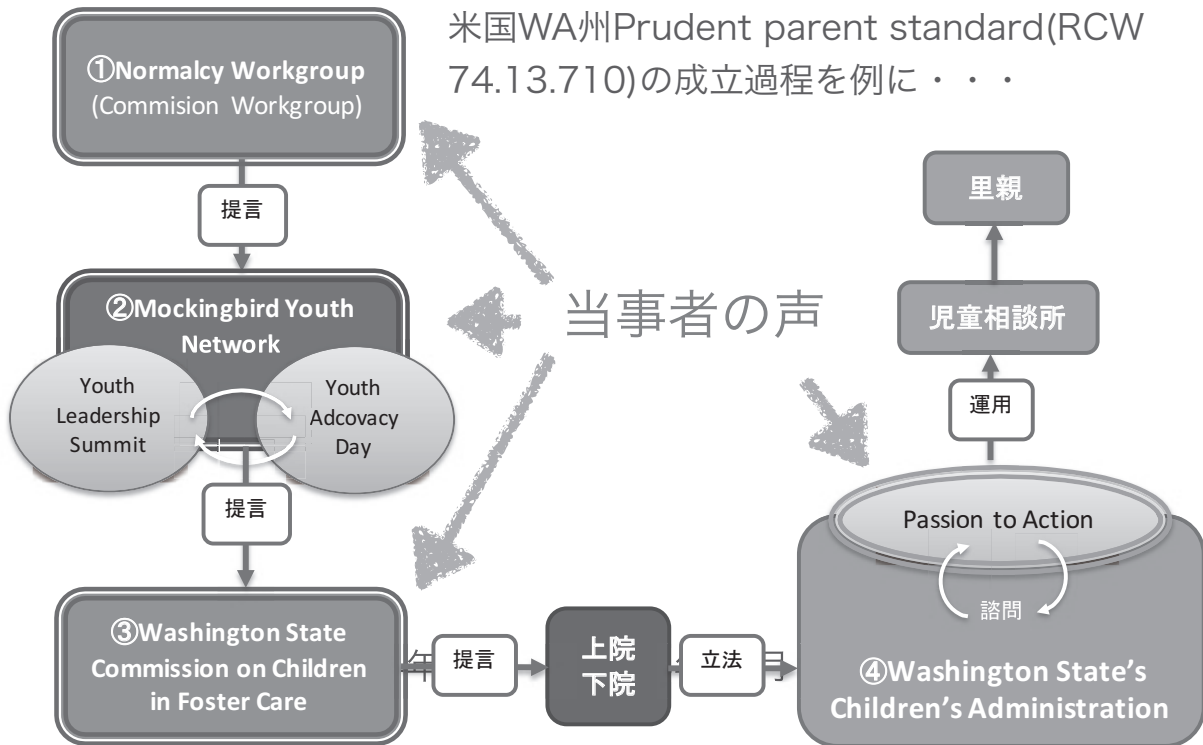
- 米国の社会的養護の当事者団体において広く共有されている考え方
- 当事者の声は聴かれ、効果的に受け止められるべき
- 生い立ちや過去の経験を語ることは、心を動かし、インスピレーションを与える

- 自分の人生をどう語るか、どう伝えるかは大きな問い
- 自分にとってどこまでが話せる内容か・何を話すかユースが決める: 自分のストーリーは自分のもの
- 「かわいそうさ」を話さなくていい

40

当事者の声で制度が変わるとき

米国WA州Prudent parent standard(RCW 74.13.710)の成立過程を例に・・・



41



4. シンポジウム

『不利の連鎖の中にある「若者」のライフチャンスを保障するために』

コーディネーター：岩田 正美（日本女子大学名誉教授）

パネリスト：上間 陽子（琉球大学大学院教育学研究科教授）

：佐々木 宏（広島大学大学院総合科学研究科准教授）

：宮本みち子（千葉大学・放送大学名誉教授）

コメンテーター：永野 咲（昭和女子大学人間社会学部福祉社会学科助教）

〔岩田〕 永野さんのご講演に続いて、といたしますか、そのご講演を1つの切り口としながらこれからのシンポジウムでは、もう少し広い意味で不利の連鎖の中にある「若者」全体を視野に入れて、そのライフチャンスを保障するために、いったいどういう制度的な枠組み、あるいは支援なりがあるだろうかということを考えていきたいと思えます。

若者の巣立ちが困難になったという認識は、90年代のかなり早い時期から持たれてきたわけですね。例えばフリーターとかニートという言葉が最初、すごく流行りまして、若者の自立がうまくいっていない、あるいは、場合によっては人間力が欠けているのではないかというようなことまで言われるようになりまして、そうしたものを評価して、若者を職業的に自立させていく、あるいは結婚させる、あるいは子どもを産んでもらうというような方向にいろいろな政策が導入されていったと思えます。

こうした若者支援というのが、さらに今、子ども・若者支援策というようなかなり総合された形で推進されるようになりまして、しかも行政だけではなくて民間のいろいろな相談窓口や、あるいは居場所づくりというものが急がれているわけです。

他方で、子どもの貧困というのはもう、一種のブームといたしますか、子どもの貧困という言葉を開かない日がないぐらい、非常に語られてきたわけですが、これに対しても、例えば生活困窮を抱えている家庭の子どもへの学習支援とか、いろいろな居場所づくり、あるいは子ども食堂。または幼児教育の無償化とか、奨学金制度による教育機会を実質的に平等にしていこうというような、そういうようなことも認識されてきています。とりわけ日本の未来を担う人材育成という面からも、これは、職業的自立というよりはその前の教育というのが1つの政策課題として登場してきたわけですね。

そうした子ども・若者の不安定な存在に対しての注目とか施策の展開というのは、永野さんがさっきおっしゃったような例えば「生の不安定さ」というようなものを抱えたような若者まで支援に本当に入っていつているだろうか。あるいはそういうところまで含んだ支援が実際的にできて、あるいはどういうライフチャンスの保障が広がっているだろうか。こういうふうに考えますと、どうも、そうしたものからこぼれている子どもたちあるいは若者というのも実は少なからず存在しているのではないかというふうに考えます。

もちろんその一方で、先ほどの「生の不安定さ」とのかかわりでいうと、子どもの虐待の深刻な事例というのがさまざまに報道されていまして、こういった問題は、それぞれ別々にあるわけではなくて、みんな、何かあるつながりを持ちながら今日の社会的関心、あるいはそれへの何らかの対応が必要だという認識を広げているように思います。

しかし、それらがもう少し的確に、そうしたものの連関性、あるいはどこに焦点を当ててこういった不安定の構造を解きほぐしながら、子どもあるいは若者のライフチャンスを広げていけるかという観点で今日のさまざまな政策や支援を再点検するという、そういうことが実は、まだ必ずしも十分ではないのではないかと。

そこで、子ども一般とか若者一般ではなくて、最も不利な状態、つまりあまり取り上げられてこなかった、これは、例えば今の社会的養護の場合もトータルで言いますとマイノリティなわけですね。ですから社会福祉関係者などにとっては非常に重要な対象であっても、社会一般にとっては必ずしもそうではない人たちがさらにそのほかにもいて、それは、一般的な若者支援策、あるいは子どもの居場所づくりのところがうまくキャッチしているかという、どうもかなり難しいのではないかという不安もあるわけですね。

そこでこのシンポジウムでは、その一番困難な問題というところに1つ視点を据えながら、どういう政策、あるいはどういう支援というものがあるといいのか。さっき永野さんが永野さんのご本以降の、どうしたらいいかというところまで踏み込んだ報告をしていただきましたけれども、そういうこととも絡めながら、きょうはお三方のパネリストの方にそれぞれ報告をしていただきまして、そして永野さんに後でコメントもしていただきながら、会場の皆様のご質問を踏まえて少しディスカッションを深めたいと思います。

3人のパネリストの方は皆様よくご存じだと思いますが、ちょっとご紹介をさせていただきたいと思います。

最初にお話しいただくのは上間陽子さん。きょうはさんづけでいきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。先ほどご紹介にあったように、今教職に就かれているわけで

すが、不利な若者の中でも最も取り上げられにくいし、特に研究とか政策の対象になりにくく、一般的な話題にはなりやすいわけですが、例えば風俗産業等で働く少女たち、十代の妊娠とかですね、こういう問題についても少しずつ実態がわかってきているのですが、上間さんは、そういう調査、特に非常に丁寧なインタビュー調査をされながら、その方たちが彼女たちの人生をどういうふうに語っているかということを発信してこられました。

ご存じだと思いますが『裸足で逃げる 沖縄の夜の街の少女たち』というご本がございまして、非常にいい本で、考えさせられますし、なかなか手が届かなかった世界を非常に鮮やかに示してくださっています。

2番目のパネリストの佐々木宏さんは、教育と福祉の接点で研究を続けてこられていて、きょうの封筒の中にちょっと宣伝で入っている『シリーズ・子どもの貧困』というのがありますけれども、この3番目、「子どもの貧困③」というものを編集なさっていますが、佐々木さんは、今回お願いしたとき、「いや、僕はインドですよ」とかおっしゃって逃れようとされたんですけれども。いや、インドでいいんです。インドの不利な子どもたちと教育政策のミスマッチといいますか、非常になかなか難しい問題、特に今日的な時代背景というものを意識して指摘され、特に、非常に期待が高まっている教育というプラットフォームですね、社会福祉の中でも学校ソーシャルワーカー等。こういうものの持つ意義と同時に、必ずしもそれが安定的な職業移行を約束しないという現実というようなあたりを、きょう、たぶんお話ししていただけるだろうと思います。

最後のパネリストは宮本みち子さんで、私が今さらご紹介するまでもなく、皆さんよくご存じだと思いますが、今日の若者論の火つけ役であり、ニートという言葉をも日本に持ってこられた仕掛け人でもあるわけですが、たくさんのご著書や、あるいは実際に若者サポートステーション等を含めた支援現場にも足を運ばれまして、いわば若者論というものを早くからリードされてこられたわけです。その宮本さんの目から見て、諸政策がそうした不利な若者たちにどのくらい届き、あるいはどういうところにまだ課題があるのかということをご話ししていただきたいというようなお願いをしました。

先ほど宮本さんから、これは一番最近の著作、私もいただいたばかりですけど、「すべての若者が生きられる未来を」という編著ですが、「家族・教育・仕事からの排除に抗して」ということで、一番排除されている人にとって「生きられる現在であり未来」ということがたぶん一番大事なのではないかというふうにも思います。

このお3人にそれぞれご報告をいただきまして、永野さんのコメントを挿んでディスカッションをしていきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

〔上間〕 すみません、上間と言ひます。

きょうは受賞、おめでとうござひます。

本を読ませてもらひて、永野さんのご本の中でちょっと気になったというか、私との調査の中で差異化をしてみると、ということですが、性愛の問題というか、親密圏をつくっていくときにこの性の問題が、相当大きな問題として私の調査では入り込んでいるんですね。そのあたりが私の調査ではこうなっていますが、永野さんはどう考えますか、という形を出してみたいと思ひました。もうひとつ、学校の教育達成が大学とか高校中退とかの学歴の達成のところに焦点が当たっているように思ひましたが、学校体験というのは多様ではないかということをお話をしまして、お考え方を聞かせていただければと思ひておひります。

私は、ずっと調査をしてきて、本を出させてもらひた関係で支援者なのかと言われることがあるんですが、やってきたのは調査で、状態が大変厳しいので、私みたいな支援のディシプリンを持っていない人でも動かないといけなくなっちゃっているみたいなのが実態です。

きょうは、私が手がけてきた沖縄の風俗業界で働く若者調査というのと、2017年に開始した若年出産女性調査のこの2つのお話をしたいと思ひています。

2つの調査なんですが、そもそも私がなぜ沖縄で調査をしようとしたきっかけなんですが、私は出身が沖縄でして、東京のほうでキャリアスタートしてひて、沖縄に戻り仕事につきました。それで、私、教育学部の生徒指導の教員なんです。で、全国、大学のあるところは必ずこの授業を持つ教員がひるのですが、学校現場などから相談なども受けてひます。忙しいので、沖縄で独自調査を設計するというふうにはならなかったのですが、2010年の夏に、中学生が集団レイプに遭って、その後亡くなつてしまひ、容疑者の方が逮捕される、そういう事件がありました。これ、最初からレイプ目的でお酒を飲まされてひて、それで余罪もたくさんあるような事件だったんですが、これが起きたときに沖縄県の中で起きたのが、どうして中学生が飲んでひたのかとか、どうしてこの家族はこういうことを放置したのかということ、被害者に対して厳しい目というのが向けられたんですね、死んでいるにもかかわらず、レイプをされているにもかかわらず。

こういう事件が沖縄であった場合、加害者が誰かわかれば、被害者が誰なのかというの

が沖縄では特定されやすいんです。加害者の男の子たちがどこに出没しているのかということがだいたいわかるので、そうなってくると被害者が誰なのかというふうなことが探せるんですね。なので沖縄でこういう事件があった場合には、保護者はまず隠します。出たくないというふうにするんですね。それで学校でどうにかしようというふうにするんですが、この事件は、お亡くなりになったので外に出ました。そして叩かれました。そういうことになってしまった。

このときに、本当に忸怩たる思いをしまして、公的な形で沖縄の子どもたちの調査をして、大変困難な暮らしをしている子たちの実態がどうなっているのかというのを外に出さないといけないなど、そういうふうに思いました。

きょう、2つの調査について話しますが、風俗調査のほうは打越正行さんという人と一緒に業界で働いている方の話を聞いています。業界の中でクリーンに働いている人もいますが、でもやはり既存の法体系のもとでは合法、非合法の間を行き来しながら暮らしている若者たちです。最終的に18名の方に聞きました。

新しい若年出産女性調査というのは、10代で第一子を出産した女性たちというのをターゲットにしていますが、2017年度に「しんぐるまざあず・ふぉーらむ沖縄」と一緒にやりましたが、18年から単独調査で、現在のところ、これ、49になっていますが、レジユメを出した後、また3名ふえているので52名の方にお会いしています。これ、いくらでもふやせそうだなというのが現在の感触です。

調査項目ですが、聞いていたのは仕事の聞き取り、そして学校体験です。学校で思い出に残る教師がどういたのか、仲間関係はどうつくったのか、そういったことを聞きました。彼女たちのつくっている家族ということ、生殖家族の状況も聞きましたが、出身家族がどういう家族だったのかということを知っていて、今の調査では特に、子どもを育てる時のネットワークのつくり方とその性質というのを聞き取っています。

この調査、別々の調査として設計したんですが、実は、開けてみるとほとんど調査の対象というのが似ていたんですね。これ、私、ちょっとびっくりしたという感じがしましたんですが。

まず1つは、家族関係が厳しい方が多いです。離婚しているとか単身であるとかということが、即、厳しさにつながっているわけではなくて、暴力の問題があるかないかという、そこがやはり厳しさを決めているなというふうに思います。

男性との関係は厳しい方が多いです。単身になって子どもを育てている、単身で業界で

働いているというときに、関係解消時のダメージや、暴行を受けたダメージが残っている、PTSDがあるという状態もあり、さらに調査全体で慰謝料、養育費をもらっている方は皆無でした。婚姻関係がある場合も、育児、家事全般を女性がしており、性役割分業は強い。それでもお金を男性がきちっと持ってくると、とてもよいと見られがちなのですが、ここにもうひとつ、性生活の非協力、避妊を全然話せないなどがあって、夫に隠れてピルを飲んでるとか、ともかく自分は嫌なんだけれどもセックスをしていたり、暴力が実際に現在もあるという方もいらっしゃったりします。

次が、はじめて働いたのが風俗業界の仕事の人が多く。若年出産女性調査は風俗の調査としては設定しなかったんですね。ただ、調査を始めてみると、働いたことがある、初職がそれだったという方がたくさんいます。で、業界に戻るパターンは先の調査と一緒にです。10代で出入りしていた女性が、子どもを持って、パートナーと別れた後、生活費、子どもを育てるために再び業界に戻っています。すごく早い時期に働いて、すごく早い時期に子どもを持って、そしてもう一回戻るといことです。で、親密な関係性からの暴力の被害者・加害者で、まさに「生の不安定さ」というのが見られます。

これはわざわざ言うことではないかもしれないんですが、数年前に被害者だったはずの方が数年たったら加害者になっているということはよくあります。自分もそのように育てられていますし、そのようなことしか体験していない。暴力を振るうようなモデルがある場合、その方々は、すごく悪いことだと思いつつ子どもにも暴力を振るったりとかしているわけではなくて、そのようなものだと捉え、加害的な行為というのをナチュラルにやってしまうということなんかも起きています。

2つの調査の対象者の違いですが、不登校開始年齢が変化しています。風俗調査の場合には不登校開始年齢が中学生だったんです。新調査の10代は小学生のときに不登校が始まっている方が多くて、5年生ぐらいからもう行かなくなっているんですね。

これがどこに関係しているかというと、ネットワークの性質です。旧調査の方々は、地元に着したピアグループ、これは中学校のときのグループというのがあって、それが残っているということが多かったんですが、新調査の10代はネット上のママ友のグループというのが主体になっています。そのため、どうなるかというと子どもができることで所属グループはつくれたんだけど、インスタとかツイッターとかでつながりで、リアルで会ってみたら全然違っていたという事態なんか起きてきています。これも関係していますけど、互恵的な関係をつくるのが非常に難しい。風俗業界での働き方が変化している

ということと幼少期からの性暴力の事例ということについては、この後で話します。総合的に言うと、新調査では個々人の「生の不安定さ」の深度が一層深いなという感触を持っています。

業界の働き方の変化なんですけど、旧調査では働いている女性とオーナーの関係が近いという特徴がありました。オーナーは、働いている女性の生育歴、例えばどこの中学校出身で、家の父親はどういう人で、そこに暴力があったとか、そういうことをよく把握していました。

もう1つは、臨月まで働き続けることを許可したオーナーたちがいました。もちろん、臨月まで働くということは大変なことですよ、なので何というところでもないことをしているんだと思って私は聞いていたんですが、協力してくれた方々は感謝しているという文脈で話すんですね。

それを聞いてみたらどういうことかということ、お酒を飲まない席で客の相手、「つけまわし」と言うんですけど、つけまわしをオーナーやボーイが工夫してくれて、飲まないでいい席にもっていった。飲まないでいい席ってお酒をつくる席なんですね。つくる席だとわかりづらいんです。だからそういうところに配置してくれたとか、客が来ないときに仮眠をとらせてくれたりとか、送迎の順番を一番最初にしてくれたりとか、そういうことをされていていました。シングルで、1人でなんとかしようとしている方が多いので、お金が必要なんですね。なのでオーナーのほうも、リスクがあるけどさせているというふうなことがあるのかなと思います。

もう1つが文化の共有があるなというふうに思っていて、「ヤンキー文化」を共有しながらオーナーと働いている女性たちがつながっているなというのを感じました。沖縄の「荒れる成人式」って、報道とかでたぶん見たことがあると思うんですが、こういうやり方を共有していたりとか、覚せい剤とかクサの使用、そういうことはあるんですが、それを、はまらないような単なる逸脱文化として体験してみるということを共有したりとか、あと、入れ墨。タトゥーをみていると、かなり彫りが細かい、文化形態としてもかなり優れているこだわりを持っているようなものを彫っているという方が20代、多いなと思います。

あと、こういうことをなぜ生み出しているかというときに、地元のネットワークをオーナーもよくわかっているし、女性もわかっている、何らかの形でコミュニティを持っているなというふうなことも感じました。

働き方が変化しているという話で、新調査ではどうなっているかです。これ、データを

載せているのでちょっと読んでみます。

これ、奈央という子で、キャバ嬢で、15歳のとき、キャバで働いています。

「お店の中、ボーイとかでも、送迎とかの中でも、やっぱり自分なんか若いから本当は働けないのに働かせてもらってるみたいな感じだから、本当にもう無理やり、とかもよく聞くから」、これ、無理やりレイプされているという話ですね。

「友だちが15くらい、卒業してすぐに出勤したのが、Aってすぐ働けるからそこで働いて、やっぱり若いからって求めてくる、体を。送迎の中とかも一番多くなって。すぐ帰してくれないって感じで」という話です。

これはキャバで働いているときにレイプされていたという話なんですけど、「若い」ということが弱点になっていて、そこに付け込まれて性暴力が起きているという話で、これは前の調査ではちょっと聞かれなかったことです。この前、同じような事件が事件化されて逮捕者が出ています。

風俗業界の働き方でもう1つは、低年齢で性的接触の多い店で働くというのが出てきています。これ、風花という子が14歳でピンサロ、「ヌキ屋」って中学生言うんですけど、そこで働いていて、彼女は「恋人にその仕事をさせられた」と言っているんですよ。「それは風花が借りたわけ？」と聞くと、「そうそう。で、借りて一緒に住む、で、ヌキ屋やったわけさ。で、住んでたけど、風花が働いてたお金全部取られて、パチンコマシンに入れられて、それで携帯代も払えない。で、妊娠したわけさ。この子じゃない。」つまり、風花は14歳のときにピンサロで働いていて、寮も借りていて、それで暴力もあって、中絶もしたという話ですね。なので、やはり過酷になっているなということを思います。

そしてこれは、沖縄の調査の方々の風俗業界の仕事の仕方というふうにもまとめているんですが、働いている人は、何はしてもよく、何はしない、何は嫌だとかそういう区分を持っているなというふうにも思います。

最後に調査であった2人の例を話して、これできょう、終わりたいと思っております。

これは旧調査で、あと、今24歳になっている京香という子なんですけど、16～19までキャバ嬢でした。彼女は中学校時代に学校に反抗的な女子グループを結成していて、全員、中卒で社会に出ています。この地域の方々だと、このグループ名をだせば、誰だかわかるぐらいの有名人です。ただ、家庭の事情はみんな知らない。京香のお父さんはアルコール依存症で交通事故を起こしていて、その後、離婚していて、お兄さんはひきこもっていました。こういう家族背景を持っている方で、地元では有名なヤンキー女子グループ

なんですが、中学校の教師と学校が、ともかくこの子たちを学校に来させていました。

これ、麗という京香の親友から話を聞いたデータですけど、中学校の先生たちは最高だと。中3のときの先生はすごくよかったと麗が言っているところなんですけど。「髪、明るく染めて、学校に行ったときも染めたばかりで傷んでいて、なにか一応もうわがままだけど、じゃあこの期間まで一回染め直せと言われたんだけど、じゃあその期間まではそのまんまにしておきたい。この期間を過ぎたらじゃあ染めるからってこんなんしていったら、本当に何も言わず、この期間まで待ってくれて」。

意味、わかります？ 髪の毛染めて学校に行ったら、先生が「この日までには直しておいで」と言ったので、「じゃあその日まで何も言わないで」と言ったら、黙っていてくれたと言ってるんですね。それで、その日、学校に来たら教師が、「麗、麗、きょうこの日だよって、先にもう髪染め買って用意されて、ああ、もう、ここまでやってくれるんだみたいなの」って麗は話すんですね。つまり、先生が髪の毛を黒くする液を買っていてスタンバイしていて、染め直されたと言ってるんですね。麗は、先生は本当にやさしかったという話をしてるんです。「こんなことまでしてくれたんだよ、担任」って自慢しているところなんです。

次が京香ですけど、京香の担任はまた別の人なんですけど、「離任式、京香、行かなかったんだけど手紙が入ってた」。おうちのポストに手紙が入っていたそうです。見たらハートに折られてて、ハートのシールが入って、「先生になろうか迷っていたけど、あんたたちのおかげでこれからも続けよう」って書かれていたと言ってるんですね。こういうふうにしてそれぞれの担任教師、学校全体に構われて、そして京香たちは卒業していったんです。5人がグループのまま押し出されたんですね、社会に。

京香はその後、16歳からキャバクラで働いていて一家を支えていて、15歳から20歳まではともかくいろいろなことがありました。特に性愛関係のトラブルっていうのが本当に多かったんですけど、大きかったことの1つは客の子どもを妊娠したという事件があり、すぐに彼女は、中絶するって決めたんですね。それで中絶するって決めて、もちろん私は手術に同行してますけど、さばさばしてるなって思ったんです。でも、お友達はみんなそう思ってなくて、すぐに電話もかかってきたし。で、後日、5人グループのうちの1人の子、ミナミというんですけど、ミナミが妊娠検査薬チェックをしたら反応が出て、病院に行ったら双子ということがわかって、そのことを私に教えてくれました。

「ウケるよ、ミナミ。双子だったわけ。双子ちゃん。だからお前の子どもがあたしに

移ってきたなって。1人はお前の子どもだから面倒みれと言ってたよ。って、で、京香は「はい、見ます」って言ったと。ミナミは、「京香が中絶した1人の子は、ミナミのおなかの中のもう1人になったからね」、だから中絶したことを気に病まないでいいよと言う意味ですね。

17歳の子たちがこういう「物語」をつくって支えるんだなと思ってすごくびっくりしながら聞いていたんですけど、京香は双子ちゃんが生まれてからも実際に面倒をみて、それでやっていました。

その後、京香、キャバクラネットワークを使いながら、ヤクザがこのお店を探して、そこで働く女性たちにかわいがられながら生活していました。

18歳のとき、十分丈の彫りをいれて、十分丈ってここなんですね、どうやったって隠せないで、私は、「七分くらいでどう?」とかとっていたんですけど、和彫りで般若のオリジナル画像を入れてそれで彫りました。で、それを彫った彫り師と結婚して新しい新居を構えていくんですけど、キャバクラのネットワークを使いながら現在も暮らしていて、今はスナックで働いています。

この人たちの特徴は、中学校でピアグループをつくって、その関係が長く効いていて、グループ内部で非行系アンダーグラウンドの文化を共有し、そして行政とも交渉ができるということです。子どもたち、認可園に入れてるんです。これは、行政から情報を取り入れて、何が必要だよという話を共有して、それで彼女たち、手続き、一緒に行ったりとかもします。

こういうことが見られる一方、今の調査、彼女、まだ10代です、14歳から援交を開始していますけど、中卒で、未婚、シングルで、メンズエステのアロマと洗体で今仕事をしています。長期不登校ですね。彼女の場合、すごく困難が強く出ているのは2年生から6年生まで養父からの性的暴行がありますが、家族には言っていません。

母親は、自分に対するDVを理由にして離婚して、地域移動して接近禁止命令を出してもらったんですけど、地元とか、親族とか、あらゆるネットワークが無いケースなんですね。お母さんも治療が必要だったと思うんですけど、それが無いままに子どもを育てています。

14歳のときに母親の暴行と監視をきっかけに家出をしていて、ピンサロとか援デリで生活費を稼いでいます。16歳のときに妊娠して、妊娠六か月まで悩み中絶できないまま家に帰りました。さっきの京香が中絶をすぐ決めたということとは好対照です。決められない

んです。すごく困難な方は、中絶を選ぶことができないなというのは、この間、見ていてわかるようになりました。これは、自分の人生のコントロール権とも関係してくると思うんですけど、そこがすごく難しいなと思います。

家に帰って子どもを出産したんですけど、生活費を稼ぐために援助交際と風俗店での仕事というのは続けています。17歳のときに母子寮に入って生活保護を受けたんですが、退所するときに、沖縄の母子寮、お金がかかるんですね、清掃代とか、次のところを借りるためのお金を準備しないとイケないと言われて、生活保護費範囲だったらできるはずなんですけど、本人はそうじゃない暮らしをしたいと思っているので援助交際を開始しています。

ネットワークがないというのが、文化がない、ということとダイレクトにつながっているんじゃないかと思いながらみているんですが、とにかく今までほとんどすべて、リスクでしかないような暮らし方をしているので、一気に安全なところには行かないというのが3年間の付き合いでもう本当よくわかりました。

なので、文脈に即して一緒に、一番危ないことは何なのかという整理をして、それをどうやって避けようかということとか、相対的に低いリスクのことを選んでいくということの練習をしていくことが大事だなあと思っています。選んで失敗しても次にそれを回避する方法を考えようって。

それ、本当に涙が出るぐらい切ないことでもあるんです。結局、レイプとかされても、「でも性病にならなかったね」とか、「このときにコンドームのことを言えたのはよかったね」とかいうふうなことなんです。でも、そこをやらないと、自分のことを決定できる主体になるのは難しいなというふうに思っているんで、それをやっています。

いま、第2子を妊娠していて、交際1カ月で妊娠がわかりました。これはどういうことかというときつ合う前にセックスがあり、その中で気が合ったということできつ合うということになるんですね。だから彼女もそういうことで妊娠して、ただ関係は悪いし不安定なので、何で墮ろさないのかという話をしているときに、「母子寮に来たあと、しーんとしているのが嫌だった」と言われて。「音がなくて、自分と〇〇、これ、子どもの名前です、2人だけというのはとにかくきつい、だからもうひとり、子どもを欲しかった」と言われたんです。

でもやはり、現在の状態で、10代で2人の子ども、風俗で働きながら2人はきついのではないかという話をしたときに、「こういうときにはいつもママのことを考える。ママにできて自分にはできないはずはないって思う。あの人にはできたのに」って。ある意味、

お母さんが反面教師でモデルなんですね。そういう形でお母さんが参照されるという、これ、モデルの豊かさが無いという問題もあるなとは思っています。

あと、どうしてこの男が好きなのかという話。これもちょっと衝撃を受けたんですけど、「匂いが好き」と言われたんですね。「客と比べている。メンエスの客とか臭いさって。何々さんの匂いは臭くない」ということを言われ、生育環境の音とか、お母さん、虐待をするお母さんだとか、メンエスの客との比較で親密な男性が決定する状況とか、そういうものが京香とは違います。

彼女も入れ墨を入れましたけど、和彫りで般若をいれた京香とやはり全然違ってました。すごく簡単な構図で、自分の子どもの名前を彫りました。それは、つき合っている相手に「私と子どもはセットだよ」という提示なんですね。だから、京香が、あるタトゥー文化の中に入って行くのとはやはり全然違う。私はこの子と生きてますみたいな、そういう自己提示として使うのだと思います。

家庭的なパフォーマンスも彼女しますけど、それもとてもちぐはぐです。この前、7万円の洗濯機を買って、3万円の炊飯器を買ったんですけど、これは彼女が「自分はとても家庭的で、毛布とかも洗うような子なんだよ」とインスタの中で書きたい。アピールなんですね。そういうものとして選ばれていくという問題があって、リアルがとても弱くなっているというのはこういうところに出てくるなと思っています。

佐々木 皆さんこんにちは。広島大学の佐々木です。

永野先生、上間先生からバトンを受けての私の出番なんですけれども、私の話はおそらく、おそらくじゃないかな、皆さんと少し毛色の変った話になると思います。端的に言えば、皆さんのお話は日本における不利を抱えた子どもや若者たちの現実、そして支援のあり方についてでしたけれども、私、そうではなくて、そういう現実を理解し、その支援を議論するための前提条件についてのお話です。また、どういうわけだか、インドの話もさせていただきます。

この毛色の違いというのは私の研究者としての毛並みの違いでして、私の毛並みがいいというふうに言いたいわけではなくて、私、血統書つきの日本の若者研究者ではないんですよ。なので、冒頭で岩田さんがおっしゃったようにオファーがあったときにけっこう躊躇しました、なぜ私が、というふうに。だけれども、そのとき、永野さんのこのご本の受賞記念だというのを聞いていたので、本棚にあった本を手にとって読みまして、それで、あ、いろいろ質問してみたいこと、議論してみたいことというのがむくむく湧いてき

まして、そこで、私、ここに立っている次第です。なので、私の話は永野さんの本を読んでの質問のような形になろうかと思えます。

まず、永野さんのご本を読んでの感想ですけれども、あ、そうだ、まず何よりも受賞、おめでとうございます、おもしろかったです。特に3章のデータ分析、これまであまりなかったものすごく貴重だと思いますし、4章以降の丁寧な分析にも舌を巻きました。

その上で伺いしたいと思ったことがこの2つです。だけど、(1)のほうは学会での質問みたいな話になりそうなのできょうは我慢します。2つ目の質問を中心に。2つ目の質問は、現代日本が置かれている後期近代というマクロな文脈を前提に置いたときに、不利の中にある子どものライフチャンス保障の限界というか、困難、あるいは、それが生み出す副作用みたいなものをどう考えればいいのかという点についてです。

こういう問いを発する理由は、これは私にとっては2つあります。いずれも私自身の最近の仕事にかかわってのことなんですけれども。1つ目は、先日出版した、さっき岩田さんからご紹介いただいたこのシリーズの本の編集をやったということにかかわる。2つ目の理由はインドでの若者調査です。

まず「子どもの貧困」のほうからですけれども、これ、全5冊のシリーズで私が担当したのは第3巻、教育の巻です。編集に当たっては子どもの貧困に関する研究とか、政策とか、世論の動向についてざっと整理するわけなんですけれども、とても気になることがありました。子どもの貧困が日本で社会問題として認知されるようになったのは2008年でして、およそ10年ぐらい、いろいろな議論がなされてきました。

その議論を振り返ってみるといくつか特徴があるんですけれども、その1つが議論の焦点が教育だということなんです。具体的にいいますと貧困による教育上の不利への関心というのが非常に強くて、それから対策の中心には教育支援、奨学金であったり無料の塾とか、そういう話ですね、そういうのが置かれている。こういう議論の前提にまた、教育というのは子どもたちの将来の就労機会を左右するとても重要な条件であるという認識が置かれていることが多いです。

私は、子どもの貧困、こういう感じで議論することというのはけっして間違っているとは思っていません。ただ、日本のここ10年の子どもの貧困ブームというのをちょっと振り返ると、あまりにも教育に大きな関心とそれから期待が寄せられすぎているのではないかというふうに思います。

そこで、日本で子どもの貧困を考える場合に、教育に過度な期待をしないほうがいいの

ではないかというふうな思いを込めて編んだのがこの本です。この見立ての根拠にあるのが後期近代という、報告のタイトルに上げた時代的制約です。

後期近代とは、20世紀の末から、それから現在進行形の今のことなんですけれども、これ、先進国、途上国、いずれも含めて世界各国が共有する今の時代のことです。日本に限っていうと90年代以降ですかね、失われた20年とか30年というふうに言われている時代、そういう時代だと思っていいと思います。

後期近代の特徴については社会学者であるとか経済学者がいろいろなことを指摘していますが、最大の特徴は、経済成長と雇用の増加が必ずしも連動しない時代になっていることです。

20世紀に先進国が経験した経済成長では成長に伴って安定した仕事がふえました。だから完全雇用を前提とする20世紀スタイルの社会保障がそれなりにうまく回っていたんですね。ところが、後期近代に入り、その前提が崩れて社会保障が揺らぎ始めています。例えば永野さんのご本の第1章で紹介された90年代のイギリスの福祉改革というのはこの社会保障の後期近代的な再編の典型例としてよく紹介されるものです。

こういう時代の中で、世界中でいろいろなことが起こっています。例えばヨーロッパでの若者の失業問題、これはもう慢性化しています。それから日本では非正規雇用がふえてきて、それから、ワーキングプアというふうに呼ばれる層が目に見えるような形になってきた。それから日本では、最近の経済指標を見れば、これ、数字からいうと好景気なんだけれども、多くの人たち、実感が湧かないと言っていますね。それは、経済成長の果実が雇用を介して広く人々に届かなくなっているという意味ではかなり後期近代的な現象だと言えます。

こういう時代的な文脈の中で、貧しい子どもたちに教育支援をしていい仕事に就いてもらおうという、こういう対策の描き方というのは果たして妥当なんだろうかという思いがこの「子どもの貧困」の、この第3巻を世に出すに当たっての問題意識でした。

また、私、ちょうど20年間ぐらいですね、北インドのある地方都市で貧困家族の子どもを教育を介した脱貧困の可能性みたいなのをテーマにして調査をずっとやっているんですけれども、この経験の中でも、今という時代、ライフチャンス保障というのはかなりタフだなというのを痛感しています。

ここからはちょっとインドの話です。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、インドは今、年率でいうとGDP成長率が7%ぐらいを継続していますので高度経済成長

の最中にあります。成長が始まったのは90年代ですので、日本とは逆で、インドでの過去30年、栄光の30年です。そして教育普及も同時に進んでいます。結果としてこの30年間に基礎教育はほぼ普及しました。それから、貧困家族の子どもでも高等教育、大学に進学するというのはそんなに珍しいことではなくなってきています。

私がインドで調査を始めたのは1998年なんですけれども、ちょうど経済成長と教育普及の進展が始まったころです。その当時、私、このテーマ、この研究についてけっこう明るい展望を持っていました。インドというのは、1947年の独立から、長い間、経済が停滞していて、もう基礎教育も全然普及しない。貧困家族の子どもって教育を受けないで世の中に出て、親の貧乏を受け継ぐみたいなことがとてもわかりやすく見える状態が長く続いてたんですね。

こういう状況に変化の兆しが見えてきたからです。経済は急成長する。教育も普及してきた。開発と教育の議論の定説というか、鉄板の枠組みによれば、教育を受ける個々人は成功する、そういう人たちがふえることは社会全体の更なる発展の土台になるという感じで、貧困解決にかなり明るい未来を見ていたということです。これ、私だけではなくて、たぶんその当時のインド研究者の多くが共有していたはずですよ。

ところが、あれから、私が始めたのが98年だから20年なんですけれども、思わぬ現実に直面しています。ちょっと見にくくて申しわけないんですけども、スライドを2枚、表を上げてきました。これ、2000年代のインドの失業率の動向です。2000年代も好調な成長を続けているんですが、失業は減らないどころか、倍増しているんです。2.7から6%台になっているのかな。そして失業者のボリュームの中で一番コアの層というのは、若年層、それから高学歴者です。

こういう状況の中で、最近、教育政策も若干トーンを変えてきています。インドは、独立から長い間、社会の高学歴化といいますか、小学校より中学校、中学校より高校、高校より大学をというふうにとんどん、皆さん教育を受けてね、というふうなことで推していたんですけども、最近は職業教育を推すようになってきました。これは高学歴失業を念頭に置いてのことです。ただ、雇用がふえないんですから職業教育をやってもうまくいくはずがなくて、これ、うまくいってないです。

直近で、最近言い始めていて、私も政策文書を見てちょっとびっくりしたんですが、最近では自営業を起す支援、起業支援みたいなものが職業教育の中で割とアクセントをもって強調されるようになってきた。

だから、成長の中で雇用がふえない、一方で教育の大衆化が進むので高学歴失業者がふえる。こういう状況があって、最近これがどんどん極まってくる中で、学歴という、まあ教育機会、チャンスみたいなものがある種のインフレーション現象を起こしつつあります。当たり前ですけど、大卒で就職できなければじゃあ大学院に行こう、インド国内の大学でだめだったら国外の大学に行こうかというような動きを人々がするようになっていくわけですね。

昨今のインド政府による「自営業を起こしてね」というこの支援の強調というのは、私、教育政策サイドの学歴インフレの敗北宣言のようにちょっと聞こえているんです。「雇用は当面ふえそうもないから、もう自営業、ちょっと起こしてよ」というようなメッセージが出ていることですね。

インドで雇用がふえない、この雇用なき成長というのが続いている原因については、もちろんインド固有のものもあります。ただ、きょうの報告では後期近代というその時代性のほうにちょっと注目して考えているんですけども、何でそういうふうにインド特有のというふうに考えないかということ、この雇用なき成長というのは、21世紀に入って経済成長がスタートしている新興国と呼ばれている国では、どこでも見られるとは言いませんが、かなりありふれて、共通して見られている現象です。

お隣の中国も若者の失業、深刻ですよ。また、ちょっと前までは世界の最貧国ってアフリカのサハラ砂漠の南のほうにサブサハラ諸国ってあったんですけども、その最貧国のいくつかの国も、2000年代に入って経済成長、テークオフを始めているんですが、こういう国でも失業の問題が深刻だというような報告が出てきています。どうも、かつての日本の高度経済成長のようにはいかないようなんですね。

私、今、インドで大学まで進学した貧困家族の子ども・若者の就職活動の追跡調査をちょうど現在進行形でやっているところです。ちょっとこれから、その調査で出会った若者を1人、紹介します。これ、皆さんのお手元にはないスライドです。許可を得るのに時間がかかったのできょうまでに持ってこられなかったということなんです。

これですね。ラフル君という青年の事例です。大学を卒業する年に会ってお話を始めて4年弱つき合っている人ですけども、彼はかなりわかりやすい不利の連鎖の中にある若者です。

わかりやすさというのは、これ、政府から貧困線以下世帯という認定を受けて、認定を受けるとカードをもらって燃料とか食料とかの配給所で優遇されるみたいな、そういう仕

組みです。という事実もそうなんですけれども、お母さんも20年ぐらい前に亡くなられていて父子家族なんですけれども、お父さんがアルコールとドラッグの依存で、けっこう子どものころからお父さんに振り回されてみたい状況もある若者です。

ラフル君は、確か中学生のころから日雇いの仕事をしながら家計補助、それから学費を稼いで高校に行って、大学に行って、という意味では苦学生ですね。この彼の苦学というのが全く報われてないんですね。

私、断続的に彼に会って話を聞いているんですけども、直近で会ったのは去年の12月ですかね、会うたびに、最近どうよという話をしても、まあ、状況、変わっていませんので、けっこう二人でどんよりするというか、というような感じに最近なっているんですが。それがうまく伝わるかどうかなんですけれども。彼の追跡の記録、フィールドノートの抜粋をちょっと挙げます。

これも細かくて見にくくて申しわけないです。ラフルからは、お父さんへのぐちとか、それから現状への不満、それから将来への不安、それを打開するために公務員試験に何度も何度もトライしているんだけど展望が見えないといった話を聞かされます。公務員試験に受からない、受かりそうもないのは、ラフルは、「お金がなくて俺、予備校に行けないから受からないんだ」みたいなことも言うけれども、根本的にはこの倍率のせいなんですね。

例えば3,800のポストに志願者50万人とか。一番下が18年2月にあったインドの国鉄職員、全国で6万5,000のポストがあって、これ、「募集が多いから、おれ、受けるんだ」と言っていたけれども、ウッタル・プラデーシュ州という彼がいる州だけで応募者が200万人。これ、たぶん、インド全土でいうともっとのはずです。千万単位になるかもしれない。

高学歴失業者が大量に存在するインドでは、公務員試験って、今、宝くじのような倍率になっています。だから結局、貧困から脱出するためのラフルの苦学というのは、会うたびに袋小路の中にあるよな、というふうに私は、観察者としてずっと見ているんですけども。

この中でラフルは、就職に有利になるためにさらなる学歴を得るために進学したいと言うんですね。具体的には教員資格を取るための地元の教育大学です。これは、彼が現状を打開するための彼なりの戦略だと思うんだけど、現状では学費が出せなくてそれは叶わないということになっています。

ただ、たとえその学費があったとしても、おそらくそれほど状況は変わらないんじゃないかというふうに私は見えています。なぜならば、先ほど申した学歴インフレの中で、よい仕事に直結するような学歴・資格って、今やもう超がつくほどハイレベルのものになっていて、首都ニューデリーの一流大学の難関学部卒であるとか、海外の大学に留学してということならまだしも、地方都市の教育大学だとたぶん話にならないのではないかというふうに思えます。

私は今、ラファールのほかにも若者たちを追跡しているんですけども、状況はかなり似たり寄ったりです。彼らの前に全く仕事がないわけではないです。ラファールも日雇いをしていますよね。ほかに聞くのは疑似ホワイトカラーみたいな仕事ですけども、自己啓発セミナーの講師とか、あとは、これ、やめろと言ってやめさせましたけどネズミ講のセールスマンとか、あと、せっかく勤めたのに給料未払いだったとか、話、違うじゃんって、そんな話もよく聞かされます。

こういう仕事を転々とする彼らの中には、会ってインタビューをしていると、自分、何のために大学に行って卒業したんだろうって私に聞いてくる子もいます。私は、98年のころ、この調査を始めたころはラファールたちと同様に教育に期待していたんですが、今は、「教育を受ける意味っていったい何なんだろうね」というふうに、ラファールなんかと、もうその場で「何だろうね」みたいな、悩んでいるというのか、話をするのがけっこう多くなってきました。

このへんでまとめに入ります。

きょうのシンポのテーマは、不利の連鎖の中にある若者のライフチャンス保障です。日本のそうした若者が今奪われているライフチャンスの筆頭というのは間違いなく就労機会とか教育機会なんだろうと思います。これは、永野さんの報告をお伺いしてもそうだし、子どもの貧困の議論なんかもそこを焦点にして、どう手当てするか。

事実認識として、議論の仕方として、これ、間違っていないと思うんですが、ただ、いい仕事もうそれほどふえない、そして教育がそれにつながる手段としての力を弱めているような今、ライフチャンス保障って楽観視してはいけないなというふうに思っています。第1に、効果がどれほどあるんだろうかということ。もう1つは、教育支援を強調することはときに副作用を生むことも楽観視できない理由です。

現代的な文脈の中で教育支援というのを単純に徹底すると、子どもを追い詰めることが起こり得ます。追い詰めるというか、スポイルするというふうに言ってもいいかもしれま

せんが。

例えば、仮に、またインドの話に戻しますけれども、ラフルみたいなああいう状態にある子に、「海外N G Oが経済的支援をするから超高学歴みたいところにアクセスするのを頑張ってみな」というふうに例えばやったとしても、お金の問題は解消しますけれども、実はきょう、時間がなくて報告しませんけれども、そういうことを個人的にやっている事例もちょっとあるんですが、本人に相当な負荷をかけることになります。

実際、インドでは貧困家族の子どもを超高学歴に結びつけるための教育実践というのが官民で実験的に行われています。そういうところでは、例えば小さいころにI Qテストをやって優秀な子どもを選抜して、親から引き離して全寮制の学校にほうり込んで徹底的に英才教育をするとか、というようなスタイルをとったりしました。おそらく、そこまでやらないと、お金持ちの人の子どもとの競争に伍していけないんだらうなというのは、これ、おそらくそうなんだらうけど、こんな負荷というか、負担を子どもにかけるべきなのかなというふうに思ったりして、その実際なんか私悩みます。

ここで永野さんへの問いを改めてですが、現在、教育訓練とか就労支援というライフチャンス保障は、そう簡単ではないです。ときに副作用が懸念されるわけですがけれども。こうした状況の中でライフチャンス保障の旗を大きく掲げる正当性というのはどのへんにあるのだろうか。

これは疑問を呈しているというよりも、私は、さっき、個人的に経済的支援をやっているとちょっと言いましたけれども、ただ、あると思っているんですよ、あるけど、すごくタフだし、場合によっては子どもたちを追い詰めたりするということにもなるというのがあって、やらなければいけないことだと思うけれども、悩みながらやっています。そこで、ライフチャンスの旗を同じく掲げている永野さんに、どういうふうに考えればいいんでしょうか、ということをお伺いしたいというのが私からの報告です。

じゃあここで終わります。

宮本 宮本でございます。3人目のパネリストとしてお話しさせていただきます。

私のほうは、「若者支援、その実態・課題・期待」という内容で、きょうの永野さんのお話、それからお2人のパネリストからのお話などを含めながら、広くこの10年～20年にわたって行われてきた「若者支援」というものが何であったのか、今、どういう課題に直面しているのかということをお話しさせていただきながら、とりわけ、最も課題をたくさん抱え、恵まれない状況に置かれた子どもや若者の問題が、この間の若者支援の流れの中

にどのように位置づけられるのか、そのあたりのところについてお話しさせていただきます。

最初に、忘れられた10年とか20年といいますけれども、その時代がどうであったのかということ、橋本健二さんの「アンダークラス」論から整理してきました。橋本さんが近年出版された『新・日本の階級社会』と『アンダークラス』の2冊の本の中で、20代～30代くらいの若い年齢層が「アンダークラス」とどのようにかかわっているのかということ、を整理しています。それを、お手元の資料にあるリストのなかから飛び飛びでご紹介したいと思います。

1つ目、不安定な雇用、際立つ低賃金、それから結婚・家族形成の困難な若者たちが増加している。それから、ちょっと飛びまして、これらの人たちの中で学校中退者が他の階級よりも多いという特徴。それから次に、いじめを受けた経験、不登校経験率が際立って高いという状態にあります。それから「うつ病やその他の心の病気の経験」を持っている人たちが他の階級に比べて突出して高く、20歳代では30.8%に達しているという調査結果の分析がございます。

橋本さんの「アンダークラス」は、対象年齢が20代から60代までの就業者を対象にしているのをごさいますけれども、子どもや若者に関しては、現時点の状態と、これまでの時間の経過の中でどのように変わってきたのか、今後どうなるのかということの両方を見る必要があると思います。

そこで、若者への関心・取り組みがどのような経緯で現在まできているのかということ、を振り返ってみます。先ほど岩田先生のほうから適切にこれまでの経緯がまとめられたところですが、まずは若者の労働問題としての関心から始まった若者施策ということが言えるかと思えます。フリーターから非正規やニート問題へという流れで、行政で言うなら厚生労働省の労働部局から若者問題が提起され、施策が展開し、しだいに労働・雇用問題の範囲を超えて、より広い、複雑で多様な若者の実態が把握され、取り組みが広がってきたという段階にあるように思えます。

若者を対象とする取り組みは、不登校、ひきこもり、子どもの貧困、社会的孤立、その他の実に多様なテーマへと広がってきました。例えば現在、「子どもの貧困」が子ども・若者に関する政策課題としては最も大きな動きとなっていると思います。子どもの貧困が政策課題となるまで、若者への関心や取り組みは、貧困とは直接結びつかない形で認識され展開してきたと思います。就労に困難を抱える若者たちは将来的には貧困に陥ることが

危惧されるというような扱いで、ストレートに貧困問題としては位置づけられてこなかったのです。それというのも、地域若者サポートステーションなどを利用する若者は、家庭があって経済的に窮迫するような状態には至っていない人たちが中心だったということなのです。しかし、それでも年月が経つにしたがって、明らかに貧困と結びついた子ども・若者の就労困難、その前段階としての学校生活での困難、その背後にある親たちの貧困、それと結びついたDV、虐待、ネグレクトというような具合に、次第に関連性が把握できるようになってきたという流れがあります。

それから、資料の下のところに書いてありますけれども、子どもや若者の問題というのは、5年たつと5歳成長してライフステージが変わってしまうということがありまして、子ども・若者を対象とする施策が5年たつとそれだけでは対応できなくなります。幼少期から成人期に達する一貫した環境整備が必要だという認識が次第に拡がってくるわけでございまして。近年では、50歳に近づいた就職氷河期世代の就労と生活問題が大きな課題となっておりますが、すでに若者問題という表記では合わなくなっています。

行政施策では、対象とする課題は基本的に年齢で区切られますし、縦割りでイシューごとに区切られるのですけれども、実際には年齢によって明確に区切ることはできない、それからイシューごとに区切るということが実態に合わないということが多くあります。子ども・若者問題もそのことが多く、とくに複雑な問題が重なり合っている場合にはとくに包括的な理解と対処が必要になってきます。

資料に書いてあるのは、この間の子どもや若者に関連する主だった法制度等について並べてみたものですけれども、これ以外にも非常に多くの子どもや若者に関する施策が出てきております。時間の流れのなかで、フリーターや非正規雇用、ニート問題から始まった課題が、次第に子ども時代との接続で考えるという認識が強くなり、それから、労働だけでなく、ひきこもりの問題や、困窮問題や、保健医療問題とも非常に密接につながって拡がっていることへの認識も高まり、取り組みが拡大してきたと思います。

諸課題が相互に絡み合い繋がっていることが一番どこでわかるかということ、現場で活動している民間団体、つまりNPOのような民間団体です。これらの民間団体の非常に優れた点は、ある特定のテーマで活動をしていてもそこから関連する課題が見えてきた諸現象はつながっていることがリアルに理解できるので、そういう現場の認識からスタートして、年齢によって区切らないこと、それから労働問題としてだけでは終わらないこと、保健医療だけでも終わらない、終わるべきではないという認識が高まり、ニーズに対応して

新たな取り組みが生まれるようになります。またその現場から発せられた問題提起を受けて施策自体が少しずつ改良していくというような流れがあると思います。その過程に研究者も参加して、現場の動きを理論化し政策提言していくという役割を果たすこともあったかと思います。

話はどんどん進みますけど、例えば首都大学東京の乾彰彦さん等のチームの研究によると、20歳の若者がその後5年間でどうなったのかという非常に優れた追跡調査がありますけれども、57%の人は最終調査時点で安定した就労状態を維持しているそうです。ということは逆に43%の人は5年間の中で安定した就労状態に達していないということになります。それから、23%が最終調査時点で離学後ほぼ一貫して非正規中心の不安定な就労、「一時期不安定」も入れると32%が不安定な状態を続けている。こういう状態でした。

このような20代の前半で不安定な人たちというのは、その時点で不安定であるだけでなく、その前の段階でも不安定な状態にある可能性が高く、徐々にではありますけれどもその過去に遡って見ていくという手法をとる調査研究が2000年代から現在までの間にかなり生まれました。それから現場の実践の場においても、そこに来所する若者たちの過去の状態というものがだんだんわかるようになって、問題を連続的に捉えるということができるようになってきたように思います。

例えば、現在、全国に178カ所ある地域若者サポートステーションですが、これは、当初、厚生労働省の事業としてニート状態の若者支援機関としてスタートしたものであります。開所以来10年以上経ちましたが、当初世間では「怠け者の若者」というイメージで認識されていたニートの状態の若者への支援活動の中で、実にさまざまな問題を抱えた若者たちの姿が見えるようになってきました。

そこに来ている人たちの特徴をざっと見てみます。マイナスの学校経験を積んでいる人が非常に多い、それから家族以外の他者関係を持っていない若者が非常に多い、それから継続的に参加している場のない若者たちが多く、それから発達障害や精神疾患その他の疾病のある人、その他さまざまな課題を持っていてにわかには働くことの困難な若者が多く、複雑な家庭環境問題を抱えている人たちが多くことなどです。これが、いわゆるニートといわれるような人たちの特徴としてわかってきたのです。

つまり、意欲のない怠け者のではない、さまざまな不利な状況を持つ人たちで、すでに幼少の頃から、あるいは学校時代から生き難さを抱えてきた人が少なくないことがわかってきたのです。

来所する子どもたち・若者たちからわかってきたことですが、例えばその中のハイリスクの状態にある若者たちの状態を見てみると、さまざまな機関を渡り歩いてきたけれども解決に至らなかったことがわかります。佐賀県に認定特定非営利法人スチューデント・サポート・フェイスという民間団体があります。そこを来所し支援サービスを受けてきた若者たちの状態を見ると、48.5%の人たちがさまざまな機関を渡り歩きながら一向に解決できなくて、最後にスチューデント・サポート・フェイスに来ているそうです。

それから、この団体は不登校やひきこもりの子どもや若者の家庭に、家庭教師という名目で入るところからスターとしたのですが、この団体の特徴はアウトリーチという方法を取りながら寄り添っていくという独特の方法をとっています。アウトリーチをした若者のうち63%がそれまでにさまざまな機関を渡りながら解決できなくて現在に至っていて、5年、10年とひきこもるようになった人たちという状態にあるといいます。

複数の公的な支援を受けながらも社会と繋がることができない子ども・若者の存在。スチューデント・サポート・フェイスの代表の谷口仁史さんはこう言っているんですけれども、伴走型の支援になっていないために成果が上がらず、拒否反応が強まってしまい、訪ねていっても会おうとしないような状態になっているということです。社会との関係を持ち自立（何を自立というかは議論が必要ですが）するまで責任をもって見届けるような体制が必要なのですが、残念ながら日本の状況はそのような体制がなく、救済されずに取り残されてしまっているということなのです。

若者支援という施策がスタートして15年くらいになります。さまざまな努力はしてきたものの、どのような状況に置かれた子ども・若者でも伴走型支援体制の中で一人一人の自立が保障されるような体制はつくられていないという状態にあるといわざるをえません。

もう少し地域若者サポートステーションのことでお話しさせていただきたいと思います。なぜそれをしつこく問題にするかという、サポートステーションは、いろいろと困難な体験をした子どもたちが、やがて大人の年齢になってたどり着いた場所という意味で、幼少期～子ども期～青年期～若い成人期までにどのような状況を経たのかがよくわかるからです。私、この事業にずっとかかわっているんですけれども、本当にいろいろな問題が見えて、日本の子ども・若者行政の限界も強く感じざるをえません。この限界を突破できるか突破できないかが、若者の権利保障・生活保障に直結すると思います。現状の問題をあげてみます。

1つ目ですけれども、支援を必要としている若者の捕捉率が低い、低すぎる。ニート、

60万人とかいいますがけれども、サポートステーションが把握している若者たちは1割に達しない。基本的に来る人を待っている事業になっています。来ない人を追うほどの体制はないという状態にあります。

それから、海外のこの種の施策と比べると経済給付が皆無であること。サポートステーションに行っても多少の経済給付ありません。サポートステーションに行く交通費も出ない。経済的動機づけがなく、困窮状態の人は行く余裕がありません。先進工業国でこの種の支援事業の場合経済給付付きの支援サービスがベースにあることによって、お金のない家庭の子どもたちが、あそこへ行けば何とかなる、少なくともお昼代がもらえるということで「登録する」ので、ニーズをもつ若者を把握ができるわけですがけれども、日本にはその手のものが全くないということになります。ですから、失業者や無業者に対するアクティベーション策にはなっていない。だから、辛い思いを抱えてひきこもり始めると、家庭内に隠れてしまい、その人たちに手を差し伸べできるだけ早期にアクティブな状態にさせるための手段がないということになります。

そして、そこへ来る人たちの多くは、特に年齢が若ければ若いほど、親がまず動いて、その次によく子どもたちが後を追って来所することが多いのですが、親たちが経済的に困窮していなくて、親が子どものことに熱心であることが絶対的な条件になっています。

したがって、きょうここで議論するような子どもや若者たちのように、家庭自体に大きな問題があって親は子どものために動くだけの余裕がないか重大な障害を抱えているか、意識がない人たちの場合にはほとんど把握することができないのです。来ることを待つ消極的な施設型の支援サービスになっているために、若者の実態を包括的に把握していないしできない、こういう体制にあるということになります。

大きな検討課題ということですがけれども、若者支援策は、今申しましたように親、家族の扶養を暗黙の前提にしている。例えばひきこもりの状態の人が生活保護受給をするということは、相当発想の転換をして、支援者もそのつもりでやらなければ生活保護の対象にはならない。生活保護受給をしているひきこもりは数からするとそんなに多くはないはずです。つまり親の扶養に完全に委ねられているわけですね。

そして、その人たちが40代、50代になってようやく、親の扶養にはゆだねられないということで8050問題というような名前がつくわけですがけれども、それまでの間、いったい何が行われていたのかという問題があると思います。始まって6年になる生活困窮者自立支援制度は、その欠陥を埋めることができるかどうか現在問われていると思います。

親に頼れない若者は、公的な補助がないまま、自己責任で自立することを迫られているのですが、親に頼れない若者のうち、若いほど親に頼れないということのリスクは極めて大きくなります。きょうのお話のとおり、10代の若い人たちが親に頼れない場合には、お金もなく、帰る家もないというか、親の家に入れてもらえないとか、親の家にはほとんどない目に遭うということで、路頭に迷っている。この年齢の人たちのリスクは極めて大きいわけです。20代になると若干、状況が変わってきますけれども、それにしても親に頼ることができず、不安定な仕事を点々とするか仕事には就けない状態にある人たちが生計を立てていくということは非常に難しいのですが、その生計を立てるべき年齢になっている人が、それに見合うだけの仕事に就けているかどうかをみると、現在、地域若者サポートステーションで、生計を立てることができる仕事に就けない若者が少なくはないという実態です。

先ほど佐々木先生からインドの高学歴者のインフレ状態のお話がありましたけれども、日本の場合には、高学歴のインフレ状態はないとはいえないかもしれませんが、やはり圧倒的に問題となるのは、例えば中卒、高校中退、高卒くらいの、特にいわゆる非進学校を出た人たちの就職が厳しい。中卒や高校中退者は極めて厳しい。中小企業は人手不足の状態ですから仕事はあるのですが、あったとしてもそれで自立して生活できるだけの水準にならないという状態にあります。低賃金の不安定な職を転々としなければならない状況があります。

法政大学の児美川孝一郎先生が使われている表現ですが、「過去10年に及ぶ若者対策は、福祉国家政策の枠外にその着地点を見出したのではなかった。欧米諸国におけるワークフェアよりも素朴で、腰の引けた政策展開で現在まで来ている」という厳しい批判の言葉ですが、私は渦中であって、いかんともし難い腰の引けた状態というものをずっと見てきたわけでございます。

あとひとつで区切らせていただきます。こういう問題があると思います。就労による収入だけでは生計を立てられないケースもある。いわゆるニートの状態であった人たちが、就労だけで生計を立てるということは相当ハードルの高い課題になっております。生計を立てられる仕事の世界の対極に、生計を立てられない、かつての家計補助的なパート的な仕事を超える水準には出られない仕事の世界というものが非常に多くあって、いろいろなハンディのある人たちが、いよいよ仕事に就くときに、賃金によって生計を立てるという課題を成し遂げることができない状況がみられます。

日本は、職業訓練制度は若者に対して伝統的に未発達でありますけれども、この間、だ
いぶいろいろな制度をつくってはきました。しかしその支援の仕組みの中で生計を立てら
れるだけの状態にならない人たちがいる。その人たちは背後に子ども期からいろいろ複雑
な課題を背負っていて、例えば読み書きが十分にできない、学力不足もひとつです。それ
から、その支援プログラムの中にきっちり入って成果を上げられるだけのいろいろな意味
での条件に欠けている人たち。あるいは数カ月の訓練に対応できるだけの経済的な余裕を
持っていない、あるいはそれに協力してくれる家庭というものが背景にないとか、さまざ
まな問題があります。そういう人たちがどのようにして社会の一員として生きていくこと
ができるのか。これが現在まで、解決できていない問題です。

あとのところはまた、シンポジウムの中でお話しできればと思います。失礼しました。

(休憩)

岩田 はい。それでは、先ほど、3人のパネリストのご報告と、それから最初に行われ
ました永野さんの講演内容を合わせて、会場からたくさんのご質問をいただきました。
ご質問のすべてをここにさらけ出して議論するだけの余裕がちょっとないので、まず、ど
なた宛てというのがはっきりしている質問はそれぞれの報告者に委ねてあります。複数、
あるいは全体的な問題というのは私のところにありますので、適宜、議論の素材としてこ
の場に出していけると思います。

ではまず最初に永野さんからコメントを。

永野 3人の先生方のご発表を伺ってコメントをするということになっていましたの
で、頭をフルスロットルで回すという、久しぶりにいい時間を過ごさせていただいたんで
すけれども、なにぶんちょっとついていけないところも多くて、申しわけないお返事と感
想になるかもしれないんですけども。

上間先生のご発表、私も「裸足で逃げる」を拝読していて、お読みになった方はわかる
と思うんですけども、何か所もぞくぞくする、そして読むのをやめられなくなるというす
ごく魅力的なご著書で、すごく感銘を受けていたので、直接お話を伺えてすごくよかったです。

そして、1つ目にちょうどいしていた、本に対するご質問ですけれども、私も、ちょう
ど発表を聞きながら二つのことを考えていたんですが、性愛の問題がどうして私の本にあ

まり出てこないかというふうなことで、確かにそう言われればそうだなという率直な気持ちで、どうしてかなということを少し考えてみたんですけれども。

ちょっと、インタビューの対象の方との出会い方が独特ということもあるかなというふうには思いました。何人かは長くNPO等で一緒に活動しているメンバーだったんですけれども、半分ぐらいはもう私の人づての紹介で初めて会う方もいらっしゃったので、あまり性愛的なことが出てこなかったのかもしれないということを思ったんですが、それよりも、たぶん私が社会的養護のことを知りたいんだというふうに登場したんですね。そうするとやはり社会的養護のことを中心に話してくださる中で、やはり子どもとしての自分の語りがメインになったのではないかな、「子ども時代の自分」。今はもちろん成人されているんですけれども。そんなことを改めて考えさせられました。

一方で、2人ぐらいは子育ての話をしてくださっている方がいらっしゃって、それに付随してパートナーとの暴力の問題というの少しは出てきたんですが、子育ての話を振り返っている中で、やはり自分の子ども時代との対峙ということのほうが多いような。子ども時代の自分の話というふうになっていて。

例えば静かさが怖いということをおっしゃって、事例で紹介していただきましたけれども、全く同じことを語られている方がいて、暴力を受けて1人になって、母子家庭で育てているんですけれども、1人で一生懸命に子に添い寝をしてやっとな寝たと思ったら静寂が訪れて、とっっても不安になって、誰かにそばにいてほしいので、一生懸命自分が寝かしかけた子どもを起こしてしまうというエピソードが出てきていて、そういうところはすごく似ているなと思ったのと、子育てをしながら、自分がされていないことを自分の子どもにするということをしていくわけですね。

例えば行事とか、お母さんに抱っこされることとか、そういう自分が経験してないと思うことを自分の子どもには提供するということが、苦しくもある一方で、それをすることで子ども時代の自分が癒やされていくみたいな語りもあって、このへんはもう少し、今ちょうど科研で一緒にしているところがあって、子育てをする社会的養護のもとで暮らしていた人たちとの語りを聞くというところがありますので、少しこれからも考えていきたいと思っていました。

ピアグループのこともご質問いただいていたんですが、地元にいる場合に、小中学校にいる場合にピアグループが非常に有効なつながりになるということも改めて考えさせられたんですが、特に、保護された場合というのはそこから転校することがほとんど

どですので、地域からも分断されるし、友人からも分断されるし、親からも分断されるし、リガチュアがいろいろな面で途切れるということがあるのかなというふうに思いました。

あと、もう1つの感想は、ご発表を聞いていて、若者というか、女性たちの置かれている状況、ご本を通じても理解していたつもりでしたけれども、やはり「大人たちは何やってるんだ」という怒りというか、ちょっと悲しい怒りがふつふつと湧いてきました。感想ですみません。

佐々木先生からちょうだいしていた、私からすると超絶難問なんですけれども、マクロのところから少し捉えることが必要かなと自分で自覚しました。いただいていた後期近代の日本における教育訓練や就労支援の正当性というところを考えてみたんですが、お話しいただいていたような就労の機会というのは、どちらかというと、私のライフチャンスの概念でいくとオプションの部分に焦点が当たる議論かなと思いました。就労機会というそのオプション、就労オプションみたいなものが社会的に制限されるような状況がインドを初めとして生まれているのかなというふうに、合っていたらいいんですが、理解しました。

一方で、私がインタビューなどでは、特に日本ですので、教育がインフレ、高学歴化がインフレになっている、社会の高学歴化が進んでいる中でも、その機会を享受できない人たちが社会的養護の中に多いということがまた深刻なのかなというふうに改めて自分の中に戻ってきた問いだったんですね。

一部の属性の人が、選択肢、いろいろオプションを目の前に持てないというのはやはり総体的に見て過酷なことになるのかなというふうに思いました。教育の機会というのは学歴を持つだけではないと私も思いますし、一方で、インタビューの中では教育機会を得られたことで自分が生きる意味を見つけたというふうなことを語ってくれる方もいて、希望があるのにそれが目の前にない、選択肢としてないということが問題だと思いますので、その意味でライフチャンス保障ということは、打破とかいうことよりかも、すごく必要なことかなというふうに改めて思ったことになります。

宮本先生のご発表は、感想にはなりますけれども、58ページのスライドのところ、最後に課題を提起されていたところで、若者支援策が、親、家族の扶養であったり、家族を基盤にした設計になっているのは本当にまさにそうだと思っていて、私がNPOで若者の支援をしていたときもまさにそうなんですよね。何かサービスを受けに行こうと思って18歳の女の子と一緒に公的機関に行くと、親御さんはどうしているのと聞かれるわけです。私は誰かと聞かれるわけなんです。親が機能不全なので今必要なんだけど、「何で親に

助けてもらえないの」という質問から始まるのがだいたい主なので、そうなってくると、特に親が機能しない場合というのは自分からそういうところに出かけるのは難しくなるのではないかということのを改めて、要するに若者支援の中からも排除されるのではないかということのを改めて思いました。以上です。

岩田 ありがとうございます。

それでは今度は逆に、宮本さんの方から。宮本さんに何か質問がきたものでもいいし、その前の二人の報告との絡みでも結構です。

宮本 ありがとうございます。仕事に関してですが、ある年齢になったら生計が立てられる仕事に従事するというのが世間では当然と考えられていると思うのですが、現実にはご本人のいろいろな意味のハンディがあって世間でいう仕事に就くことがむずかしい人たちがけっして少なくないという感じがいたします。

その原因はいろいろなんですよ。何らかの障害があるけれど障害認定は受けていない、健康状態が悪い、それから過去に経験してきた負の体験が障害になって、働くという状態にならない、働くとしても週40時間勤務というような枠組みで働くことがむずかしい若者たちがいます。

生活困窮者自立支援制度で対象にする人たち、若者だけでなくシニア層まで含めてですけども、やはり同じようなことがいわれているのですが、年齢が若くまだ働く可能性のある年齢でも、仕事に就きにくい人たちがかなりいる。これは、若者支援事業がスタートしてからしだいに気づいてきたことだと思います。

人は障害者と健常者の二項区分ではかることはできないという事実を認識する必要があります。つまり両者の間にある人たちがけっして少なくはない。そのことに気づかずに、「学校を卒業したら働くことが当然」という固定観念で社会制度が機能してきたことに大きな問題があると思います。この人たちがこの社会のメンバーとして居場所を持つことができるのかという問題を考える必要があります。

ご質問の中に、「高校中退、高校卒業程度であっても食べていられない水準にあるというお話でしたが具体的な事例は？」ということがありましたが、高卒以下の若者が働いて得られる賃金はかなり低く、家賃を払ってひとり暮らしをして生活していくことは困難、その後結婚して家庭をもつことも厳しい、だから家庭が破綻してしまうことがめずらしくないという状況があります。養護施設を出て印刷会社に正社員として採用された首都圏の女性の例ですが、手取り給与が12万円程度、ボーナスはないという状態でした。

高校中退・卒業程度では食べていられないということだけでなく、競争が激化し、職場自身はどんどん高度化していく中で、その流れについていられない人たちも多くなっているといえるかと思います。

今、現場ではいろいろな形でセミナーや、トレーニングや、中間的就労の場をつくりながら、その方たちが社会にソフトランディングしていくためのいろいろな支援をしているのですが、自活できる水準を実現するという見通しはなかなか見えてこない。親御さんがいてちゃんと養ってくれていることを前提にしていろいろな支援活動をやっているということが前提となってしまうのです。

ちょっと結論を言うようですけれども、58ページの一番下に書いてあるように、今必要なもののひとつは、生計費の不足を補うような補完型の所得保障というものが不可欠ではないかと思います。

それは、例えば住宅保障・住宅手当というようなものを若い人たちのために発動させること。それから、働いて得られるお金だけで足りない分をプラスアルファで何らかの形で支給する。それは訓練手当であったり、母子家庭であれば児童扶養手当が出るのと同じようにして、単身の若者のために補完型の所得保障をすとかいうような方法があるかもしれません。その他、これはいろいろ頭をひねらなければいけないことなんですけれども、雇用だけでは食べていられない人たちをそのまま放置しないために何が可能性としてあるのかということを考えなければなりません。

もう1つ、ご質問の中に、このご質問とかわわっているのですが、働かないことがそんなに悪いことでしょうかというご質問があります。勤労は本当に人間の義務なのか。生活保護を受けて人生を全うするという人生モデルでもよいとお考えだということですね。このことを十分に意見交換する時間はないんですけれども。

働けない事情を抱えていた人たちが、いろいろな支援を受けることによってアルバイトができるようになってお金をもらった、そのときの喜びというのは何事にも代えがたい大きな喜びになっているという現実があります。それだけでは解決はしないわけではありますけれども、しかし、働くということのもつ多面的な機能、つまりお金だけではなく、人と関係をつくることができるようになったこと、一日働いて夕方には快い疲れを感じるようになること、その他、勤労にはかけがえのない重要な機能というものがあると思ひまして、そこから完全に排除されている状態というのは幸せではないということ。これはまず、理屈ではなく、経験としてあります。

その点で、このご質問に対して、勤労というものの意味合いというものをもう少し深く掘り下げて見ていく必要があるのではないかとこのことを申し上げたいと思います。

もう一方では、多面的な若者支援の努力をやめて生活保護受給という方向に委ねることが若者自身にとってもこの社会にとってもどうかという問題があります。これはかなり論争になるかと思いますが、ちょっとこれは回答は出さず、ちょっと投げてみたいというふうに思います。

もう1つ、さっきお話ししなかったんですけども、59ページのところの、子ども・若者支援は崩壊する地域社会の再建の一環だということを書いてあるんですけど、この意味なんですが、これは、子ども・若者支援を実際に地域でやっていて、その支援が力を発揮するためには、結局、1団体とか1サポーターの力だけではけっして解決できないんですよ。それで、地域に多様な社会資源を作り、いろいろな市民とつながりながら、あるいは企業とも連携しながら、若者たちが社会で生きていけるようになんとか力を発揮しようというような思いを持つ人たちがふえていくことの中で救済されていく、これが今の課題であるわけです。

そういう関係をつくれなかった支援機関は成功していないわけなんですね。支援をしよう、この若者たちのために一肌脱ごうという人たちがふえていく地域は、地域社会そのものが再建になっている。つまり、誰にも相談することができない、地域はばらばらの状態にあるというような地域が、若者支援をめぐる有機的に関係をつくり地域全体の発展が進むような展望です。

これがこの十何年かの中に各地で見えてきたことでありまして、そういう意味で若者支援は地域社会再建の一環だと考えております。子ども・若者にとってより良い地域社会は、高齢者のためにもよい地域社会であり、その他の困窮者にとってもよい地域社会になっている。このような見通しでございます。

畠田 では、佐々木さん、次をお願いします。

佐々木 インドのお話なんかをして、質問、全然出ないのではないかと感じていたんですけども、お三方から質問がありました。ありがとうございます。

簡単なほうからお答えしますと、1つは、何でインドであんな高学歴者の失業が起きるのかというインド固有の理由にかかわる質問が1点あったんですけども。それは、端的にやはり人口が多いというのがまず1つ、確実にあります。

それから、インド経済発展というのは、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが

ど、ITを中心にした、あんまり人を雇わない産業が牽引しているところがあって、人を雇っている部門というのは伝統セクターといわれる農業であったり、すごく古い形の製造業みたいなものが非常に強くて、というのがあって、だからこそ、これ、インド研究者が日本の高度経済成長の動きを見たときに羨ましいな、というふうに言うことの1つは、金の卵みたいな現象が起こらないんですよね。ミドルレンジの学歴を持っている人が、それがちゃんとプレミアをつけて評価されて雇うという労働市場がすごくなくて、だからこそ、みんな、大学へ、大学へというふうな動きになっているところもあります。

それともう1つは、これは、先ほど生活保護の話で宮本さんへの質問、出てきたところとおそらく重なるんだと思いますけれども、お二方からの質問で、教育支援みたいな重点を置きすぎないということを私が言ったことについて、じゃあ、その代わりにどうすればいいんだ、という話ね。

私は、個別には、教育支援、就労支援って大事だと思います。それはケースワーク的な意味としてまず大事だというのがあり、あと、何よりも本人が望む限りはやらなければいけないというふうに思います。

だけど、これかあれかでは、たぶん、ないんですよね。教育支援の代わりに何をすればいいかではなくて、教育支援をする中で、その対象者を追い詰めないとかスポイルしないような条件というのをどういうふうに整えていくのかということを一方で考えなきゃいけないということなんだろうと思います。ここはたぶん、この後ディスカッションになるかもしれませんがここで止めます。

上問 3つ質問をいただいています。

「以前、話を聞いたことがあるんですが、風俗店は子どもの保育をちゃんと託児所を設けて、逆に働きやすい環境を提供したりと。で、風俗店が母親を縛りやすい構図がある、そういうことはありますかというようなことがあります。福祉よりも保障が風俗店のほうが行き届いているみたいな、そういう状況もあるのではないか」ということなんですが、沖縄に限っては、皆無です、皆無。託児所を設けているところなんかないですよ。みんなどうやってやっているかといったら、1時間700円のすごい劣悪なところに子どもを預けて、でも、彼女たち、モデルがないし、自分がおうちに置いておかれた子たちだから全然預けられちゃうんです。だからそういうところに子どもを預けて働いているので。こういう議論をしている人とかいるの、もちろん知っているんですけど。

福祉の現場はスティグマつきでフォローするというのが多くて、人権というふうに考え

ていなくて、こういうふうにしてくれたらこういうふうには保護するみたいな感じなんですよ。で、荒野で一人で生きてきた方々にとってそういうスティグマ、すごくつらいですし、相手が自分のことを一段下と思っている方に対してとても敏感です。

さっきおっしゃっていた人生のコントロール権というふうなこともあって、自分が回せているというふうなこととか、そういうことにすごくこだわっている。でも、その一方で風俗で働くのは嫌だというのは、実はみんな言うんです。

今、当事者団体で、セックスワークも一般の職業へみたいな議論があり、研究者にそういうふうには議論を引っ張っている方がいるのもわかり意義もわかりますが、調査で長いスパンで話を聞いて、その背景もお聞きしているなかで、働きたくて働いているという方を見つけるのは難しいと思っています。もちろん、みんなお金、そして自分でやっているということにすごくこだわっているんで、そこに主体性は見いだせませんが、選択権があらかじめ縮減しているということは指摘しないとイケないと思います。

あともう1個、「最も疲れたことがあれば教えてください」ですが、これは、もう一度暴力に遭ってしまったとか、性暴力の話を書くとか、今だとすごくリスクなところにおいて出産をしちゃうということと、あと、性虐待の話を書くのはやはり大変です。

今回の調査で現段階で3名の方が性虐待を受けていることがわかっています。前の調査でこれは語られなかったんだけど、なかったはずはないって私は思っていて、私のデータとか私の聞き取り自体がそこを拾えなかっただけだと思っています。で、あるなと思い始めてから聞き取るようになりましたが、これは聞くほうも大変です。

今、私もEMDRを手がける精神科医のところカルテをつくってもらって、調査のデータや見立てを話しに行っています。で、私の状態も、今起こっているのはフラッシュバックなのかどうかなども見極めながらやっていたりします。

本人がつらい思いをしているということがつらさなんですけど、あともう1つとても大変なのは施設とかとのやりとりです。母子寮に入っている方がいるんですけども、自立イメージが非常にリジッドなので、彼女が風俗店で働いていることとかをいろいろ言うんですね。「風俗店で働いている親の子どもは風俗嬢になるよ」と2月に言われて、その子はフラッシュバックに苦しんでいます。

どうしてかという、彼女のお母さんはセックスワーカーだったんですね。施設には行ってないです。だから、そういう形のスティグマをもう一度やられてしまう。だから、さっき永野さんおっしゃっていたんですけど、大人はいったい何をしてるんだみたいな気

持ちにもよくなっていて、そういうのが疲れます。

もう1つ、地元に着したピアグループが唯一の命綱みたいな方が旧調査にはありましたが、そういう命綱が新調査にない。そういうときに、本人がこれは承認されてるなと思ってるようなことをふやしていくという、その戦略しかないなと思ってる。

親密圏の中で起きたよきこと、例えば恋人ができたとか、子どもがこういうふうにしたとか、自分はきょう、暴力を使わなかったというふうなことは、もう一緒に聞いても、それ、すごい、普通できないんだみたいな感じで聞きます。で、仕事とかでも、本当に沖縄の風俗業界、安くていつも頭にきてるんですが、こういう難しい客をこういうふうにならせたとかという話とか聞かせてもらったときにも、本当によくできたねっていうふうなこととかを言ってます。

要するに本人が認められたいと思ってるような事柄というのは人によって全然違うので、もうそこを拡張していくということしかできないなと思ってる。あともう1つは、読み合わせをしているというのが、やはりちょっと調査の特徴かなと思うんですけど。

書いたものを読むんですね。今日、お話ししたケースは、既に4カ月前に原稿を書いていて、読み合わせを2回していて、彼女がまだ19歳なので20歳になるまで私は出さないって話していたら、20歳になる記念に発表してほしいって。やはりそういう自己物語を誰かに語ったりしていて了解してもらってというのは一応意味があるのかなと。

旧調査では、ピアグループが実はそういうストーリーを聞いてリハーサルする基盤だったんです。だから私に話したときにはもうリハーサル済みみたいな感じだったんですね。一貫してよくわかるというストーリーだったんですけど。今の10代の子たち、語る相手を持たないで、リアル関係がすごく弱くて現れちゃうので、そこが本当に、初めて語ったというか、初めて統合されたとか、そういうことがあります。だからまあ、しばらくそれをやっていこうかなという感じです。以上です。

岩田 ありがとうございます。

私の手元にあるのは、「特に指定なし」というのと「複数人」という質問なんですけれども。

ちょっとその前に、私の感想といいますか、挙げたいと思うのは、質問の中に例えば、「きょう伺ったようなすごく不利な、困難層がいるというのはとてもよくわかるけど、要するにそれは結局、日本社会全体の問題ではないか。それにもかかわらず、なぜ困難層

だけに、だけにというか、困難層にアプローチすることが必要なのか」というご質問がありました。これは、このシンポジウムを企画した私への質問かなというふうにも受け止めて、ちょっとそれとの関係でも話したいと思いますが。

問題の構造はそうでも、一番下に何の政策も支援も届かないという現状があることは、やはり知ってないとまずくないですか、と私は思います。で、それを、みんなと同じだとみんな思っていないです。

それは、今上間さんがおっしゃったように、特に性風俗に関係する女性の貧困やいろいろな困難に対しては、教育や、社会福祉や、医療の関係者でも、今スティグマとおっしゃいましたけど、べっ視していますね。頭からべっ視して話をする、あるいはしない。本人に話さないで上間さんに話したり、中絶についても非常にこう、何といいますか、ネガティブな反応をしたりですね。

例えば強姦されたような場合でも、親身になって相談してあげない。つまり、やはり、特に性風俗とかそういう問題に対してのものすごい、根強い、何というんでしょうね、べっ視がありますね。これは母子世帯に対する非常に根強いべっ視と私は同じだと思います。

どうしてかという、子どもの貧困と言いますが、子どもの貧困、非常に高いのは母子世帯ということはもうこれは定説なんですけれども、ところが母子世帯の生活保護受給とか、あるいは児童扶養手当の支給について、この間ちょっと問題になりましたけれども、ものすごく疑ってかかるわけですね、本当は男がいるんじゃないかとか。こういう俗な考えというのが、支援をする人たち、あるいは政策立案者の中に非常に深く浸透している部分で、同じだと言えないんじゃないかと私は思うんですね。

それから、ひきこもりや、なかなか仕事ができないという状態についても、宮本さんがさっきおっしゃったように若者サポステやなんかの支援の中でようやく見えてきたわけですが、それがいろいろな障がいのバリエーションも含めてようやく語られるようになったわけですけど、ひきこもりなんていうのはみんな引きずり出してこいって思っていたんじゃないでしょうか。どうですか、男の方々はとりわけ。

やはりそういうなんかマッチョな文化が、非常に日本社会というのはあって、それがぎりぎりのところの人たちへの制度の適用とか、そういうようなときに躊躇するというか、何か違う問題として分ける、という、何かそんな感じがするんですね。

ご質問の中に、上間さんが扱っている対象と、例えば宮本さんが言うサポステに来ないというのは、何か二つは違う対象ではないかというご質問もありました。

私は、違うかもしれないけど似ているかもしれないというのは、今の構図で考えれば似ていると思うし、いや、女と性風俗というふうにはまず眼鏡の色を濃くすれば違うと思います。しかし、もしかすると、その一番根底に日本の家族や親密圏の中での関係の問題、例えば暴力の問題。性的虐待も含めた加害被害の連鎖といいますか、そういうような問題が後ろに隠れている、これは日本全国そうだとはいえないんじゃないでしょうか。言えちゃったら大変ですよ。

でも、それはもちろん構造的に出てくると私も思いますけれども、こういう問題を、少なくともあるということ認識することが大事で、そしてそこに、どうにかしなければならぬと思う人たちも少なからずいて、いろいろな活動をしているんですね。

だから、多数に向けてやればよいという話でもなくて。もちろん少数だけやっていけばいいという問題でもなくて。日本社会の中になぜこういう問題ができて、しかもさまざまな制度があるのにそれに乗らないんだらうかということを考えることが大事なんです。

それで、もう1つのご質問、ちょっと内容は違うんですけども共通点は、どうやったら支援につながられるかということ。これは、上間さん、永野さん、これは極めて社会福祉的な発想だと思うんですけど、どうですか。

上間 今までのケースで、一応つながられたなと思っているのは、病院に行くことができた、PTSDの治療ができての方がいらっしゃいます。施設に入ったというのも一応それは成功例かな。で、1人、子どもを溺水させてしまって、で、24時間、モニタリングをして、インタビューは部屋で心電図の音を聞きながらという方がいらっしゃって。ちょっとその3人で話をしますが。

まず、医療につながったというのは私を信用したというのが大きかったかなと思います。信用できる大人として私がいて、で、精神科同行はやりますと私が言って、彼女もしてもらいたいと話さようになった。でもそれは、人を信じていいのかなみたいなことをつくることのほうが絶対先で、その前に、一緒にいるときに何かちょっと楽しい感じで別れたり、今度はこういうことしようと話して楽しみに待つということの積み重ねかなと思います。

保護できたのは、話を聞く人と私がして現れていて、で、暴力が発動したときには逃げられるルートを何度も何度も確認していて、それに本人が乗ったという、そういうことがありました。

で、さっきの溺水の話の方は、実は今会えてないので、これはもしかしたら失敗かなと

も思っているんですけど。インタビューのときにもすごく追い詰められていて、この子、今日にも、明日にも、子どもの呼吸器、止めるかもしれないなっていうぐらいだと、実は私が追い詰められたんですね。

で、インタビューの後、そのときすぐもう行政に介入をお願いし、何か使えないかという話を、要対協でも何でもいいから起こしてほしいというお願いをしたんですけど。

それが、私の聞き取りの後に行政の人の介入を受けたんですよ、彼女が。それは行政は訪問していたけれど、玄関先で家に入ってくれるなどと言って追い返されていたと。それが何だかちょっといい時間を過ごしたことで、あ、ちょっと、聞いてくれるというのは心地がよいのかもという程度のことがあり、そこをぐっと行政が広げられた。

今、私とはメッセージのやりとりになっていて会えてないんですけど、行政の担当の方とは会えていて、なのでとりあえずはよかったかなというふうに思います。なので、スタートは、ちょっとよい時間、安心して安全でおもしろかったりする時間。それがどうやって拡張していくかみたいな形の介入の仕方しかないのかなと思っています。

永野 私はそんなに、いい、明快な答えがないのは自分も苦しいときがあるからなんですけれども。ちょっと本に引きつけて言うことになってしまうけれども、支援を必要と思えるということは、生きようと思えるということと近いと思うんですね。困っていると思えるということは、もうちょっと困らないように生きたいと思えるということだと思うので、その部分を抜きにして、「奨学金あるよ」とか、「こういう制度を使ってみたら」と言うのはけっこう無理かなというのは本を書きながら思っていたことです。だからオプションだけを提示してもそれは支援につながらない、そこを選び取るということにはなかなかならないよなあ、というのは思っています。

もう少し具体的に出会ってきた人たちのことを考えていたんですけども、特に当事者団体をサポートしているということを考えると、誰のサポートを受けたいか、というのを本人が決めるということが大前提だと思っていて、どういう人がそこにいるかというのは、もう言い尽くされていることかもしれませんがすごく大事で、ご質問でもそういうのが必要ではないかと書いてくださる方がいらっしゃったんですけども。

アメリカの活動をもし知っていたらということで、パーマネンシーパクトという取り組みをしています。その核は、誰とつながり続けたいかは自分で決めるということにあるんですね。それが支援者であっても、サッカーのコーチでも、近所のおっちゃんでも誰でもよくって、やはり誰かと長くつき合いたいという人を自分が見つけられるんだという、そ

の環境を用意するという事も含めて関係性をつなぐサポートをするということが当事者発信で行われています。

その中で、当事者が誰とつき合いたいかということのを少し考えると、やはり多様性というか、自分の生まれ、育ちとか、アイデンティティみたいなことを否定してこない人ってやはり大事かなと思っていて。施設で暮らしていたとか、虐待を受けたとか、風俗で働いているということを書いて、さっきの言葉だと一段下に見ない人というのはすごく大事。下に見る人とはたぶんつながらないと思うんですよね。そういう人でないと、ということはあるかなと思っています。

畠田 今の、もともと永野さんのご本の中にあったその「生の不安定さ」。これは、上間さんの報告でも類似の表現がなされましたし、たぶんインドの不利な層も、宮本さんのサポステも把握できない層というの、全部が同じではないにしても、何らかのその「生の不安定さ」を抱えているというふうに考えたときに、私がちょっと、上間さんの本や永野さんの本で感じたのは、例えば上間さんがインタビューをされて、そのインタビューの結果をまとめると、本人に聞いてもらうんです。上間さんが朗読するんですね、で、聞いてもらうんですね。

それから、永野さんの場合は当事者グループができるとそこで自分の経験を話す。これは、福祉の世界で今、大変流行っているといいますか、当事者研究みたいなことに近いんですけれども。

それで、問題は要するに自分の途切れ途切れの生をそこでもう一回言語化してつなげていくという行為をしているんですね。それで、上間さんもそれを支援だと思ってやっているわけではなくて、インタビュー調査の手法としてなさっているわけですが、たぶん、そういうことをまず前提にやって、そこから今の、本人が決めるという選択があって、選択をする場合の資源が、チャンスはこういうふうにあるので、こういう段取りがあるわよ、というふうにたぶんそこで出していって、そこで初めて支援というのが出てくるというようなたぶん感じだと思いますね。

ただ、その前に非常に手厳しく裏切られてますから、そういう人たちは福祉事務所に行ってさんざんな目に遭い、病院に行ってさんざんな目に遭い、学校でもさんざんな目に遭っていますから、そういうのを乗り越えられる支援がついていかないとなかなかうまくいかないかなというような感じもしました。やはり、通常、福祉で考える支援というより、もうちょっと深いところから考えないと、なかなか難しいのかなというふうに思いました。

さて、時間がそろそろまとめの時間に入ってきたので、それでは、3分かそのぐらいですけど、ちょっと言い足りなかったこととか、あるいはまとめとして強調したいということをお話していただきたいと思いますが。

では、宮本さん、佐々木さん、上間さん。

宮本 きょうお話しできなかったんですけども、2009年に子ども・若者育成支援推進法というのができたんですね。その法律は若者支援の重要なスタートを飾る1つの重要な法律だったと思うんですけども、一番の特徴は複合的な困難を持っている子ども・若者に対して地域でさまざまな連携体制をつくって、自治体が責任を持って支援を展開するという趣旨だったのです。

それで今、全国で100くらいの自治体、特に大きな自治体を中心ですけども、それが子ども・若者育成支援の法律を前提にして協議会を持ち、総合相談センターを持ってというような形で、長い自治体は10年になるんですね。

それで、その動きをずっと見てみると、今の児童虐待でもそうですけれども、連携体制をつくるということがいかに難しいかということをつくづく思うわけなんです。例えば子どもは一番発見しやすいはず、なぜなら、席が全部あるのは学校ですので学校で発見して、その発見からその地域の適切なところにリファーするというか、連携をしながらその子を見守っていくような体制をつくらうということで、いくつかの自治体は大変な苦勞をしながら学校と専門機関の連携体制をつくってきたんですけども、学校の先生が異動で、中心になっていた先生の最後の一人が消えたとたんに、もう今まで努力してきた体制はなくなるんですよ。

そういう状態があり、かつ、こういう施策というのはやはり流行があって、若者といったときは、ニートのときなんかまさにそうでしたけれども、一種の流行現象になって、各自治体がみんなこぞって予算を立てるわけですけど、その時期が5年たつと施策の重点はどこかに移るわけです。総予算が限定されている中でずっと同じところに使っていたらほかのところに回らないということではあるのですが、子どもや若者の問題というのが流行の中で動いてしまうことの問題を非常に強く感ずるところです。子どもや若者の権利の実現のために絶えず安定的に、コンスタントに体制が維持されていくという、そういう段階に今ないと思います。

そういう点で、対象別にさまざまな制度がありますが、最終的には、年齢、世代、性別に関係なく、とにかく困難があったらどこかへ行けば必ず助けてもらえる体制を地域社会

のなかにどうやってつくっていくかという課題だと思いますが、非常に大きな宿題だなあと感じています。

〔畠田〕 はい、ありがとうございました。じゃあ佐々木さん。

〔佐々木〕 ちょっと、用意していたものは放棄しまして、3分なので、先ほどの、これが始まってやりとりをする中で思いついたことをしゃべります。うまくまとまらなかったらごめんなさい。

本の宣伝ではないんですけど、このシリーズ、私、「教育」の第3巻ですが、この5巻の中で私、一番好きなのは「遊び」の巻、2巻なんですね。好きなのは、それがとても斬新だよなど。貧困を考えるとときに遊びを保障するとかというのは、例えば健康で文化的な最低生活を構成するもの、とてもミニマムで考えたら衣食住とか、医療とか、義務教育とかということ、項目を立てていくと、遊びってOne of themの中でかなりぜいたく品になってしまいがちという意味で斬新だよというふうに思いながら、できた本を読んでみたら、そういう意味での斬新ではなくて、衣であれ、住であれ、教育であれ、すべてにおいて遊び的な要素っていうのをちゃんと考えて貧困と向き合わなければいけないんだというメッセージはけっこう第2巻にはあって。

なぜこんなことを言うかということ、不利とか困難が集中する事例、私、これを貧困というふうに考えていますけれども、この世界、上間さんの報告の中でたくさん出た痛々しいのも含めて、正しくないこととか、逸脱していることとか、世間がべっ視すること、みたいな出来事とか状態がいっぱい出てきます。

2巻を読んでいると、遊びの本質ってそれだというのがすごくわかるんですよ。これは、衣であれ、住であれ、教育であれ、やはり正しくないことというのがあったっていいじゃないかみたいなのが、遊びを大事にすることを認めることなんだろうなというふうに思って、そういう意味で2巻って、3巻よりも2巻、ぜひ買ってくださいと敢えて言いたいです。

何でそう思ったかといったら、上間さんとか永野さんの調査対象の人たちとの関係性を見るとやはり、遊びの本質みたいところを認める、あと、これを言うのと違うと言われるかもしれないけれども、愛するということが構えとしてとてもあって、だからこそ彼女たちはいっぱい語ってくれるし、上間さんたちに助けを求めてくるんだろうなというふうに思って。だからこそ、貧困に相対するときには、遊びを認める、愛する、ということがとても大事だよなというふうに思ってしまったので、用意していたオチは言いません。

以上です。

〔上間〕 2巻、買って帰ります、私（笑）。

精神科医、今、福祉関係の方、多いですよ、それで、ちょっとこれ、言っておきたいなと思っているのが。私、カルテをつくってもらって話せる方が今いて、妊婦のデータの生々を見てもらっているんですけど。すごくきついという話を要はしているんですけど、すごく励まされていて、普通、こういうことだったら乖離が起きてるよと言われてたんですよ。で、もう統合できなくなっちゃっていて、人格もパンパン作って、責任とらない、そういう状態になっているはずだと。聞き続けていたのがやはりそういうふうにさせなかったと言われてたんですね。何にもできてないって本当に思ってるんですけど、あ、そういうところにもあるかって、とりあえず今思っています。

この前、言われて、ちょっとこれ、励みになっているのは、「あと5年かかるかな？」と、この前、私は医師に言ったんですよ。そうしたら、いや、2年かなと言われていて。2年かからないかもよと言われて。すごく危ないことばかりあるんで、本当に私、しょっちゅう、この子と別れた後泣くんです。本人の前でけっこう淡々と聞いて、「えー、そう、こんなことがあったんだ（笑）」と聞いてるんですけど、帰り道の車の中で泣いてるみたいなこと、しょっちゅうあるんですけど。

あと2年なら、全然見ておけるかなと思っています。なので、たぶん、そばにそういう人がいるとマシみたいなこともあるんだなあ。そういう現場をたくさん持っている方が、ここ、きょう来ていると思うんですけど、そばでへーへーと話を聞いているだけでも意味はあるらしいと言っておきたい。以上です。

〔畧田〕 最後に永野さん、お願いします。

〔永野〕 最後になって言いたいことが出てきているんですけども。初めに言うと、ちなみにシリーズ「子どもの貧困」の4巻「大人になる・社会をつくる」は、私も書かせてもらっていますが、もうじき出ますので、そちらもどうぞ。

それはさておきなんですけれども、いろいろ考えることはあるんですが、私が出会ってきた人たちというのは、べつに「かわいそうな人たち」ではないということがあります。

本を通じて言いたかったことを最後に言うとする、やはり目の前に選択的なオプション、さっき少し触れましたけれども、支援があったり、それから奨学金制度があったり、これをとればきっとよくなる、エリート教育のチャンスが目の前にあったとしても、それをつかまなかったのは本人の責任かということ、そうではないということなんですよ。

それをとるか、とらないかを決めるには何が必要かという、基礎的なオプションと言いましたけれども、衣食住がきちんと保障されていて、安全で、暴力を振るわれたい生活ができ、それで、自分のことを応援してくれるようになりガチュアというか、誰かとつながっていききたいという気持ち、つながりがあって、それで自分のことを頑張ったら応援してくれるだろう、喜んでくれるだろうなという人の姿が浮かんで、それでやはり生きていこうと。いろんなことがあったけど自分の人生を生きていこうと思ったときに選択的オプションを選択するわけであって、そこを抜いてライフチャンスというのは語れないというのが最後のコメントです。

すみません、以上になります。

畠田 ありがとうございます。

まとめを永野さんが言ってくださったので私が特につけ加えることはありませんが、たぶん会場の方はもっと、言いたいこととか、質問用紙に書いたことが曲げて伝えられたのではないかと、いろいろそういうご意見もあるかと思いますが。

このシンポジウムを機に、いわゆる制度化された福祉と別に、拡がっているこういう問題群をどうやって制度につながっていくかという質問を広げて、なぜそうなっているか、なぜ同じように重度の虐待が繰り返し起こっているのか、たぶん皆さん同じように思っただらっしゃると思うんですね。

こんな人手不足で外国人労働者といっても、何で非正規で、その収入で生活ができないんですか、という質問があり、とてもここでは答えられないので取り上げませんでしたけれども、結局、もちろんそういうことと構造的につながっている問題だと思いますが、とりわけ社会福祉の問題として、より深く、より信頼できる制度や支援に変えていけるような何か契機となって皆さんの活動をさらに広げていくような、そういう機会であったらよかったというふうに思います。このシンポジウムは、これで終わりにしたいと思います。パネリストの方、そして永野さん、どうもありがとうございました。そして会場の皆さん、どうもありがとうございました。

(了)

シンポジウム資料

『不利の連鎖の中にある「若者」の ライフチャンスを保障するために』

- ◇ シンポジウムの趣旨とねらい
コーディネーター 岩田 正美 氏（損保ジャパン日本興亜福祉財団賞審査委員長）
・・・p. 84
- ◇ パネリスト資料
 - 上間 陽子 氏 ・・・p. 87～ p.95
 - 佐々木 宏 氏 ・・・p. 97～ p.99
 - 宮本 みち子 氏 ・・・p. 101～ p.108

不利の連鎖の中にある 「若者」のライフチャンスを保障するために

シンポジウムの趣旨とねらい

2018年度の「損保ジャパン日本興亜福祉財団賞」は、永野咲さんの『社会的養護のもとで育つ若者の「ライフチャンス」～ 選択肢とつながりの保障、「生の不安定さ」からの解放を求めて』に授与されました。この著作は、社会的養護措置解除後の若者の生活実態を先行研究、著者の量的・質的調査によって把握した上で、社会的養護が保障すべきものを「ライフチャンスの保障」として提示したものです。この「ライフチャンス」とは、「社会的に構築された選択肢（オプション）と社会的つながり（リガチュア）の相互作用により決定される行動の機会」と操作的に定義されています。選択肢（オプション）とは「社会的に構築され、未来に開かれる選択肢」であり、より具体的には「①経済状況、衣食住の状況、安心・安全な環境など、基本的な生活の条件を規定するもの」とされています。社会的つながり（リガチュア）とは「社会的に構築されたつながりの状況」であり、「①家族や社会的ケアなど、自身と社会の間にある関係を規定するもの、②友人関係、教育機関や職場、地域での社会的つながりなど、自身と社会との関係性を規定するもの」と定義しています。さらに、措置解除者達への調査の結果から、永野さんは、選択肢（オプション）とつながり（リガチュア）の欠如だけでなく、その根底に「生の不安定さ」があると指摘しています。したがって、「ライフチャンスの保障」は「生の不安定さ」からの解放でなくてはならないと指摘しています。

ところで、このような「ライフチャンス」の欠如は、むしろ社会的養護措置解除者だけに限定されるわけではありません。若者全体の巣立ちが困難になった現代社会においても、貧困、DV、虐待などの中で育ち、十分な教育を受けられず、まして「ライフチャンス」の保障など無きに等しい若者たちが、社会の周縁に漂っていることは想像に難くありません。しかし、それらは非行や犯罪等との関係で浮かび上がる以外は、隠れて見えにくいと言わざるを得ません。

他方で、若者への社会の注目は、1990年代半ば以降、フリーターやニートなどの存在を介して広がり、2000年以降になると、若者の職業的自立や「人間力」強化などが政府によって推進され、地域若者サポートステーション、自立塾、ジョブカフェなどの取り組みが話題となってきました。それらは、職業的自立を中心としながらも、引きこもりの解消、結婚や子育てに希望を持てる若者の育成等、多様な内容で展開されてきました。このような若者支援策は、現在ではさらに「子ども・若者育成支援」として推進され、民間の多様な相談や「居場所」づくりの取り組みもみられるようになってきました。

また、「子どもの貧困」への注目は、今やブームといってもよいほどです。これに対しては、生活困窮家庭の子どもたちへの学習支援、子ども食堂などの「居場所」づくり、さらには、幼児教育の無償化、奨学金制度の充実など、教育機会の平等の必要が認識されはじめ、そのことが日本の未来を担う人材育成として必要だという声も高まっています。ここでは「職業」だけでなく、その前の「教育」が政策課題として浮上しています。

しかし、これらの「子ども・若者」への注目や施策は、永野さんの言う「生の不安定さ」をその根底にもち、あらゆる選択肢やつながりを否定されてきたような若者が巣立っていく過程でのライフチャンスを保障するような広がりを持てているのでしょうか。職業自立支援は、ともすれば「上澄み層」に集中しがちで、最も不利な若者たちを取りこぼしてきたのではないのでしょうか。また教育支援は子どもたちの「ライフチャンス」を拡げていけるのでしょうか。学校からこぼれおちた子どもたち、重篤な虐待を経験してきた子どもたち、いじめにあっている子どもたちまで、その視野にはいつているのでしょうか。さらに言えば、永野さんの言う「生の不安定さ」の基盤にある「家族」の中の暴力や貧困から子どもたちを解放する道はあるのでしょうか、

「若者・子ども支援」の言説や政策の傍らで、あいかわらず狭められた「ライフチャンス」のなかでしか生きていけない若者が少なからず存在してきたとすれば、彼らの「ライフチャンス」こそ、取り上げられねばならないと考えます。そこで、本シンポジウムでは、あらためて、最も不利な状況で育ってきた「若者」に焦点を当て、その「ライフチャンス」支援の意味とそのあり方を考えたいと思います。

パネリストの上間陽子さんは、不利な若者の中でも、研究としても、政策としても、最も取り上げられにくい、風俗産業等で働く少女たちの、暴力と貧困に彩られた生活史をていねいに記述されてこられました。今回は、若年出産した女性たちへの聞き取り調査から見えてきた問題について語っていただきます。

宮本みち子さんは、日本の「若者論」を最も早くからリードしてきた研究者で、その巣立ちが難しい段階にあることに警鐘をならしてこられました。同時に、その政策や、若者サポートステーションなどの現場での実践にも詳しいので、その立場から、現時点での若者支援策の課題を指摘していただきます。

佐々木宏さんは、教育と福祉の接点で研究を続けられてこられていますが、特に「こどもの貧困」を脱して、若者のライフチャンスを拡大するものとして、期待が高まっている「教育」というプラットフォームの持つ意義と、同時に「安定就業」が必ずしも約束されない中での教育の限界にも言及していただきます。

2019年7月13日 損保ジャパン日本興亜福祉財団シンポジウム

若者たちの調査から見えてきた問題
— 風俗調査と若年出産女性調査から

琉球大学 教育学研究科: 上間 陽子

0. やってきたこと—「支援者」ではなく調査屋

- ▶ **A 東京で主に女性調査:**
 - ① 高校生のエスノグラフィー
 - ② 高校生→20代の継続調査
 - ③ 小学生の友人関係のエスノグラフィー
- ▶ **B 全国的な子ども・若者に関する量的調査:**
 - ④ 小中学生の学校体験調査
 - ⑤ 移行調査(YCSJ)
- ▶ **C 沖縄:**
 - ⑤ 沖縄の学力・学習状況調査の悉皆データの分析(2013年)
 - ⑥ 沖縄風俗業界で働く若者調査(2012年～)
 - ⑦ 若年出産女性調査(2017年～)

1 ふたつの調査の概要

(1) 沖縄での調査⑥⑦のきっかけ—女子中学生が集団レイプ被害後に自死した事件—

- 2010年7月、集団レイプの被害者の14歳の中学生が自殺し、17歳・19歳の3人が準強姦罪で逮捕。
- 被害者と被害者家族へのバッシング。

【調査によって子どもの生育環境・家族を詳らかにする必要を感じる】



(2) 調査の概要

風俗調査

- ▶ 共同研究者: 打越正行さん。
- ▶ 2011年にオーナー等に依頼。
- ▶ 2012年に風俗調査を始め、以後は口コミ。
- ▶ 対象: 風俗業界で働いている若者(既存の法体系のもとでは合法／非合法のラインを行き来しながら生活する若者)
- ▶ 最終的には調査対象者は男女あわせて18名。
- ▶ 調査の直接の協力者に、LGBTの方はいない。調査の設計の仕方が調査協力者を狭めている可能性がある。

若年出産女性調査

- ▶ 共同調査グループ: しんぐるまざーふおーらむ
 - ▶ 対象: 10代で第一子を出産した女性。
 - ▶ 2017年度開始、2018年から単独調査、現在のところ49名。
-



(3) 調査項目—若者にとっての家族、学校、 沖縄の共同体

- ▶ 仕事の詳細な聞き取りと仕事をするまでの話。
 - ▶ 学校生活。思い出に残る教師、仲間関係。
 - ▶ 定位家族と生殖家族の状況。
 - ▶ 子どもを育てる時のネットワークの作り方とその性質。
-



(4) ふたつの調査の調査対象者の共通点

- ① 家族関係が厳しい方が多い。
- ② 男性との関係が厳しい方が多い。
→ 単身：関係解消の時のダメージ、慰謝料・養育費皆無。
→ 婚姻関係：単独で育児、家事。性生活の非協力、暴力。
- ③ 初職が風俗業界の仕事のひとが多い。
- ④ 風俗業界に戻るパターンが一緒。
→ 10代で風俗業界に出入りしていた女性が、子どもを持ち、パートナーと離婚した(別れた)後、生活費・子どもを育てるために、ふたたび風俗業界に戻っている。
- ⑤ 親密な関係性からの暴力の被害者／加害者で、まさに「生の不安定さ」がみられる。



(5) ふたつの調査の調査対象者の違い

- ① 不登校開始年齢が変化
→ 旧調査の不登校開始年齢は中学生、新調査の不登校開始年齢は小学生。
- ② ネットワークの性質が変化
→ 旧調査では地元で密着したピアグループ、新調査ではネット上のママ友グループ。
→ リアルな関係が縮小し、安定的な定位家族か否かが、ダイレクトに現れている。
- ③ 風俗業界での働き方が変化
- ④ 幼少期からの性暴力の事例
→ 「生の不安定さ」の深度がいつそう深い。



③-1 風俗業界での働き方が変化—旧調査では働いている女性とオーナーが近い。

- ▶ オーナーが働く女性の事情や生育歴を把握。
- ▶ 臨月まで働き続けることを許可(お酒を飲まない・仮眠・送迎順番の配慮)。
 - 30万から40万円のお金を用意するために必要。
 - オーナーとの関係に助けている・助けられているという認識。
- ▶ 文化の共有。
 - 「ヤンキー文化」:成人式の儀礼の共有、覚せい剤・クサ使用のルール、入れ墨文化。
 - 地元のネットワークの把握。
 - 暴力を受けるなどしたときの対応。



③-2 風俗業界での働き方が変化—新調査ではネットワークが同世代で閉じている

奈央 お店の中、ボーイとかでも。送迎とかの中でやっぱり自分なんか若いから本当は働けないのに働かしてもらっているみたいな感じだから、本当にもう無理やりみたいな。とかもよく聞くからそれがイヤで最初からあっちは行かない。

上間 そうだったんだ。

奈央 近づかない。あっちには。

上間 すごいね。賢いな。この情報ってどこから回ってきたの？

奈央 友だちが15くらい、卒業してすぐくらいに出勤したのが、Aって若くてすぐ働けるから、そこで働いて、やっぱり若いからって行って、求めてくる体を。

上間 客が？ほんとにもう。

奈央 ほんとにそうだし。送迎の中とかも一番多いうて。すぐ帰してくれないって感じで。そんなのもあるって聞いていたからそれがイヤで。

→奈央(キャバ嬢:仕事開始年齢15歳)

→「未成年だけど働かせてもらっている」という感覚と、そこにつけこまれて性暴力が起きているが、こうした情報が、同世代で共有されるのみで、働いている場所などで問題化しない。

③－3 風俗業界での働き方が変化—新調査では低年齢で性的接触の多い店で働くものがある

上間:暴力は殴る系?

風花:殴る蹴る。

上間:あー蹴るんだ。……………別れるとき、どんなして別れた?

風花:ん——とね——、逃げられた。

上間:あ、向こうがねー。

風花:そうそう、で、なんか、又キ屋(ピンサロ)やってたから……。

上間:あー。

風花:やってたっつーかさせられてー。それで、あっちが「家帰りたくない」っていうから、抜き屋の寮も借りたわけさ、住む家。

上間:ああ、それは風花が借りたわけね?

風花:そうそう。で……………借りて、……一緒に住む、で(又キ屋を)やったわけさ。

上間:うん。

風花:で、住んで一だけど、この風花がこの仕事で稼いだお金全部取られて、でパチンコマシンに入れられて、で、それでもう一携帯代も払えないさ、連絡も誰とも取れないし。

上間:うん……………。

風花:で、……………妊娠したわけさ、この子じゃない。

→風花(風俗嬢:仕事開始年齢14歳)

→14歳のときにいきなりピンサロで仕事開始、寮、暴力、中絶。

(5) 調査であった女性の店舗型風俗の仕事と提供されるサービス内容

- ▶ 仕事の内容、提供されるサービスは違う。
- ▶ 働くひとは、何をしてもよく何は嫌かなど基準を持っており、それを軸にして他の人を侮蔑することもある。

店舗型風俗種類	売買されるサービス
キャバクラ	数名のキャバ嬢とともに客の接待を行う
セクシーキャバクラ(いちやキャバ)	お酒を飲みながら客の接待を行うという点ではキャバクラと同じだが、「おさわり」とよばれる性的接触を含む
ピンクサロン(ピンサロ)	女性は着衣のまま、男性客の射精を行う(ソファ席)
個室マッサージ店	女性は水着や制服などの着衣のまま、男性客の射精を行う(個室)
ヘルス	挿入なしの性行為を行う
ソープランド	性行為を行う

2 調査の方の生育環境・学校歴と 行政との関係

—とくに暴力（（4）－⑤（5）－④）の
関係でみえてきた問題



3 まとめ

(3) 性暴力を黙っているのはなぜか？

- 母親が可哀想。
- 他の子と違う、一緒にいたい。
- 語り方がわからない。

→ でも苦しいから、他の行動をしている。



(4) 支援・介入がとどくために

- ▶ 状態を正確に把握すること。
- ▶ 統合とトリガー回避を進める。
- ▶ 危うい選択にみえたときに悩みは大きいですが、総体的にリスクが回避できているかに絞る。



後期近代の労働の意味変化と 貧困家族の若者たちのライフチャンス保障

2019年7月13日
佐々木宏（広島大学）

永野文献を読んで

- 社会的養護のもとで育つ子ども（若者）の困難・不利の深刻さをあらためて認識。とりわけ、量質両面での分厚い実証が圧巻。
- 質問してみたいと思ったこと
 - （1）ダーレンドルフの「ライフチャンス」論を研究のベースとしたことについて
 - （2）後期近代（20c末～現在／「ポストフォーディズム時代」「脱工業化社会」「排除型社会」「リスク社会」...／労働の意味が「負担から特権へ」変化しつつある時代〔ダーレンドルフ2001〕）の時代的制約を念頭においた場合の「ライフチャンス」保障のあり方について
- さしあたり（2）を中心に。佐々木の最近の二つの仕事①日本の「子どもの貧困」の議論（2008年～）の整理、②途上国での「貧困家族の若者」の調査研究をふまえつつ。

『シリーズ・子どもの貧困③ 教える・学ぶ』〔佐々木他2019〕 の問題意識

- ▶ 貧困家族で育つ子どもへの教育支援を、後期近代の時代的制約を意識しながら検討する。
- ▶ 後期近代：20c末～現在。20c型の社会経済的発展が終わり、新局面を迎えた時代。グローバル化のなか先進国・途上国いずれも巻き込みつつ。英・ブレア政権（1997～2007年）の福祉改革ほか、「自立支援」を掲げる20c末からの社会政策の前提条件。
- ▶ 特徴：経済成長と「就労機会」（安定した雇用）の増加が必ずしも連動しない時代。若者の人生にとって重要なオプションの一つである「就労機会」が増えない・減る時代。晩年のダーレンドルフもこの点を強く意識していたと思われる。
- ▶ 現象：欧：若年者の失業問題、日本：非正規雇用増とWorking poorの顕在化、途上国：急速な教育普及と高学歴失業の深刻化。
- ▶ 「子どもの貧困ブーム」（2008年～）の議論をふりかえると...

現代インドの「雇用なき成長」と貧困家族の若者

- ▶ 「開発と教育」論の大前提
 - ①教育は経済成長に+の効果
 - ②教育は個の「成功」に+の効果
 - ▶ 高度経済成長をすすめる新興国（たとえばインド）では①②の前提に疑問符が？
 - 雇用なき成長
 - 過熱する教育要求（高等教育の爆発的普及）と高学歴者の失業
 - 貧しい若者支援のトレンドは「起業」支援？
- 〔佐々木2017〕〔ジェフリー2014〕

インドの失業率（%）

【好調な経済成長下での失業増】

	1999-2000年	2004-05年	2011-12年	2018年
男性	2.9	2.7	2.9	4.9
女性	2.4	4.2	6.9	14.2
計	2.7	4.2	3.8	6.0

〔Azim Premji University 2019〕

学歴別/年齢別の失業率（%）2011-12年、都市部のみ

【失業者の中心は「若者」「高学歴者」】

	若者（15～29歳）		一般（15～59歳）	
	男性	女性	男性	女性
非識字	2.5	1.6	0.9	0.7
義務教育	5.1	5.8	2.2	3.5
中等教育	12.0	14.6	4.6	9.1
高等教育	16.3	23.4	5.3	12.8

〔針塚2017〕

後期近代の「ライフチャンス」保障の困難 教育訓練・就労支援を念頭に

- 経済成長と就労機会拡大の「蜜月」（20世紀の経済発展にみられた現象）の終焉がもたらす困難
 - ①教育訓練や就労支援が「社会的投資」「貧困の連鎖の打破」の効果的手段になりにくい時代
 - ②教育訓練や就労支援は（意図せざる結果として）若者・子どもたちを排除・周縁化すること。
- 永野先生への質問
現代日本の貧困家族の若者への教育訓練・就労支援の正当性は？
ダーレンドルフの「ライフチャンス」論の可能性は？

参照文献など

- ・ Asim Premji University 2019 *State of Working India 2019*, Centre for Sustainable Employment, Bengaluru, India
- ・ クレイグ・ジェフリー著、佐々木宏ほか訳（2014）『インド地方都市における教育と階級の再生産－高学歴失業青年のエスノグラフィー』 明石書店
- ・ ラルフ・ダーレンドルフ著、加藤秀治郎ほか訳（2001）『現代の社会紛争』世界思想社
- ・ 針塚瑞樹（2017）「インドにおけるノンエリート高学歴者の職業アスピレーション－工学系私立大学卒業者の事例」 Jetroアジ研『アジ研ワールドトレンド』No.258
- ・ 佐々木宏・鳥山まどか編著（2019）『シリーズ子どもの貧困③ 教える・学ぶ－教育に何ができるか』 明石書店
- ・ 佐々木宏（2017）「大学は出たけれど－北インド地方都市の高学歴青年の困難」 Jetroアジ研『アジ研ワールドトレンド』No.258

2019年度損保ジャパン日本興亜福祉財団シンポジウム

若者支援：実態・課題・期待

放送大学客員教授 宮本みち子

アンダークラスが増加

- 不安定な雇用、際立つ低賃金、結婚・家族形成の困難な若者
- 従来の労働者階級とも異質なひとつの下層階級を構成しつつある＝アンダークラス
- 20-59歳アンダークラスの貧困率は男女平均で38.7%（女性は48.5%）
- 学校中退者が他の階級より多い（男性14.3% 女性10.8%）
学卒後直ちに就職した比率が男性で56.3%と少ない
- いじめを受けた経験や不登校経験率が際立って高い（31.9% 9.9%）
- 「うつ病やその他の心の病気の経験」が他の階級に比べて突出して高く、20歳代では30.8%
「絶望的な気持ちになることがある」20代男性32.5%、30代男性36.4%
- とくに男性の満足度は低く、自分の境遇を不幸せと感じながら生きている

出所：橋本健二『新・日本の階級社会』および『アンダークラス』ちくま新書2018

若者への関心・取り組みの経緯

■ 若年労働問題としての関心からはじまった若者施策

フリーターから非正規雇用、ニートへ
 「意欲のない若者」という見方から
 「社会から排除された若者」への取り組みへ

■ 不登校, ひきこもり, 子どもの貧困, 社会的孤立, その他の多様なテーマへの取り組みの広がり

■ 幼少期から成人期に達する子ども・若者の一貫した環境整備へと広がる必要がある。

2009 子ども若者育成支援推進法

2009 ひきこもり対策推進事業

2014 生活困窮者自立支援法

2014 子どもの貧困対策法の登場

2015 若年雇用促進法

貧困や社会的孤立というキーワードが加わることによって、若者問題はより明確に、社会的排除/包摂という枠組みで理解することが現実に合致するようになってきた

20歳の若者のその後の5年間

- 57%が最終調査時点で安定した就労状態を維持している
- 23%が最終調査時点で離学後ほぼ一貫して非正規中心の不安定な就労、一時期不安定を入れると32%が一定期間不安定な状態を続けている
- 最終調査時点で不安定な状態にある割合は
男性23% 女性31%
女性の不安定の程度が高い

乾彰彦/本田由紀/中村高康編

『危機のなかの若者たち—教育とキャリアに関する5年間の追跡調査—』

東京大学出版会

若者無業者対策から見えること

- 若者サポートステーション事業のひとつの功績は、不利な状況にある若者の実態が把握できたこと…それまでは“ニート”といわれる若者の実態を把握できるデータは一切なかった
 - ・負の学校経験
 - ・家族以外の他者関係をもっていない若者
 - ・継続的に参加している場がない若者
 - ・発達障がいやメンタル・精神疾患の診断や疑いも含めた課題をもつ若者
 - ・複雑な家庭環境問題 等

来所する子ども・若者からわかること

- ハイリスクの事例は、さまざまな機関を渡り歩いている（佐賀 48.5% アウトリーチに限ると63.1%）
- 複数の公的支援を受けながらも自立が達成されない子ども・若者の存在
- 伴走型の支援になっていないため、成果が上がらず、拒絶反応が強まる
 - …社会参加・自立まで責任をもって見届ける体制が必要

サポステ事業・子ども若者育成支援施策の限界と課題

- 支援を必要としている若者の捕捉率が低いこと ■

経済給付が皆無であること

海外先進諸国では経済給付つき支援サービスがベースにある

失業者や無業者に対するアクティベーション策になっていない

職業訓練その他の公的サービスを受ける若者が少ない

「来ることを待つ」消極的な施設型支援サービス

若者を包括的に把握をしない・できない

例：サポステ利用者の家庭の経済状況は把握していない

大きな検討課題

- 若者支援策は、親(家族)の扶養を暗黙の前提に、支援サービスを提供するというスタンスに終始
生活困窮者自立支援制度はその欠陥を埋めることができるか？
- 親に頼れない若者は、公的保障のないまま自己責任によって自立することを迫られているが、それができないまま若者期が終わる人々を公的責任で引き受けざるをえない時期がやがてくるだろう
- 過去10年におよぶ若者対策は、福祉国家政策の枠内にその着地点を見出したのではなかった。 **欧米諸国における「ワークフェア」よりも素朴で“腰のひけた”政策展開**
(法政大学 児美川孝一郎氏)

- ・ 就労による収入だけでは生計は立てられないケースもあることを前提。多様な働き方のメリットを認める
ユニバーサル就労の構築 ケアサービス付き
- ・ 支援サービス
 - ① 雇用や居住コミュニティにつなげる
必要に応じて心身のケアを受けることを可能に
 - ② 包括的で柔軟なサービス
 - ③ 担い手として行政と多様な民間事業者
- ・ 生計費の不足を補う補完型所得保障・・・自治体だけで解決できるわけではないが問題を発信することはできる
- ・ 住宅保障・住宅手当の導入
- ・ 早期支援の開始、伴走型支援・・・重要、長期的なゴールのイメージをどう共有するか

佐賀 スチューデントサポートフェイスの例 アウトリーチという方法の意味

NHK総合テレビ(平成27年8月31日 午後10時～10時48分)

「プロフェッショナル 仕事の流儀」の放送

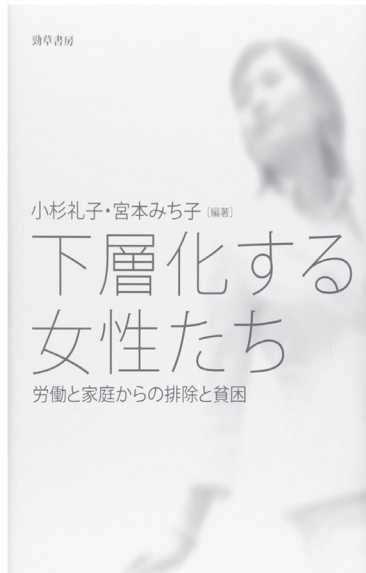
————→ アウトリーチを受けたい家庭が全国から殺到した

■ アウトリーチの意義

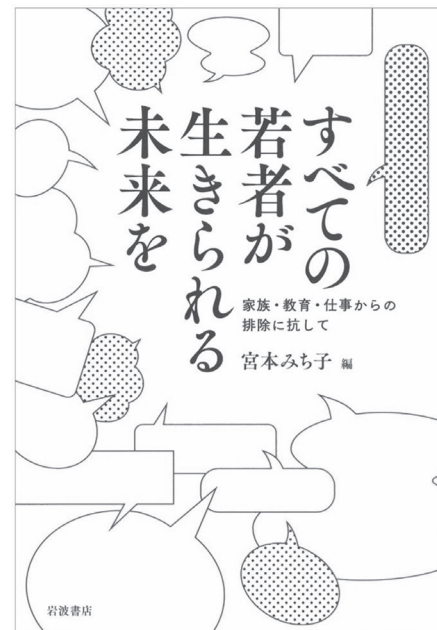
- ・相談機関への来所ではわからないニーズの把握が適格にできる
- ・対象を丸ごと把握し、伴走することが可能になる
- ・専門分化したサービス、縦割り行政化したサービスに対抗できるもの
- ・ソーシャルワークが重視してきた 伴走/寄り添い型の支援に近い方法

何が必要か？

- 若者への投資は社会の発展にとって不可欠の条件だという価値を確立するために尽力してほしい
- 子ども・若者支援は崩壊する地域社会の再建の一環だという認識をもって事業に取り組んでほしい
- 諸機関が連携して、若者の実態把握と支援計画に自覚的に取り組んでほしい
- 困難を有する青少年を総合的に支援するために、個別の相談機関その他専門機関の情報を一元化して、公的責任において、若者の自立を保障する社会システムを作ることを期待



小杉礼子・宮本みち子(2015年 勁草書房)
『下層化する女性たち—労働と家庭からの排除と貧困』



宮本みち子編(2015 岩波書店)
『すべての若者が生きられる未来を—
一家族・教育・仕事からの排除に抗して』岩波書店



参考 一般社団法人COLABO

すべての少女が「衣食住」と「関係性」をもち、困難を抱える少女が搾取や暴力に行き着かなくてよい社会をめざして活動。相談・食事・チャルターでの保護、宿泊支援、自立支援シェアハウス、啓発活動をしている。



Tsubomi Cafeは、10代向けの無料カフェ。
改装したバスを拠点に、渋谷、新宿で定期的に開催しています。



もっと子どもを大事にして。そして愛して(18歳・Mさん) 少女から大人たちへのメッセージ 第34回

2018/08/09

世の中には虐待する大人(親)が、たくさんいると思います。私の親もそうです。親は離婚して父子家庭です。今は親と離れて暮らしていますが、一緒に暮らしていた時は毎日が地獄のようでした。

「死にたい」「親を殺したい」そんなことばかり思っていて、家に帰りたくなくて、学校が終わってそのまま家出したりしていました。

いつものように怒られながら殴られている時、「なんでこんなことするの?」と勇気を出して言いました。すると親は「お前達が全部悪いんだ! お前達は母親に捨てられたんだよ、わかる?」と答えました。

そこで私は「母親に捨てられたんだ。もう誰にも頼れない……」、そうずっと思っていました。友達に相談して、友達の親と交番に行き児相(児童相談所)に行ったりもしました。

でも結局、親が迎えにきて帰られました。児相は守ってくれる人達だと思っていたので裏切られたような気分になり、その日から私は児相の人達を信用しなくなりました。頼ったってどうせ助けてくれないから。現在は、弁護士さん方に助けて頂き、自立援助ホームという所で生活しています。

私みたいな人生を送っている人は、少なくとも必ずいるはずで。死のうとしている子や、家出している子、体を売っている子はたくさんいると思います。

だから大人(親)の皆さん、もっと子どもを大事にしてください。もし自分達のせいで子ども達が亡くなってしまったり、誘拐などされてしまったりしたら、絶対に後悔すると思います。

学校の先生も、近所の人も、児相の人も、誰にも助けてくれない世の中にならないようにするべきだと思います。今は助けてくれる人達が増えてきていますが、まだ助かってない子達の方が何倍も多いと思う。

お父さん、お母さん、自分の子どもを愛してあげてください。躰をすることは大事だと思います。でも虐待は絶対にダメ、それは愛じゃない。

虐待が完全に無くなるように、毎日私は祈っています。

審査講評

損保ジャパン日本興亜福祉財団賞
審査委員長 岩田 正美

《審査経過》

2018年度の「損保ジャパン日本興亜福祉財団賞」は、(一社)日本社会福祉学会会員及び社会福祉関係学会役員、(一社)日本ソーシャルワーク教育学校連盟加盟校の社会福祉教育課程の長、その他の指定推薦者から32件31編の推薦を受けた。候補として推薦された著書は、2017年4月から2018年3月末日までに公刊されたもので、社会福祉を主なテーマとして論述したものである。これらの著書について、計3回<2018年9月18日(火)、2018年10月25日(木)、2018年12月15日(土)>の審査委員会が開催された。

第1次審査では、推薦著書について、「審査に関する整理の視点」を基準に審査を行い、基準に該当する9編を第2次審査の対象文献として選考した。

第2次審査では、審査対象になった推薦著書に対しては各2名の審査委員が、精読し5段階評価と各自の書評を事前に書面にて提出した。その上で、審査委員会では、各書評を基に審査を進めた。その結果、第2次審査では、第3次審査対象文献(財団賞候補)として3編が選考された。

第3次審査の対象となったのは、永野咲『社会的養護のもとで育つ若者の「ライフチャンス」選択肢とつながりの保障、「生の不安定さ」からの解放を求めて』、下尾直子『知的障害のある子を育てた母の障害観 ICFによる質的分析から』、朝倉美江『多文化共生地域福祉への展望 多文化共生コミュニティと日系ブラジル人』である。

この3編については、審査委員全員が精読し、5段階評価と書評を書面で提出した上で、最終審査委員会が開かれた。最終審査委員会での厳正な審査の結果、2018年度損保ジャパン日本興亜福祉財団賞として永野氏の『社会的養護のもとで育つ若者の「ライフチャンス」 選択肢とつながりの保障、「生の不安定さ」からの解放を求めて』を理事会に推薦することとした。なお2018年度の奨励賞の対象はなかった。

永野氏の財団賞受賞作の要旨、選定理由については、後述する。選外となった下尾氏の『知的障害のある子を育てた母の障害観 ICFによる質的分析から』は、知的障害者の母親へのグループディスカッションをもとに、障害者と社会を結ぶ仲介者としての母親の障害観を描き出すこと、母親当事者の声をICFのコードにリンクさせることで、「社会モデルでも個人モデルでもないモデル」を表現しうる道具としてのICFを模索しようとしたものである。

母親当事者の語りから、その障害観を抽出し、ICFと関連させた分析を行うという意欲的な取り組みではあるが、母親の障害観を明らかにすることと、ICFがツールとして使用できることを明らかにすることは本来目的が異なる。この異なる2つの目的があるために議論の一貫性が損なわれ、分析や考察に説得力がなくなってしまう。また、調査対象の選定の恣意性や先行研究の処理、著書全体の構成についての問題等も指摘された。

朝倉氏の『多文化共生地域福祉への展望 多文化共生コミュニティと日系ブラジル人』は、日本からブラジルへ移民した日系ブラジル人が、今度は日本へ移住するというトランスナショナルな生活実態を主題とし、コミュニティのもつ排除の側面を克服する多文化共生地域福祉を展望したものである。

現代的な課題である移民労働者(外国人労働者)を取り上げている点で時宜にかなったテーマであり、またその労働だけでなく生活問題を地域福祉の観点から取り上げていることは評価される。ただし、先行研究への言及がないため本書の位置づけが不明であること、方法に関する記述がないため、一冊の研究書としてのまとまりがないなどの問題が指摘された。

損保ジャパン日本興亜福祉財団賞

《選定理由》

著書

『社会的養護のもとで育つ若者の「ライフチャンス」

- 選択肢(オプション) とつながり(リガチュア) の保障、
「生の不安定さ」からの解放を求めて』

(明石書店 2017年12月発行)

著者 永野 咲 氏

(所属 昭和女子大学人間社会学部福祉社会学科 助教)

子どもの貧困や虐待問題への注目が深まるなか、社会的養護の役割が重要性を増している。だが、日本における社会的養護は、その形態（施設か里親かなど）などへの議論に傾斜しがちであり、社会的養護を経験した後の生活データを基礎に、社会的養護は何をなすべきかを検討した試みは少ない。

本書は、社会的養護が保障すべきものを「ライフチャンスの保障」として仮定し、その実現に何が必要であるかを考察したものである。考察の前提として社会的養護措置解除後の生活実態が、先行研究、著者の量的・質的調査の実施によって丁寧に描かれている。それらのデータをもとに「ライフチャンス」概念を操作して行われた分析には説得力がある。社会的養護の本質に正面から挑んだ、力強い研究として評価できる。

【本書の要旨】

本書は序章、1-5章、終章から構成されている。序章では研究の背景と目的、及び、研究の視座と方法が述べられている。まず、社会的養護には、衣食住の保障に限定されない、多様な機会の回復の保障の役割があるが、実際には年齢要件によって社会的養護の措置が解除され、社会への自立が強いられていることが指摘される。

このような背景のもと、本書の目的として、第一に措置解除後の生活実態を明らかにする必要がある。そのために質的調査と量的調査の両方を組み合わせたトライアングレーションの手法によって措置解除後の生活実態のより正確な把握を試みている。さらに第二の目的は「社会的養護が何を保障すべきか」という点について新たな方策を探ることである。

第1章では英国のブレア政権の下で実施された社会的養護改革のキーワードとなった「ライフチャンス」の保障と、そのライフチャンス概念の第一人者としてのラルフ・ダーレンドルフの定義を紹介している。

それらを踏まえて、本書ではライフチャンスを「社会的に構築された選択肢（オプション）と社会的つながり（リガチュア）の相互作用により決定される行動の機会」と操作的に定義した。オプションとは「社会的に構築され、未来に開かれる選択肢」であり、より具体的には「①経済状況、衣食住の状況、安心・安全な環境など、基本的な生活の条件を規定するもの」である。リガチュアとは「社会的に構築されたつながりの状況」であり、「①家族や社会的ケアなど、自身と社会の間にある関係を規定するもの、②友人関係、教育機関や職場、地域での社会的つながりなど、自身と社会との関係性を規定するもの」と定義している。

第2章では社会的養護の措置解除となった若者の生活実態把握についての内外の先行研究を整理している。

そこから、特に日本では量的調査が不足していること、質的調査については研究が活発化しているもののニーズ把握のための調査にとどまっているものが主であること、入所前から現在までを通した分析が少ない傾向にあること、退所者を分類したうえで分析する必要があることを指摘している。

このような状況を打開して、社会的養護のもとで育った若者の問題を包括的・体系的に把握するためには「ライフチャンスの保障」という概念の導入が必要であるとした。

第3章では社会的養護のもとで育つ若者のライフチャンスを量的に把握するため、自治体が実施した4つの調査の二次分析、児童養護施設を対象としたアンケート調査等の一次データの分析を行っている。

この結果からオプションについては教育機会の格差が深刻であること、重篤な経済的困窮に陥る退所者が存在していること、18歳未満で「自活」退所を余儀なくされた場合に職業・居住が不安定な状況に陥りやすいこと、就業形態と経済状況や進学に社会や施設間格差があることを明らかにしている。また、リガチュアについては退所者と施設のつながりが切れていく状況を明らかにしている。本書ではこのような状況をライフチャンス・デプリベーションであると指摘している。

第4章ではライフチャンスの質的把握のため、社会的養護のもとでの生活を経験した若者21名を対象にインタビュー調査を行い、ライフチャンスを構成する概念的カテゴリーをあらためて抽出している。まずインタビュー調査の方法と分析方法が示され、次にインタビューデータを質的データ分析法（佐藤 2008）によって分析している。

これにより、ライフチャンスを構成する概念的カテゴリーとして2つのオプション（「基礎的オプション」と「選択的オプション」）を抽出し、3つのリガチュア（「家族のリガチュア」「施設のリガチュア」「社会のリガチュア」）を抽出した。さらにオプションでもなく、リガチュアでもなく、両者の根底にあるものとして「生の不安定さ」を概念的カテゴリーとして抽出している。

さらに、調査協力者の「生活の場」の変化に着目して、(1) 家庭復帰タイプ、(2) 家庭からの入所・退所タイプ、(3) 再保護タイプ、(4) 乳児院からの入所・退所タイプの4つのタイプに分類している。

第5章では第4章で抽出された概念カテゴリーと調査協力者のタイプを利用して、タイプごとのライフチャンスのありようを再文脈化し、「生の不安定さ」とライフチャンスの関係を分析している。

終章ではダーレンドルフのライフチャンス概念と、子ども・若者を対象にした本書でのライフチャンスの違いが説明され、特に「生の不安定さ」の存在を強調している。したがって、社会的養護におけるライフチャンスの保障は、「生の不安定さ」からの解放が重要であるとした。

また、社会的養護においては、回復するライフチャンスと制限されるライフチャンスがあることを整理し、ライフチャンス・デプリベーションの改善の必要性、オプションの制度的底上げの必要性、社会のなかで新たなリガチュアを築いていくきっかけの必要性、「生の不安定さ」への対応を課題として挙げた。

【審査委員会における評価】

本書の審査過程において以下の点が評価された。

第一に、社会的養護は一体何を保障しようとしているのか、という根源的な問題意識を強く持ち、措置解除後の利用者の生活実態を、量的・質的調査を動員して、真正面から議論した。社会的養護のもとで育った若者に関する既存の調査研究が限られているなか、大変意欲的・本格的な研究といえる。

第二に、実証研究データを分析するための理論的概念を重視し、英国の社会的養護改革で用いられた「ライフチャンス」に着目して、ダーレンドルフのライフチャンス概念を援用したことが、この研究の成功の鍵となった。

第三に、ダーレンドルフの「ライフチャンス」概念は、特に質的調査の分析過程で、2つのオプション（「基礎的オプション」と「選択的オプション」）、3つのリガチュア（「家族のリガチュア」「施設のリガチュア」「社会のリガチュア」）として操作的に展開されただけでなく、さらにオプションとリガチュアの根底にある「生の不安定さ」概念の独自の生成に到達した。オプションとリガチュアと「生の不安定さ」の力動的な関連は、社会的養護のもとで育った若者の状況を、説得的に説明することを可能にし、しばしば使われる「つながり」や「生きづらさ」などの情緒的概念を打破するものだといえる。第4章、第5章の理論的概念と実証データの相互作用は、本書を読み応えあるものにしており、研究の面白さが伝わってくるようであった。

第四に、先行研究についても丁寧にまとめられており、調査方法や分析手続きなどの叙述も手堅い、さらにライフチャンス・デプリベーションにある若者に対して、当事者参加によるオプションの制度的底上げなどの提言もなされていることに好感を持った。

以上のような評価の一方でいくつかの問題点も指摘された。まず、データ分析に関する問題点である。参照できる量的データが少ないために結果として二次分析の制約が大きくなってしまったが、外国の調査等も含めてメタ分析のようなかたちで利用することもできたかもしれない。また、質的調査の調査協力者の大学進学割合が高かったことや当事者活動参加者の割合が高かったことなど標本の偏りの問題も気になった。

次に本書のライフチャンス概念を分析として使用する際のコード分類の問題がある。本書におけるリガチュアは家族、施設、社会のように整理されているが、公共圏と親密圏のつながりが混在しており、このことがリガチュアの実証をやや難しくしたという印象を受ける。また、オプションのコードとして整理された虐待や不安定な住居については、リガチュアとも捉えられ、両者の重なり合いを含んだ構造的整理が重要だったのではなかろうか。

さらに、重要概念として生成された「生の不安定さ」は、著者も自覚しているようにリガチュアのコードであるとも考えられるのではないか。つまり基礎的なリガチュアとその上に築かれるリガチュアというように、時間軸で整理することもできる。この場合は、「生の不安定」をあえて使わなくても良かったかもしれない。

また、英国の社会的養護改革とダーレンドルフのライフチャンス概念の紹介は、やや唐突の観もあり、もう少し深い言及が欲しかった。英国ブレア政権の第三の道は、結果の平等より機会の平等を重視しており、そのことが、社会的養護においてはプラスになったのかもしれないが、その評価も含めた紹介があればなおよかった。これはいずれ日本の制度改革を本格的に展望する場合は、特に必要であろう。


最後に、本書が社会的養護の本質についての意欲的な議論を提供したことは疑いもないが、日本の社会的養護の場で議論されている自立論や家庭復帰論、ソーシャルワークの在り方等との差異を明確に書いてもらいたかったとの意見もあった。

【結論】

以上のような課題もあるとはいえ、本書は「2018年度損保ジャパン日本興亜福祉財団賞」に相応しい著書であると審査委員全員が判断し、一致して推薦することを報告する。





損保ジャパン日本興亜福祉財団賞受賞者

	著者 受賞時職名	著書または論文名	
第1回 1999年 (平成11年) <著書部門>	社会福祉学博士 金子 光一氏 淑徳大学社会学部助教授	『ピアトリス・ウェップの 福祉思想』 (ドメス出版、1997年)	
	<論文部門>	医学博士・工学博士 筒井 孝子氏 国立公衆衛生院研究員、 国立病院・医療管理研究所研究員	「介護保険制度下における ケアシステムの未来」 (社会保険旬報、1998年)
第2回 2000年 (平成12年) <著書部門>	社会学博士 池本 美和子氏 日本福祉大学社会福祉学部助教授	『日本における社会事業の形成』 (法律文化社、1999年)	
	<論文部門>	社会福祉学博士 北場 勉氏 日本社会事業大学社会福祉学部助教授 平岡 公一氏 お茶の水女子大学文教育学部教授	「社会福祉法人制度の成立と その今日的意義」 (季刊社会保障研究、1999年) 「社会サービスの多元化と 市場化」 (『福祉国家への視座』、2000年)
第3回 2001年 (平成13年) <著書部門>	社会福祉学博士 大友 信勝氏 東洋大学社会学部教授	『公的扶助の展開』 (旬報社、2000年)	
	<論文部門>	社会福祉学博士 門田 光司氏 福岡県立大学人間社会学部教授 社会福祉学博士 松山 毅氏 日本福祉教育専門学校専任講師	「学校ソーシャルワーク実践に おけるパワー交互作用モデル について」 (『社会福祉学』、2000年) 「イギリス近世初期の慈善活動 の成立過程に関する一考察」 (『日本福祉教育専門学校研究 紀要』、2001年)

	著者 受賞時職名	著書または論文名		
第4回 2002年 (平成14年) <著書部門>	社会福祉学博士 田中 英樹氏 長崎ウエスラン大学現代社会学部教授	『精神障害者の地域生活支援』 (中央法規出版、2001年)		
	<論文部門>	文学博士 田川 佳代子氏 愛知県立大学文学部助教授	「高齢者ケアマネジメントに おける倫理的意思決定」 (『社会福祉学』、2001年)	
第5回 2003年 (平成15年) <著書部門>	社会福祉学博士 坂田 周一氏 立教大学コミュニティ福祉学部教授	『社会福祉における 資源配分の研究』 (立教大学出版会、2003年)		
	<論文部門>	社会福祉学博士 大原 美知子氏 東京都精神医学総合研究所 主任技術研究員	「母親の虐待行動と リスクファクターの検討」 (『社会福祉学』、2003年)	
		菊地 英明氏 東京大学大学院/ 国立社会保障・人口問題研究所研究員	「生活保護における 『母子世帯』施策の変遷」 (『社会福祉学』、2003年)	
		社会福祉学博士 寺田 貴美代氏 清和大学短期大学部専任講師	「社会福祉と共生」 (『社会福祉とコミュニティ』 東信堂、2003年)	
第6回 2004年 (平成16年) <著書部門>	心理学博士 山口 利勝氏 第一福祉大学人間社会福祉学部 (通信教育部)助教授	『中途失聴者と難聴者の世界』 (一橋出版、2003年)		
	<論文部門>	社会福祉学博士 李 政元氏 関西福祉科学大学社会福祉学部 専任講師	「高齢者福祉施設スタッフの QWL測定尺度の開発」 (『社会福祉学』、2003年)	

	著者 受賞時職名	著書または論文名	
第7回 2005年 (平成17年) <著書部門>	法学博士 廣澤 孝之氏 松山大学法学部教授	『フランス「福祉国家」体制の形成』 (法律文化社、2005年)	
第8回 2006年 (平成18年) <著書部門>	菅沼 隆氏 立教大学経済学部教授	『被占領期社会福祉分析』 (ミネルヴァ書房、2005年)	
<論文部門>	社会福祉学博士 村田 文世氏 日本女子大学大学院人間社会研究科 博士課程後期	『『委託関係』における当事者組織 の自律性問題-組織間関係論に依 拠した理論枠組の構築-』 (『社会福祉学』、2005年)	
第9回 2007年 (平成19年) <著書部門>	社会学博士 星加 良司氏 東京大学先端科学技術研究センター 特任助教	『障害とは何か-ディスアビリティ の社会理論に向けて-』 (生活書院、2007年)	
<論文部門>	博士(人間福祉学) 金子 絵里乃氏 法政大学現代福祉学部 現代福祉学科任期付専任助手	『小児がんで子どもを亡くした母 親の悲嘆過程-「語り」からみる セルフヘルプ・グループ/サポー ト・グループへの参加の意味-』 (『社会福祉学』、2007年)	
第10回 2008年 (平成20年) <著書部門>	博士(学術・福祉) 大友 昌子氏 中京大学現代社会学部教授	『帝国日本の植民地社会事業 政策研究—台湾・朝鮮—』 (ミネルヴァ書房、2007年)	
第11回 2009年 (平成21年) <著書部門>	博士(文学) 金澤 周作氏 京都大学大学院文学研究科准教授	『チャリティとイギリス近代』 (京都大学学術出版会、2008年)	

	著者 受賞時職名	著書または論文名	
第12回 2010年 (平成22年) <著書部門>	博士(社会福祉学) 秋元 美世氏 東洋大学社会学部教授	『社会福祉の利用者と人権 — 利用関係の多様化と権利保障』 (有斐閣、2010年)	
第13回 2011年 (平成23年) <著書部門>	博士(教育学) 仁平 典宏氏 法政大学社会学部准教授	『「ボランティア」の誕生と終焉 — 〈贈与のパラドックス〉の 知識社会学』 (名古屋大学出版会、2011年)	
第14回 2012年 (平成24年) <著書部門>	博士(社会福祉学) 谷口 由希子氏 日本福祉大学福祉社会開発研究所 研究員	『児童養護施設の子どものための 生活過程 — 子どもたちはなぜ排除状態 から脱け出せないのか』 (明石書店、2011年)	
第15回 2013年 (平成25年)	博士(法学) 水島 治郎氏 千葉大学法政経学部教授	『反転する福祉国家 — オランダモデルの光と影』 (岩波書店、2012年)	
第16回 2014年 (平成26年)	学術博士(人間科学) 齊藤 弥生氏 大阪大学大学院人間科学研究科教授	『スウェーデンにみる 高齢者介護の供給と編成』 (大阪大学出版会、2014年)	
第17回 2015年 (平成27年)	博士(文学) 青山 陽子氏 成蹊大学ほか非常勤講師	『病いの共同体 — ハンセン病療養所における 患者文化の生成と変容—』 (新曜社、2014年)	
第18回 2016年 (平成28年)	博士(社会福祉学) 衣笠 一茂氏 大分大学福祉健康科学部学部長 教授	『ソーシャルワークにおける 「価値」と「原理」— 「実践の科学化」とその論理構造—』 (ミネルヴァ書房、2015年)	

	著者 受賞時職名	著書または論文名	
第19回 2017年 (平成29年) <財団賞>	博士(法学) 田中 拓道氏 一橋大学大学院社会学研究科 教授	『福祉政治史 - 格差に抗するデモクラシー』 (勁草書房、2017年)	
<奨励賞>	安藤 藍氏 首都大学東京都市教養学部 都市教養学科人文・社会系助教	『里親であることの葛藤と対処 - 家族的文脈と福祉的文脈の交錯』 (ミネルヴァ書房、2017年)	
<奨励賞>	桜井 啓太氏 名古屋市立大学大学院人間文化研究科 講師	『<自立支援>の社会保障を問う - 生活保護・最低賃金 ・ワーキングプア』 (法律文化社、2017年)	
第20回 2018年 (平成30年) <財団賞>	博士(社会福祉学) 永野 咲氏 昭和女子大学人間社会学部 福祉社会学科 助教	『社会的養護のもとで育つ若者の 「ライフチャンス」- 選択肢と つながりの保障、「生の不安定さ」 からの解放を求めて』 (明石書店、2017年)	

公益財団法人損保ジャパン日本興亜福祉財団の理事（2019年12月現在）

（敬称略）

理事長	二宮 雅也	（損害保険ジャパン日本興亜取締役会長）
専務理事	松林 宏	（常勤）
理事	秋山 弘子	（一般社団法人高齢社会共創センターセンター長）
理事	大橋 謙策	（テクノエイド協会理事長）
理事	小林 光俊	（敬心学園理事長）
理事	冷水 豊	（元上智大学教授）
理事	竹内 孝仁	（国際医療福祉大学大学院教授）
理事	田中 滋	（埼玉県立大学理事長）
理事	長嶋 紀一	（日本大学名誉教授）
理事	古川 貞二郎	（恩賜財団母子愛育会会長・元内閣官房副長官）
理事	森嶋 昭夫	（名古屋大学名誉教授）

第21回損保ジャパン日本興亜福祉財団賞の審査委員（2019年度）

（敬称略）

審査委員長	岩田 正美	（日本女子大学名誉教授）
審査委員	秋元 美世	（東洋大学教授）
審査委員	岩崎 晋也	（法政大学教授）
審査委員	大島 巖	（日本社会事業大学教授）
審査委員	平岡 公一	（お茶の水女子大学教授）
審査委員	山縣 文治	（関西大学教授）
審査委員	和気 純子	（首都大学東京大学院教授）

損保ジャパン日本興亜福祉財団叢書 No. 95

第20回損保ジャパン日本興亜福祉財団賞受賞記念講演録

発行日 2020年3月

発行者 公益財団法人損保ジャパン日本興亜福祉財団
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

電話 03-3349-9570 FAX 03-5322-5257

URL <https://www.sjnkwf.org/>

Email office@sjnkwf.org